

三浦市民生活向上会議活動評価促進部会

三浦市地域福祉活動計画

(第2次計画改定版／答申書)





Contents



第2次三浦市地域福祉活動計画の改定にあたって	4
第1章 計画の目的及び特色	5
1 計画改定の目的	5
2 計画改定の背景	5
3 地域福祉活動計画と地域福祉活動計画の関係	6
4 計画の策定手法と経過	7
5 三浦市社会福祉協議会の役割	9
第2章 三浦市の概要と生活問題及び地域の概念	10
1 三浦市の位置	10
2 三浦市の人口	10
3 三浦市の産業	12
4 三浦市の財政状況	14
5 生活問題の把握と住民の意識	16
6 計画における「地域」の概念	18
7 地域力の評価と住民の役割	18
8 計画事業の評価	21
第3章 基本理念と基本計画	23
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本方針と基本計画	23
3 計画の期間	24
4 計画の体系図	24
第4章 計画の重点的取組	25
1 ニーズ把握機能の強化と相談からサービス提供までの 一貫した支援体制の確立	25
2 就労困難者に対する支援	25
3 広域事業の展開	25
4 住民活動の推進支援	25
第5章 実施計画	27

1	生活支援の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	（１）権利擁護システムの整備・・・・・・・・	27
	（２）誰一人として孤立させないための支援の強化・・・・・・・・	39
2	住民活動の推進支援・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	（１）住民活動の推進と行政との協働関係の確立・・・・・・・・	61
3	社協事業の総合的推進・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	（１）三浦市地域福祉活動計画の進行管理・・・・・・・・	85
	（２）企画・調整・調査・研究・・・・・・・・	86
4	三浦市らしい豊かさの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	88
	（１）環境問題への取り組み強化・・・・・・・・	88
	（２）広域モデル事業の試行・・・・・・・・	92
	（３）海など自然環境を生かした地域福祉事業の試行・・・・・・・・	94
	（４）市民オンブズマン制度の確立・・・・・・・・	95
	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	97

第2次三浦市地域福祉活動計画の改定にあたって

三浦市民生活向上会議委員長 大野 和男



筆者近影

このたび、三浦市地域福祉活動計画改訂版を発行するのはこびとなりました。まずは、事務局としての役割を担いとりまとめの労を惜しなかつた

三浦市社会福祉協議会に敬意を表します。また、今回の計画策定に向けて、具体的な活動の取り組みを行いながらまとめていった委員各位の真摯な姿勢に私自身学ぶところが多くありました。各委員のご苦勞を多とし、併せて感謝の意を表するところです。

さて、今回の地域福祉活動計画改訂版は、2003年3月に策定された「私たちにでもできることがある」と表題のある三浦市地域福祉活動計画（以下、第1次計画とよぶ）をもとにしています。今回はこの第1次計画の評価をきちんと行い、今後の課題を明確にすること、加えて今日的な社会構造の変化をふまえ、あらたに活動計画に盛り込む必要のある課題を明らかにすることに置かれました。

検討会を通してまず明らかになったことは、この第一次計画が、その後三浦市が社会福祉法の制定との関連で平成17年8月に策定した「三浦市地域福祉計画」とその多くは重なっており、行政と社会福祉協議会が協働する基盤が築かれたことで、その実効に大きな期待が持たれていたにもかかわらず、実際は実質的な進展がみられないという残念な結果を共通の認識とせざるを得なかったということでした。

それでも進展がみられたのは、市民祭りや、高齢者への居宅サービス、権利擁護事業などですが、これは社会福祉協議会が自らの事業として主体的に取り組んでいるものばかりでした。それ以外のところはほとんどが取り組まれていないか、取り組まれていても従来どおりという評価です。それに加えて三浦市が策定した地域福祉計画がほとんど着手されていない実態もあらためて浮き彫りになりました。

上記二つの計画は、計画策定にあたっては市民参加型をとり、地域別に住民への説明会や意見交換会の開催など労力と時間をかけて

策定された経緯があります。三浦市民にとってこれらの計画は、市民としての自らの主体性を意識しながら参加して創りあげた財産であったはずですが、それがその後、検討や説明もないまま実行されないまま放置されているというのは極めて遺憾な状況で、この状況認識は今回の向上会議における各委員の底流に位置づけられるところとなりました。

実行性のない計画はいくら策定しても意味がない、すでに三浦市には二つの包括的な内容を持った計画が策定されているので、まずはそのなかから今日の状況に照らしていくつかの課題を抽出・焦点化し、それを実行可能なところまで具体的に道筋をつけていくべきである、というのが論議の主流となりました。

その一つとして、地域移行、地域生活支援を主旨とした障害者自立支援法が制定された状況において障害者福祉の充実に係る取り組みが喫緊の課題であるとししました。障害者の就労訓練・支援に係る社会資源の開発という観点から、昨年12月に県内最初の「多機能型としびショップ」が三浦市内に誕生していますが、これは本委員会が指向する成果のひとつです。三浦市社会福祉協議会と民間団体(NPO 法人)の協働による精力的な取り組みで実現しましたが、地域福祉活動としての今後の展望を切り開く期待を担っています。

今回の三浦市民生活向上会議は、既述のように課題を三つに分けて検討を進めました。それは活動評価促進部会、ボランティア活動推進部会、福祉のまちづくり部会で構成され、その成果が今回の活動計画に反映されています。そのどれもが、三浦市行政、社会福祉協議会、市民の三者による責任性と連携・協働によって達成されるものであり、そのうち一つでも欠落したり弱体であったりすると市民の生活の向上、市民の福祉の向上は困難となるということでもあります。

計画策定後の進行管理と評価検討を行うことはあたりまえのことですが、今回の活動計画の特徴として、三浦市としての地域特性を考慮し年次的な計画の推移とその量的な達成に加え、質を評価するための成果指標の双方から検討を行うことのできるよう個々の計画を策定していることにあります。

市民のみなさまにおかれましては、今回の市民活動計画にいかにより具体的な中たちで参画していけるか、活動をいかに創出していけるか、是非とも身近に引き寄せて考えていただきたいと願っております。

第1章 計画の目的及び特色

1 計画改定の目的

平成21年度以降の三浦市における地域福祉活動の指針となる住民計画を策定することを目的とする。

本計画は、平成8年度、平成15年度に策定された「三浦市地域福祉活動計画」に続く住民主体の行動計画であり、この間の目まぐるしい社会情勢の変化や法制度の改変、そこから生まれた新たな課題や社会ニーズに対応することを命題とする。なお、計画の推進における本会の役割に基本的な変化はないことから、前計画の改定計画とすることにした。

2 計画改定の背景

社会構造の変化に伴い、かつてない少子高齢化社会を迎えたこと、これに伴って「福祉」を取り巻く環境が劇的に変化したことは前計画でも述べたとおりである。その対象も従来の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童からリストラによる失業者、ニート、生活基盤が不安定な中高年世帯、ホームレスに至るまで多岐にわたる。

社会環境の劇的な変化の中でも特筆すべきは、三障害（身体・知的・精神障害）を統合してサービスを供給しようという「障害者自立支援法（平成18年4月）」の施行であろう。同法は、障害者の自立を支援する観点から、地域生活と就労を進めようというもので、そのサービスは、居宅介護、短期入所、児童デイサービスなどの事業が介護給付として、移動支援などの事業が地域生活支援事業として、

実施される。

振り返れば、障害保健施策は、平成15年度にノーマライゼーションの理念に基づいて導入された「支援費制度」により飛躍的に充実したといわれている。他方、課題も少なくなかった。縦割り行政の制約から、障害種別ごとにサービスが提供されることにより、施設や事業体系が複雑化し使い勝手が悪かったり、サービスの提供体制が不十分な自治体も多く、それを必要とする当該者にサービスが供給されないという地域格差も露見した。また、三浦市のように財政力の乏しい自治体では、増加するサービス利用費用の財源の確保に困窮するという事態も発生している。

こうした制度上の不備を解消し、より利用者に立脚したサービス供給体制を確立しようと制定されたのが障害者自立支援法である。

障害者自立支援法のポイントは、先にも述べたとおり、障害の種別にかかわらずサービス供給体制を一元化し、施設、事業を再編したことにある。また、利用者に最も身近な市町村がその責において、サービスを提供するようになったこともその大きな特徴といえる。

しかし、障害児の療育や生活支援などをおこなう施設サービスについては、障害者のサービスと異なり、その体系の見直しが行われていないなど課題も多い。

ともあれ、こうした社会環境の変化においてキーワードとなるのは「利用者の自己選択」にあることはいうまでもない。それは「利用者主体の福祉サービスへの転換」を意味し、サービスを利用し選択

する当該者の「サービスの主体」としての自己形成がなされていてこそ成立する。利用者がサービスの主体としての自己をいかにして成熟させるかが課題になるということだ。

我々は、こうした時代の潮流を背に、今後のあるべき地域福祉のあり様を計画化するとともに、改正介護保険法等に見られる「地域志向」の精神を具現化しなければならない。

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

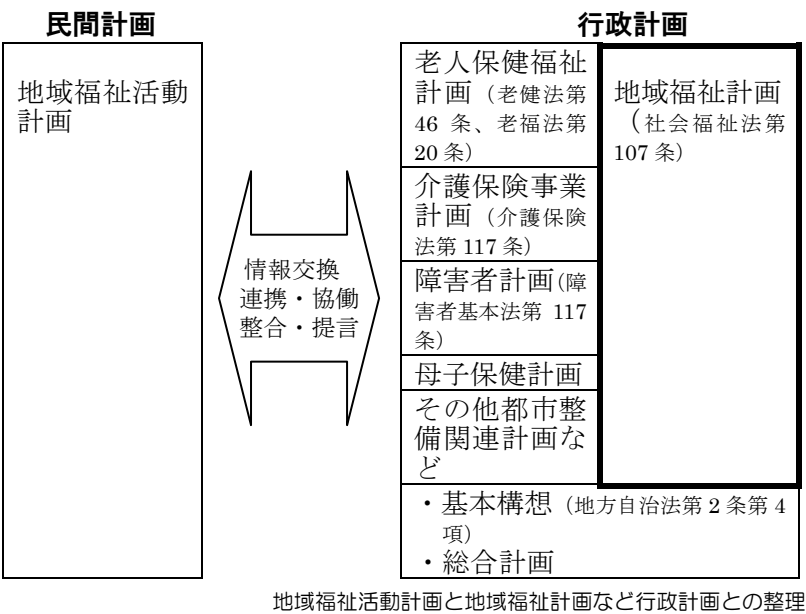
「地域福祉活動計画とは、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめをいう」（平成4年全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定の手引き」より）。また、行政に先行して旧来か

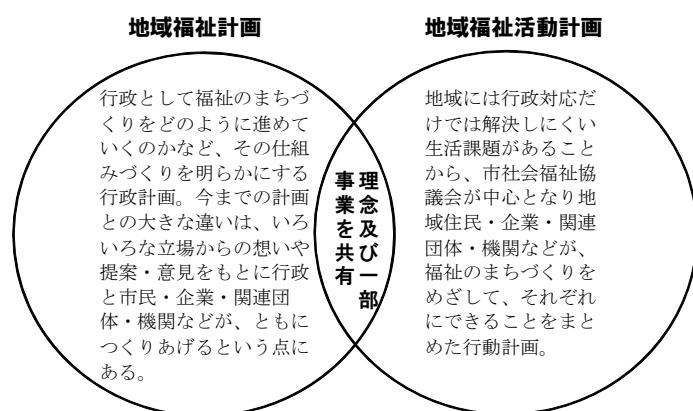
ら策定されてきた経緯を持つ。事実、行政計画たる「地域福祉計画」の策定が法制化される以前から、本会では「地域福祉活動計画」を策定しており、本計画が第3次改訂計画あたるとは前述のとおりである。そこで本項では、本計画とも密接に関連する行政の「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性について整理したい。（下図参照）

地域福祉計画の法令根拠は社会福祉法第107条（平成15年4月1日施行）にあり、これによると「市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。」とある。なお、

厚生労働省社会保障審議会福祉部会がまとめた「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え／平成14年1月28日）」には、次のような記述もある。

「社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活





動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。」(上図参照)

これは「地域福祉計画策定の手順」という項で示された見解であり、地域福祉活動計画と地域福祉計画が一体的に策定されることの可能性を示唆するものである。

このように、社会福祉法に基づき行政が「地域福祉計画」を策定することが規定されたことを受け、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が持つ重要性はより高まったといえる。

以上のような状況を参酌しつつ、神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会がまとめた「改定地域福祉プラン21～かながわ指針～」の一節を引用する。

「地域福祉活動計画は市町村地域福祉計画とともに福祉のまちづくりを協力して追求する関係にあり、市町村地域福祉計画の基盤的条件を提供し、ある場合にはそれを補完しつつ、かつ批判的に提言する役割を果たすことが期待される。」

また、次のようにも述べている。「社会福祉協議会は地域福祉の専門的中核機関として、福祉のまちづくり活動(福祉コミュニティ形成)へ向けた地域住民の主体的参加と協働を支援することをその中心的な業務とする。同時に行政と民間活動の協働の場を媒介する機関で

もある。地域福祉活動計画の策定はこうした社協の基本的目的を達成するために欠かすことのできない専門的業務の一つなのだ。」と。

このように、地域福祉活動計画は、地域福祉計画との協調関係によって「福祉のまちづくり」を具現化すべき計画として位置づけられる。

併せて、計画策定のプロセスそのものが地域の組織化や活性化につながるような工夫がなされなければならない。

4 計画の策定手法と経過

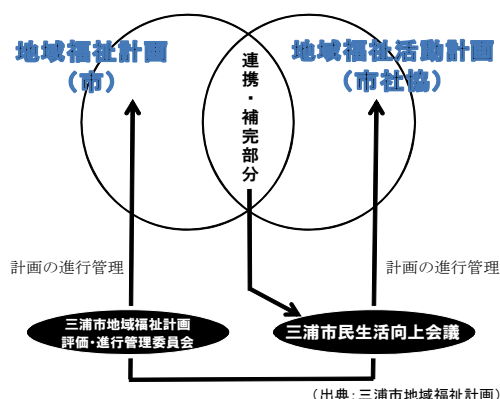


三浦市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の進捗の管理を通して、行政・社協・住民・関係機関・団体間での「地域福祉の推進」に関する認識と「地域福祉の推進における課題」の共有化を図るとともに、これを三浦市が策定した「地域福祉計画」に反映すべく組織され

たのが「三浦市民生活向上会議」である。

同会議は、市民各層からの幅広い参画のもとに組織され、協働をキーワードとした住民懇談会並びに市民フォーラムの開催や、部会活動の積極的な推進を通して、地域福祉の推進をめざすとともに、会議に参画する委員自身が「一人の住民」として地域を再発見し、やがては「地域福祉推進の中核的リーダー」として、そこで獲得した技能を地域に還元していくことを目的としている。

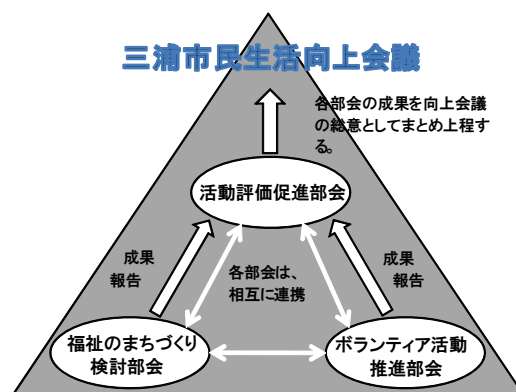
また、「三浦市地域福祉計画」（平成17年8月）において、『地域福祉活動計画との連携・補完部分の評価・進行管理は、地域福祉活動計画の評価・進行管理を行う「三浦市民生活向上会議」が担いますが、この生活向上会議の委員の中には、地域福祉計画の評価・進行管理委員の構成が予定されます』とされていることから、地域福祉活動計画の進行管理をおこなう「三浦市民生活向上会議」は、民の立場から地域福祉計画におけるこの共有部の進行管理を担うことをも、その責務となった。（下図参照）



つまり、三浦市民生活向上会議の役割は「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理並びに「三浦市地域福祉計画」との連

動・連携のあり方を模索することにあるわけだが、これをより効果的に推進するため、委員会に3つの部会を設けた。①活動計画評価促進部会②福祉のまちづくり検討部会③ボランティア活動推進部会がそれで、下図は、その概念図となる。本図を見てもわかるとおり、各部会は有機的に連携・連動。部会毎に活動成果をとりまとめ、これを三浦市民生活向上会議に上程する仕組みになっている。

一連の過程において3部会の中でも事務



局的役割を担う活動計画評価促進部会は、それぞれの報告を総括するとともに、これを「地域福祉活動計画」との関連から精査・集約し、課題の整理へと結びつけていく。併せて、「地域福祉計画」における「地域福祉活動計画」との共有部にも、同様のアプローチをおこなっていくものとしたことは、前述のとおりであるが、これについては、捗捗しい成果をあげるには至らなかった。理由は色々考えられるが、三浦市が評価・進行管理委員会を設置しなかったことが最大の要因ではないだろうか。いずれにしても、少なからず「地域福祉計画」の策定に関与した本会にもその責めは帰すものと考えている。

なお、こうした仕組みの中で、その事務局を担う本会の役割は以下のとおりで

ある（詳細については後述）。

- ①**具体的なケースの処遇検討から不足しているサービスや社会制度の不備を炙り出す作業**
- ②**上記①を踏まえて、ニーズ把握から実質的生活支援策をフロー化する作業**
- ③**住民（モデル地域の選定による）、当事者、関係機関・団体へのヒアリングの実施**
- ④**上記②～③を踏まえて、地域課題の解決方策を見出す作業（優先順位、実施時期、財源の確認等）**
- ⑤**個別実施計画の素案づくり**

このように、基礎資料や各種データの収集は、主に本会が担い、それを三浦市民生活向上会議の各部会に提出する仕組みを採った。

5 三浦市社会福祉協議会の役割

今日の長期的低経済成長社会の中において、多様なサービス需要と少子高齢化は自治体財政の弱体化を招く一つの要因となっている。政府の三位一体改革路線は、この傾向に拍車をかけ、多くの自治体が財政難に見舞われていることも見逃せない。事実、各種事業の縮小や一部の自治体は、財政再建団体への危機に晒されている。特に財政基盤の脆弱な三浦市にとっては「地方の自律性を高める」という改革のスローガンも虚しく響くばかりである。

残された行政の選択肢は、限られた財源の中で、徹底的に無駄を省いた適正な支出に傾注すると同時に、市民の協力を求めることにある。行政関係者は、今こそ、市民の持つ潜在的な能力に目を向け、当該市民の協力を得る唯一の理念が対等

なパートナーシップにあることを再認識しなければならない。併せて、社協は、こと地域福祉の分野において、市民を主役に仕立てるプロデューサーの役割を演じなければならないところである。それは、地域の組織化に始まり、政策提言、市民活動団体（NPO 含む）に対する実務研修機会の提供、並びに資金融資に至る一連のプロセスを総合的にサポートし、行政と市民活動団体の協働を「民間地域福祉の中核組織」という独自のスタンスから推進することにある。本計画における本会の役割もそれから乖離するものではない。

第2章 三浦市の概要と生活問題及び地域の概念

1 三浦市の位置



(平成20年12月1日現在)
人 口：48,908人
男性 23,823人 女性 25,085人
世 帯 数：18,279世帯
市域面積：31.27平方km

三浦半島の先端、横須賀市の南に位置する。三方を海に囲まれ、西岸は相模湾、東岸は浦賀水道（東京湾）、南岸は太平洋に面し、南端部には城ヶ島が浮かぶ。市域の大部分は標高40～60mの台地で、その間に小さな谷戸が入り組む。平地は少ないが標高の高い山も無く、最高峰は神奈川県最低峰となる岩堂山。起伏にとみ、水田に適した低地は少ない。そのため、台地上における、野菜畑の保有面積は市域面積全体の約37%に及ぶ。黒潮の影響により年間を通じて温暖な気候にも恵まれ、ほぼ全域にわたって腐食質の黒ボク土が覆う土壌は極めて富養で農業に適するからだ。低地の多くは、住宅地として利用されており、また、大きな河川も少

ない。こうした地形・地勢が、農漁業を基幹産業とする本市の産業を決定づけている。

2 三浦市の人口

平成20年12月1日現在の三浦市の人口は、48,908人。平成6年10月1日現在の54,339人をピークに減少の一途を辿っている。

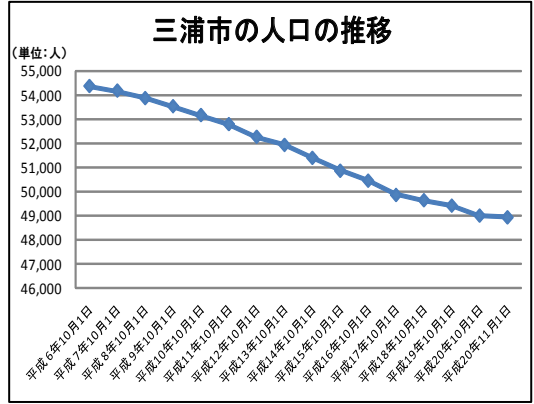
三浦市では、現在策定中の次期基本計画・次期実施計画において、人口や地域経済、都市構造については10年後を見据え、計画実現に必要な施策の見直しを4年ごとにおこなうとしている。急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため。そして、この素案の中で、10年後の本市の政策人口（政策展開による目標人口）を約5万2千人とした。急激に少子高齢化が進行する中で、次期基本計画策定作業の初期段階でおこなった三浦市独自の人口推計によると、10年後には、およそ4万5千人にまで減少してしまうという。こうした趨勢を踏まえつつ、その現実を諦観するのではなく、公共施設を始めとする都市機能や市民生活の維持に支障をきたさぬよう、贅肉を徹底的に削ぎ落とし、豊かな未来、元気で魅力的な三浦市を創造すべく、10年後には総人口を約5万2千人、世帯数を約1万9千世帯の都市となるよう定めたわけだ。

今、地方自治体を取りうる道は、2つある。1つは、三浦市のように人口増による地域経済の活性化や税収増等の財政効果に期待して従来型の地域再生・活性化策を継続する路線である。もう一つは、人口の減少を時代の趨勢として真摯に受

け止め、予測される人口の減少と高齢化等の見通しを前提に、これまでの公共インフラや行政サービスを抜本的に見直し、「都市の縮小」ないし「まちの再改造」を実施するかである（注1）。

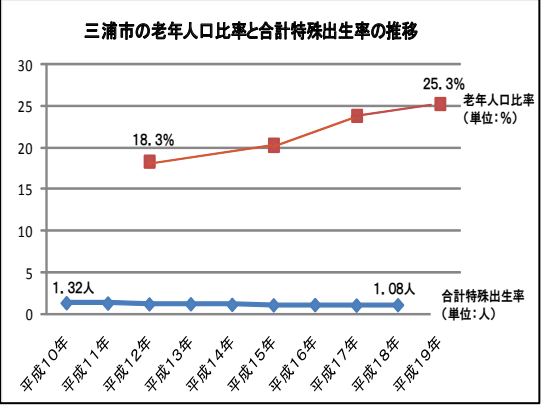
注1＝こうした考え方をスマートシュリンク（smart Shrink）という。持続可能な地域の形成を目指す成長管理を意味するスマートグロース（Smart Growth）の対語で、絶対的な人口減少下で住民の生活の質（Quality Of Life）を維持・向上していくための地域マネジメント手法を総称する概念。地域が、積極的に公共事業や公共サービスの供給を効率化する一方、特異性を見出して地域間の競争力を確保するなど、「賢く、縮小していかなければならない」ということを意味している。

いずれにしても、それを選択するのは市民なのではないだろうか？そのために三浦市は、現行の厳しい状況を三浦市民に積極的に情報公開しなければならない。



（基礎データ出典：三浦市 HP/市民協働部統計情報課）

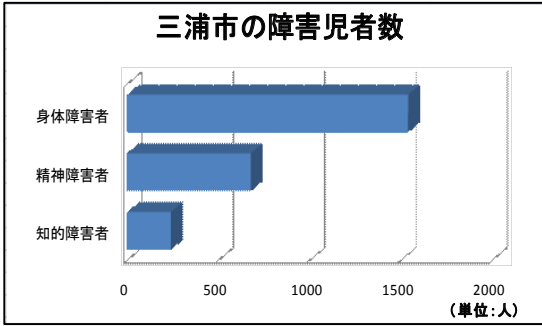
さて、三浦市の人口構造について言及したい。人口の高齢化が進行するもとで、本市の老年人口比率（人口に占める65歳以上の割合）は、26.99%（平成21年1月5日現在）と県下でも高位にある。また、合計特殊出生率も1.08人（平成18年度）と低下している。今後さらに高齢者の医療費や介護サービスなどの社会保障費が増大するであろうことは必至である。



（データ出典：神奈川県三浦半島地区地域保健医療計画）

もとより、少子化の進行も、子供と家庭、社会に様々な影響を及ぼす。子供同士の「ふれあい」の機会は減少し、自主性や社会性が欠如する—といったことが懸念されるからだ。また、核家族化の進行によって、家庭、地域での子育て機能が低下する恐れも否定できない（三浦市の世帯構成人員は平均で、2.6756人。1世帯3人平均を大きく割り込んでいる。平成20年12月1日現在）。

この他にも、年金、医療などの社会保障費用における労働者層の負担の増大や、若年労働者の減少等による社会の活力の低下、人口減少による経済縮小といった社会問題が顕在化している。

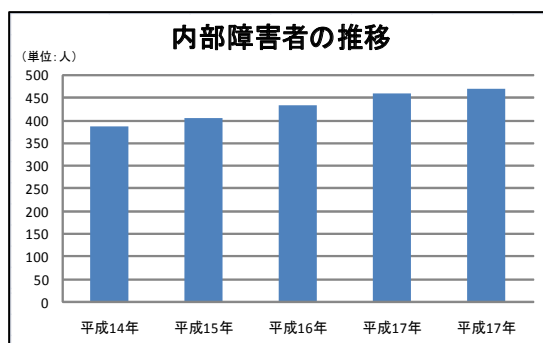


（データ出典：三浦市障害者福祉計画/平成19年3月）

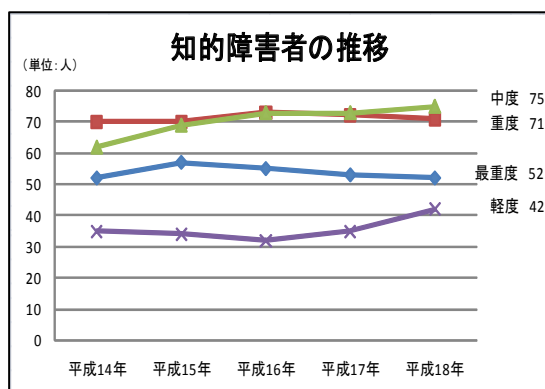
上グラフは、三浦市障害者福祉計画に掲げられた数値（平成18年4月1日現在）を基に作成したものだが、同計画書によ

ると障害者の数は、増加傾向にあるという。人口が減少する中で、こうした傾向を示すということは、中途障害者の割合が高まっているとみるべきかも知れない。

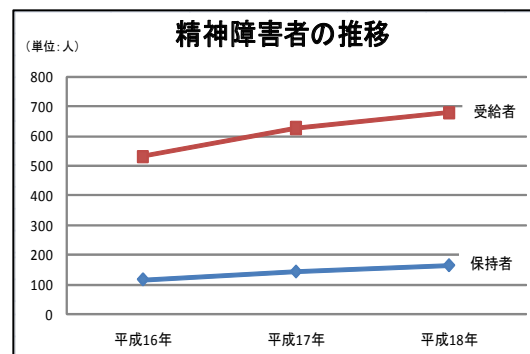
身体障害者の内訳は、手帳保持者 1,540 人中 783 人、50.84%が肢体不自由。139 人 9.03%が視覚障害。133 人、8.63%が聴覚または平衡機能障害。15 人、0.97%が音声機能、言語障害または咀嚼機能障害。470 人、30.51%が内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害）となっている。この中でも、最も増加しているのは内部障害で、平成 14 年との比較で 21.8%の増。健康診査や健康相談の充実による、疾病の早期発見・治療・予防の大切さを痛感させられる。



次に知的障害者であるが、療育手帳保持者 240 人中、75 人、31.25%の当該者が中度であり、この中度及び軽度が増加傾向にあるという。



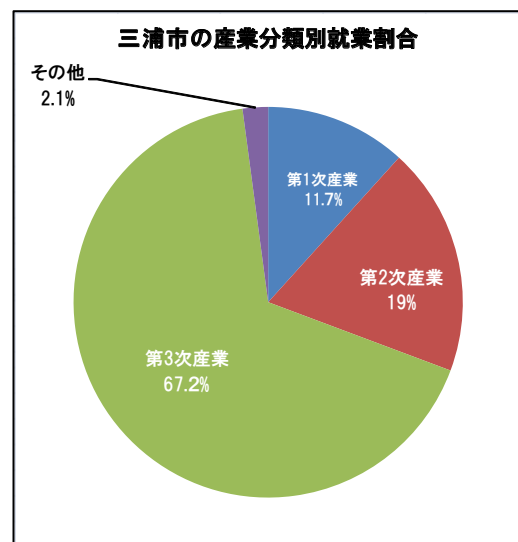
最後に精神障害者であるが、精神障害者保健福祉手帳の保持者と自立支援医療受給認定者の総計は、678 人。保持者、受



給者ともに増加の一途を辿っている。

しかしながら、障害者を取り巻く本市の環境は必ずしも良好とはいえず、施設サービス、在宅サービスともに他市との比較において、立ち遅れている感は否めない。

3 三浦市の産業



(データ出典：神奈川県三浦半島地区地域保健医療計画)

本市の産業別就業人口を神奈川県全体と比較すると、農業・漁業といった第 1 次産業に占める割合が高く（第 1 次産業 2,954 人、第 2 次産業 4,777 人、第 3 次産業 16,935 人。総就業人口 25,184 人と

なっている)、本市の基幹産業となっている。三浦半島域でみても、横須賀市、逗子市、鎌倉市、葉山町がそれぞれ就業人口1%台ないし1%未満であるのに対し、三浦市は11.7%と著しくその割合は高い(平成17年国調)。これも半島の南端に位置する地形・地勢によるものと考えられる。



平成9年に設置された風力発電の風車を望む大根畑

市域の大部分は台地で水はけもよく、気候も温暖であることから野菜栽培が盛んにおこなわれてきたことは前述のとおり。年間を通じて様々な野菜がつくられ、大根、キャベツは国の、スイカは県の主要野菜指定産地となっており、京浜市場への重要な供給地としての役割を果たしている。



市営魚市場に
水揚げされたマグロ

併せて、三方を海に囲まれた立地から沖合、沿岸、遠洋と幅広い形態で営まれてきたのが、もう一方の主要産業である

漁業だ。特にマグロを主体とした遠洋漁業は三崎漁港(注2)を中心に漁船が集まり、全国の拠点として繁栄してきた経緯を持つ。ところが(生鮮食料品を冷凍設備によって生産地から直接消費者に送り届けられるようになる)、冷凍マグロの時代に入ると、水揚げは保冷力と買付力で差のある東京、清水に吸引され、昭和43年をピークにオイルショック、200カイリ規制の強化、さらには輸入の増大などから徐々に活力を失うことに。また乱獲による海洋資源の枯渇に始まり、原油価格の高騰といった社会情勢から、沖合、沿岸漁業も遠洋漁業の後を追うが如く衰退の一途を辿る。

注2＝三崎漁港は、特定第3種漁港。特定第3種漁港とは、利用範囲が全国的な漁港のうち、特に水産業の振興のため重要な漁港として政令で定められた漁港。全国で13漁港が指定されている。日本を取り巻く海の内、オホーツク海と瀬戸内海の沿岸にはなく、本州と九州の太平洋・日本海・東シナ海にのみ分布する。



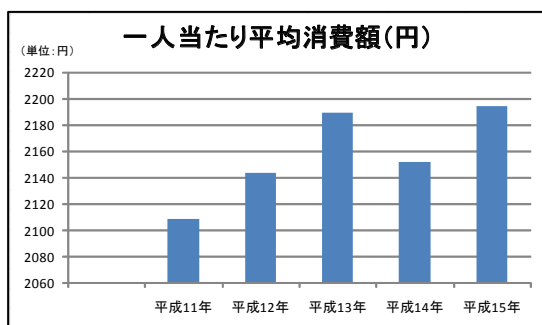
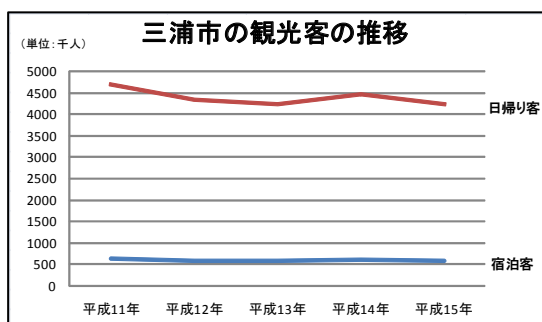
城ヶ島沖上空から三崎漁港を望む(神奈川県HPより)

また、現市政以降「もてなしの心」を標榜し、シティーセールスに躍起であることは周知の事実。そこには、農業・漁業に次いで本市の産業基盤となる観光業を再生させたい意図がある。かつては、首都圏住民の日帰り観光のメッカとして栄えてきたが、その約半数は、夏場に集

中しており、来遊客は年々減少傾向にある。(注3)



注3＝「観光面では、三浦海岸（主に海水浴客）、城ヶ島（景観）、油壺（水族館・景観）、三崎下町（グルメ・土産）その他で年間479万人（平成15年）の観光来遊客が訪れている。（中略）また、ここ数年観光客一人あたりの消費額は伸び悩んでいる。（「三浦市バイオマスタウン構想」から抜粋）」



果たして三浦市の産業は、必ずしも芳しい状況にないことは明らかである。同様に、市内に点在する商店街は、駐車場を備えた大規模小売店出店の煽りを受ける格好で、シャッター通りの様相を呈し、徒歩圏内を生活圏域としていた高齢者や

障害者の社会参加の機会を奪うなど2次的な影響も顕在化しつつある。

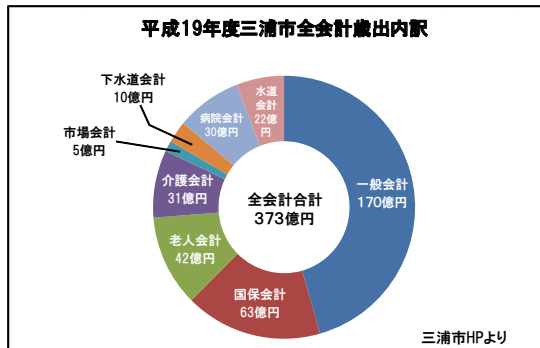
そんな中であって、三浦市の農業は、温室やビニールトンネルを使わずに露地栽培ができる地の利を生かし、また、近隣に大市場を抱えるなどの条件をもって、高い収益をあげている。事実、三浦市の野菜生産額は、全国市町村第1位の大根、6位のキャベツ、カボチャ、11位のスイカと有数の生産を誇っている(平成16年)。また、全国農家の専業率が16%であるのに対し、三浦市の農家は63%と高い割合を示している。

4 三浦市の財政状況

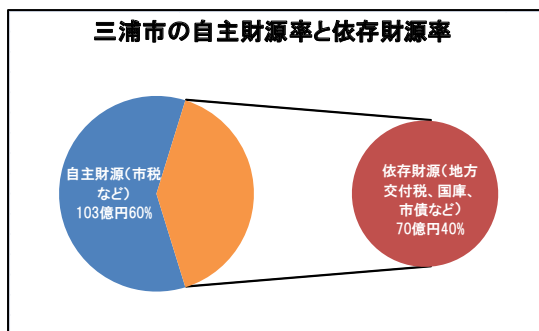
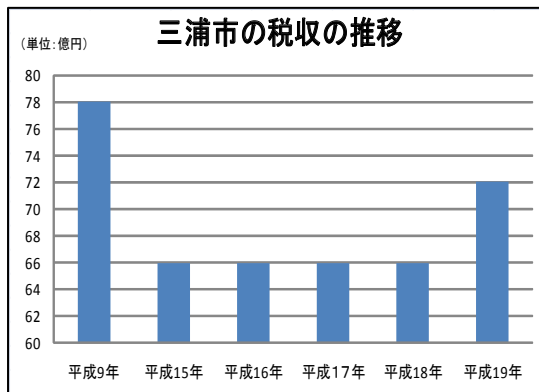
地方公共団体が、住民ニーズに的確に対応するには、毎年、支出が必要となる義務的経費に充てる財源に加え、社会経済や行政需要の変化に適切に対応するための財源を確保しなければならない。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性という。三浦市の経常収支比率(注4)は、平成17年度に100%となり、その後18年度に98.9%、19年度に98.8%と極めて高い水準で推移しており、財政は危機的に硬直化していると言わざるを得ない。家計において、住宅ローンや食費、光熱水費の支払いに給与の大半を費やしてしまうと、当然のことながら、衣服費や余暇費にこれを充当することは困難となる。現在の三浦市はまさにそれと同じ状況なのである。

注4＝財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。一般的

に 75%～80%未満が妥当だとされ、80%を超えた時点で、財政は硬直化するといわれている。



三浦市全会計の平成 19 年度決算額は、373 億円。一般会計が 170 億円と全会計の 46%を占めているが、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費、扶助費に病院会計を加えた医療福祉費の総計は 166 億円にのぼる。少子高齢化による人口の減少は、地域経済の衰退による税収の減少とともに、福祉、医療サービス等の財政需要の増嵩をもたらす要因となっている。

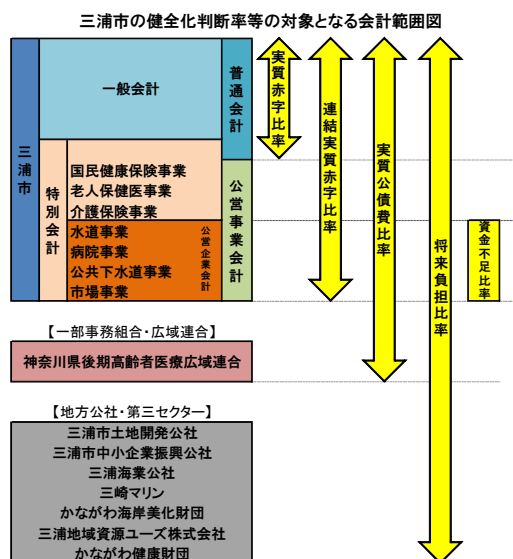


ところが、三浦市政策経営部財政課によると市税収入は、平成 9 年度をピークに減少を続け、平成 15 年度から 18 年度までは 66 億円で推移。平成 19 年度の増加は、所得税から住民税への税源移譲に起因する一としている。

なお、地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の経営の健全化を目的に、平成 19 年 6 月に成立、公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表が義務付けられた三浦市の健全化判断率(注 5)によると、実質赤字比率(一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)、連結実質赤字比率(全会計を対象とした実質赤字額又は不足額の標準財政規模に対する比率)、実質公債費比率(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率)、将来負担比率(地方公社や損失補償をおこなっている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率)のいずれの基準もクリアしている状況ではあるが、公営企業を対象とした「資金不足比率」では、20%の基準に対し、例えば病院事業会計などは 26%と健全化を要する数値を示している。

	指 標	三浦市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断率	実質赤字比率	赤字なし	13.43	20
	連結実質赤字比率	赤字なし	18.43	40
	実質公債費比率	8.4	25	35
	将来負担率	146.8	350	—
	将来不足比率(病院事業会計)	26.5	20	—

注5=「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律に基づき、地方公共団体は、平成19年度決算から、毎年度、実質的な赤字や第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの実質的な資金不足に係る指標（「資金不足比率」）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが義務づけられた。



※普通会計とは、総務省が所管する「地方財政状況調査」（通称「決算統計」）において統計上の比較を可能にするために作られる会計。一般的には中央集権と思われる我が国の地方行政であるが、重要な「規格」において統一が果たされていないために非効率を招来している面が多々あり、決算統計もそのひとつ。地方自治法では、「一般会計」「特別会計」の立て方がきちんと定義されていないために、一般会計に何の予算が含まれているかについては自治体の恣意に任されている。そのため、自治体相互の比較において、一般会計同士の決算を比較しても意味がないという事態に陥っている。このため、決算統計では、特別会計に属するべき事業を「公営事業会計」（「公営企業会計」ではないことに注意）として定義し、普通会計を「公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの」と定義し、自治体同士の横の比較を可能とし、さらに過去の決算との縦の比較においても支障ないようにしている。

こうしてみると、漁業隆盛期に設けられた市立病院、市営魚市場、市営水道事業が、今後さらに三浦市の財政を圧迫することは明らかなようである。

5 生活問題の把握と住民の意識

個人が家庭や地域において人として尊

厳をもってその人らしい生活を保障するためには、当該個人に対して社会連帯の考え方に沿って適切な支援をおこなうことが求められる。それは、従来のように限られた者の保護・救済に留まらず、国民全体の生活の安定を支えるに相応しい社会福祉の新たな枠組みを構築することであり、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、利用者支援の仕組みや適正な市場競争によって育まれる質の高い福祉サービスの拡充、地域での総合的な支援をおこなう体制を確立することと同義である。ゆえに、個々の住民が持つ「生活問題」を顕在化する作業は計画の根拠となるばかりでなく、必然であった。前計画の策定において、各種団体ヒアリングや住民懇談会、住民アンケートを精力的にこなしたのは、そのためである。また、その手法が高く評価され、全国社会福祉協議会より表彰を受けることとなったわけだが、国及び地方公共団体の「社会福祉を増進する責務」を前提としながらも、地域福祉の主体たる住民の視点から、あるいは当事者の視点から福祉制度・施策、地域の再構築をおこなうことは、まさに本計画の本旨となるだろう。本改定計画では、基本的に前計画策定時に顕在化された「生活問題」を計画の根拠として踏襲することとしたが、深刻な少子高齢化社会を背景に、より三浦市の実態を鮮明に映し出すべく、三浦市の縮図ともいべき地域を抽出し、当該地域を対象に悉皆による全世帯調査を実施した。

対象とした地域は、三崎城跡の真下に位置し、天然の良港たる北条湾に面する日の出区。日の出区は漁業の隆盛とともに栄え、また、市内随一の商店街を有する商業地域でもあった。近くに船着き場

があったことから、花柳界としても知られ、同一区域内には旅館や料亭がひしめいていたという。また、明治5年～41年までの期間、区域内初となる小学校も開校されていた（元禄9年浦賀奉行の所管となるまで三崎奉行の番所が置かれた跡地に三崎郷学校（後に東岬学校と改称）が開校していた。現在の三崎小学校の前身である）。しかし、漁業の衰退や大規模小売店の出店といった社会情勢に気押され景気は徐々に低迷。就労機会の減少と相まって、市内でも特に高齢化率の高い町となってしまった。

現在、世帯数は、172（平成21年1月19日現在）。前述のとおり、日の出区は商店街を有するため、区域内には商業者も散見される。



三浦市三崎1丁目（日の出区）の概要
 人口：397人
 男：190人 女：207人
 世帯数：174世帯

※日の出区は三崎1丁目とニアリーイコールではあるが、イコールではない。

日の出区町内会の川崎喜正区長によると「若者は雇用を求め次々と市外に転出したため、高齢者の多い町となりました。しかし、区民の皆さんは、いつまでも若かりし頃の気持ちを忘れず、互いに助け合い、住みよい明るい町づくりのために頑張っています。」とのこと。

日の出区町内会では、防災隊の再編成、区の法人化といった案件に取り組み、老人会、青年会、女性会、子供会も独自の活動を展開するなど地域発展のために尽力している。日の出区町内会の役員構成は、区長、副区長が各1名。理事が14名。顧問、監事が各2名の総勢21名。また、日の出会館という固有の集会場を持ち、ここを活動拠点としている。

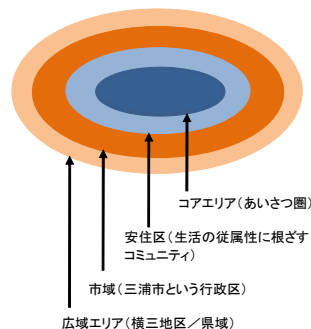
この調査の結果は、巻末「参考資料」において詳述するが、なかば「限界集落(注6)化」している日の出区から学ぶことは多い。人口の減少傾向は、都市部の郊外住宅地でも生じており、いわば過疎地域は、都市部よりも早く少子高齢化、人口減少が生じた「先進地」である。そこに住み続けている人々から学ぶことの重要性は明白であろう。

いずれにしても、日の出区には、向こう三軒両隣の互助精神が脈々と息づいているように思われる。確かな自律性と「自分達のことだから」という覚悟、そして共有の課題に対して立場の違いを超えて解決しようとする気概がそこに存在するからだ。

注6＝限界集落とは、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを意味する。

6 計画における「地域」の概念

それでは、本計画でいう「地域」をどのように定義するのか。「地域」とは「住民の多様な福祉需要に対して、多様な主体から提供されるさまざまなサービスを有機的かつ総合的に提供するために最も効率的であって、かつ、住民自身が日常的に安心感を覚える一定の圏域である」とする定義もあるが、しかし、ここでは、「あいさつ圏（ゴミの集積場単位／スーパの冷めない距離）」から「あいさつ圏」を基礎とした小学校区レベルの「安住区（生活者の従属性に根ざす）」、さらには、旧来からの三崎地区、南下浦地区、初声地区といったエリア、またそれらを包含する三浦市という行政区まで多様なエリアをサービス事業ごとに設定する必要があると考えている。加えて、医療やごみ行政など三浦市という行政区に留まらず、より広いエリアでの解決が求められる生活問題があることも忘れるわけ



にはいかない。各種課題を解決するための舞台となる「地域」は、その「課題」によって変容するということだ。また、それぞれの活動の担い手によって「地域」を育み、新しい地域（エリアの選定）を創造することも可能である。いずれにせよ、視点や問題意識によって「地域」の概念は様変わりをする。行政から地域政策を考察すると地域とは「人間が存在し発展する空間であり、常時変化の可能性を有し、他地域と複合的、重層的に関係するもの」として総括することができる。このことだが、本計画では、前計画を踏襲し、地域を便宜的に上図のように区分した。なお、コアエリア、安住区（コアエリアの集合体）、広域エリア（県と県内他市町村との関係は、行政面での連携というほかに、生活面でも他地域の住民が

月に数回、買い物や図書館などの利用といった形で交流をもっている。こういう場合には等質性（同一の生活習慣に従い、かつ共に生活する一体感と集合体への帰属意識を持つ空間）に欠けても結節性を持っていることから「地域」と見做すことは可能である。）に関しては、先にも述べたとおり、その規模は一定ではなく、時として境界を越えることがあったり、あるいは、縮小する可能性があることを付言する。「地域」とはまさに「生き物」なのである。

これらから、本計画の実施計画において、広域的モデル事業を試行することも必要となっている。

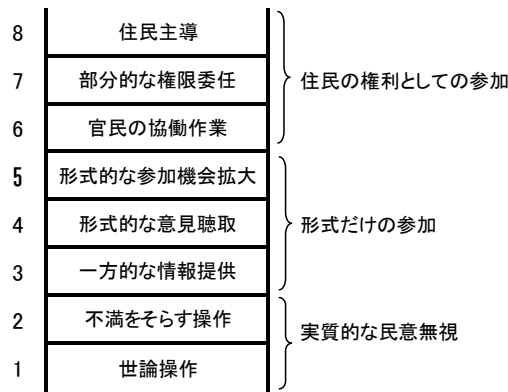
7 地域力の評価と住民の役割

地域福祉計画（地域福祉活動計画も同様）は、計画策定や策定後の実現化の過程における「住民の参加度」が問われる計画であり、「自助（住民）」「共助（コミュニティ）」「公助（行政）」の役割分担にもとづく「多様な主体の参加」を重視するものでなければならない。故に①現状の住民参加がどのような段階か評価する②どの段階に引き上げるか目標を定める③手法を選択・実施をする④取り組み成果について評価する—といった一連の過程において、各目標に沿った住民参加手法を選択することが求められる。

住民参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明しており、8段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）」とともに、実質的には参加不在の状態を

意味し、中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、6段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められる。最上段は住民が主体となって主導する段階で、アーンスタインは「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。

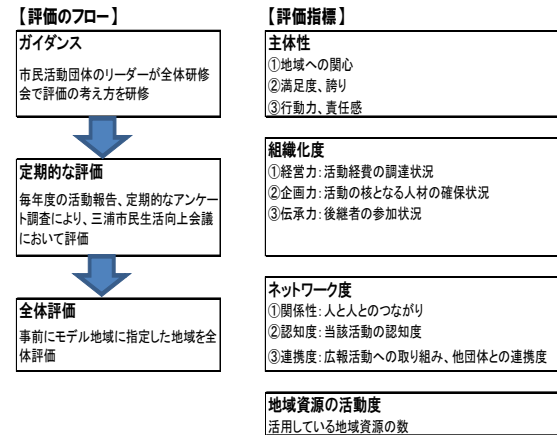
住民参加のはしご(A Ladder of Citizen Participation)



出典：住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

これを地域づくりに当てはめれば、住民が住みたいと思い、こうあって欲しいと考える目標の実現について住民に対し一定の実行力を与えることを指しているといつて差し支えないだろう。米国では、住民参加がまちづくりのシステムとして定着しているというが、計画づくりの段階から住民を参画させ、代替案提案や監視の権限を与えることが、結果として全体の作業の効率化を実現している。一方、日本の地方自治をめぐる現状に目を向ければ、果たして我々の社会は「参加の梯子」のどのレベルにあるのだろうか。一方通行の情報提供や形ばかりの審議会が「住民参加」の名を借りて進められてい

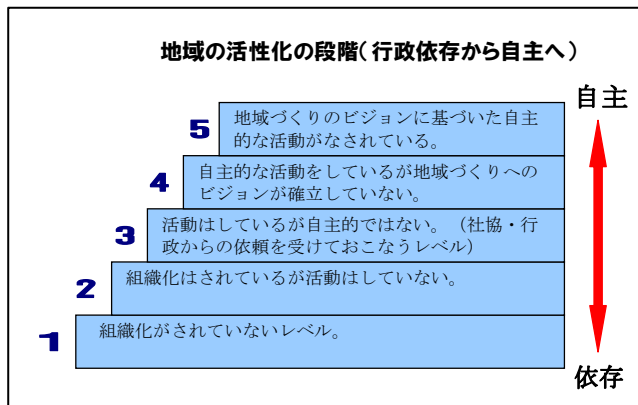
る現状も懸念されている。



さて、地域福祉を推進する活動基盤を整備するにおいて、その基礎的な主体となるのは、本市の場合、区長会と呼ばれる自治会、町内会など等質性によって結ばれているコミュニティやボランティア団体、当事者団体などある種の結節性をもった一つの「まとまり」(注7)をこれとして想定することができる。

注7＝自治会など大きく包括的なコミュニティではなくテーマが明確な小規模コミュニティを想定。一般に、区長会など伝統的な地域コミュニティへの参加は「わかりづらく、億劫なもの」だが、逆にテーマコミュニティは自分のリズムで参加でき、かつ自己実現につながるというメリットを持っている。

こうした「コミュニティ」ないし「まとまり」(以下これらを総称して「地域コミュニティ」という。)が、各地域の実態に裏付けされた具体的な施策(高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・勤労者支援・生活保護世帯の自立助長など)の活動主体として、その力が発揮できるよう政策的に支援していくことが、「地域福祉計画」を策定する一つの目的であり、この点が本計画との「共有部」となる。



この「共有部」における目的の達成度を示す成果指標を「住民参加の梯子」に倣って図示したものが上図である。その理想とされる姿は、第5段階に位置する地域コミュニティで、「地域づくりに関するビジョンを持ち、しかも自主的な活動を実践している」ことを条件とする。こうした地域コミュニティの割合を増やすことこそが、両計画の成果を見極める指標となるのではないだろうか。本部会においても、単に計画書にある事業を実施したことをもって「成果」とするのは尚早ではないか—との結論に達しており、その「評価」がこういった形で住民にフィードバックしていくのか、どのような「評価」が住民の意向に沿うものなのかを突き詰めなければならないと考えている。

それでは、実際のところ三浦市における地域活性化の段階は、どのレベルにあるのかというと、上図に示した第3段階～4段階の「レベル」に止まっているのではないか—との結論を得るに至っている。また、上宮田に居住する男性を中心に開催した住民懇談会でも「きっかけがなければ、地域の活動には加われない」とする声が多く聞かれ(平成16年度三浦市民生活向上会議報告書より)、改めて「住民

の主体性喚起」の難しさを痛感させられる結果となった。他方、同じく上宮田の石作地区を中心に活動するボランティア団体のように、明確なビジョンに基づいて活動するケースもある。地域の問題を自らが発見し、その解決方策を当該地域に居住する住民と共に考え、実行化する姿は、差し詰め「小さな社協」とい

えなくもない。地域活性化の段階における第5段階に位置する稀有な存在ではあるが、この三浦市における「住民意識の高揚と萌芽」が確かに感じ取れる。但し、こうした「住民意識の差」を埋めるためのアプローチも今後の計画評価における新たな課題となるであろう。

このように、計画の評価システムは、今までにない政策論議を三浦市庁内に引き起こすことにも繋がると思われる。

その基本は、徹底して「目的を達成するための手段を考え、『誰』を対象に『どのような状態』を実現することを意図するか」にある。

この評価過程を住民、社協、行政らが一緒におこなうことが、計画評価の完成した姿だと考える。三浦市民生活向上会議が、「地域福祉活動計画」のみならず「地域福祉計画」における「共有部」の進化管理を担いたいとする意図は、まさにこの点にあり、その結果が次の計画策定や実施、事務事業の発展・展開に繋がることを理想とする。特に成果指標の設定は、意図された状態が具体的に描ききれないと容易ではない。そういった意味からも、先の図のような状態区分を設定すること、ないし、このような発想を有することが

大切となろう。この状態区分を設定する過程では、行政、社協側だけでなく、地域コミュニティの代表者や関係者が参加すること。両者の意思疎通や役割分担の議論ができること。また、地域コミュニティ関係者にとっても自分たちの置かれた状況（段階）が理解でき、次に進むための課題が明らかであることが必須条件となる。但し、これを成し得るには、行政や社協にも変革を求めなければならない。三浦市は、地域福祉を推進する基礎自治体として、真のローカル・ガバナンスの確立に努めなければならないのである。

8 計画事業の評価

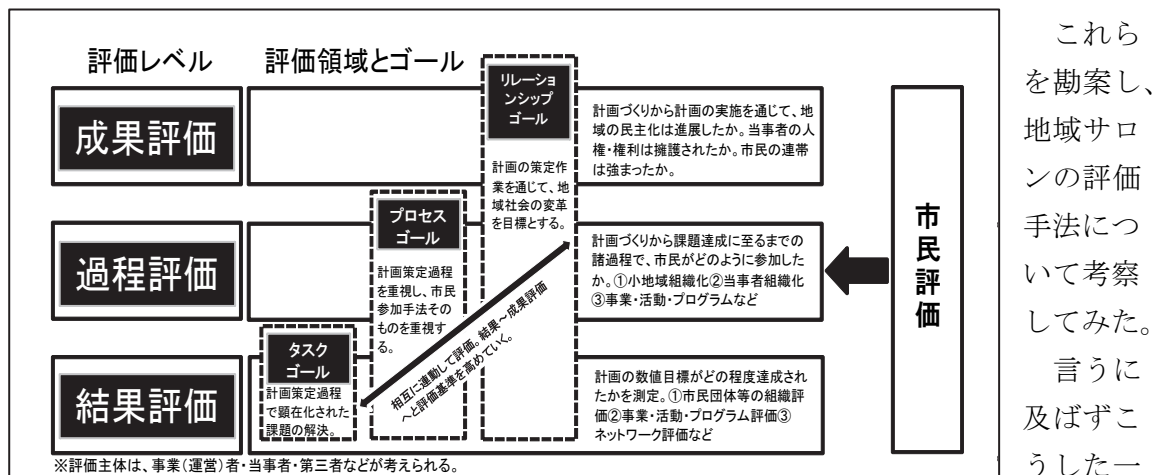
前項を踏まえながらここでは、計画事業の評価手法について考察する。便宜的に、地域サロンの増設計画を例にそのあり方を考えてみたい。今般、活動評価促進部会のミニ・プロジェクトとして「地域サロン」の評価手法に関する論議がおこなった。

この間、事務局の担当職員は「理想とされるサロン」について想定すべく、限られた時間の中で調査をおこない。「地域サロン」に対する一つの仮説をたてた。

まずサロンを開設するための初期動機であるが「地域の問題は地域で解決」しようとする当該住民やボランティアの主体性にこそあるとし、そこに通底する理念は、持てるものが持たざるものに与えるというのではなく「皆でつくりあげる」ことにあると考えた。したがって、その形態は多様であり、これぞ地域サロンという「型」はないのかもしれない。

地域サロンの評価手法を構築するにあたって、そもそも誰が評価をおこなうべきなのかは、議論の分かれるところであるが、どうやら当該活動に関していえば、単純に数値目標を掲げられるものでもないようなので、多面的な評価を要することは必至である。

そこで、地域サロンが当該社会にもたらす効果について想定してみた。サロンを開設するにあたって、その初期動機となる地域の問題は、第一義的に社会から孤立してしまった人々を改めて社会に包含することにある。もとよりそれは「自分達の住む地域から誰も孤立させない」というサロン開設者の「気づき」による。こうした社会問題を空間の共有化を通して、仲間づくりや情報の発信・共有、ニーズの把握といった相乗効果とともに、また、地域サロンを開設するプロセスにおいて地域の組織化に寄与する—といったところが、その代表的な効果だといえるだろう。だからこそ、数値目標として「何時いつまでに何箇所」といった当該サロンの数で評価をおこなうのは安直であると言わざるを得ない。そこに本来付帯されているべき「機能」や「プログラム」にも視座をおかなければならないし、あるいは、これからの福祉は、とりわけ地域福祉と総称される領域は、与えられる福祉ではなく、真に生活者主体の権利をふまえ、市民の側から創っていく“参加する福祉”でなければならないからだ。今望まれることは「ひとりの人間として」「地域に暮らす市民として」とともに考え、ともに生きていくことのできる社会づくりのために積極的に活動に参加する市民



これらを
を勘案し、
地域サロ
ンの評価
手法につ
いて考察
してみた。
言うに
及ばずこ
うした一

の「数」を増やすことであり、その「数」をもって、ある側面における「効果」として換言できるかもしれない。

したがって、前述のとおり、単にタスクゴール（地域サロンでいう目標設置数）をもって計画事業を評価することにある種の危惧を感じる。

タスクゴールの設定は、計画を策定する以上、当然のことであるが、それに加えて当該市民の参加や計画実行の過程を重視し、地域における生活課題の把握やその解決に向けて市民とともに検討を重ねていく姿勢を大切にする必要があるからだ。

さらには、計画実行の過程を通じて、現状の福祉分野の縦割構造の変革や生活の共同性を再生し、地域の福祉力を高めていくような「福祉コミュニティ」づくり、あるいは分権・自治型の地域社会の創造に向けた「地域社会の変革」と「新しい質の地域社会の創造」をも視野にいれながら、またそれを実践することが計画事業だけでなく、地域福祉活動計画そのものに意義をもたらすと考ええるからだ。

（上図参照）

連の作業は、改定地域福祉活動計画に客観性を持たせ、次期計画の改定に際し、その進捗状況につき、正しい評価を得るためである。地域福祉活動や地域の組織化活動に対する評価を関係機関・団体が共有し言語化する必要があるからだ。

第3章 基本理念と基本計画

1 計画の基本理念

住民一人ひとりの参加によって
“ふれあいとやすらぎ”のまちづくりを

本計画がめざすものは、住民一人ひとりの参画によって、ふれあいとやすらぎに満ちた豊かな地域社会を築くことにある。

それは、その人がいかなる障害や問題を抱えていようとも、地域社会の一員として孤立することのないよう、ともに支えあう“福祉のまちづくり”を実現することに他ならない。

ふれあいとやすらぎに満ちた地域社会の実現には、多様化する生活問題を個人の問題としてではなく、地域社会全体の問題として受け止め、問題解決に向けて

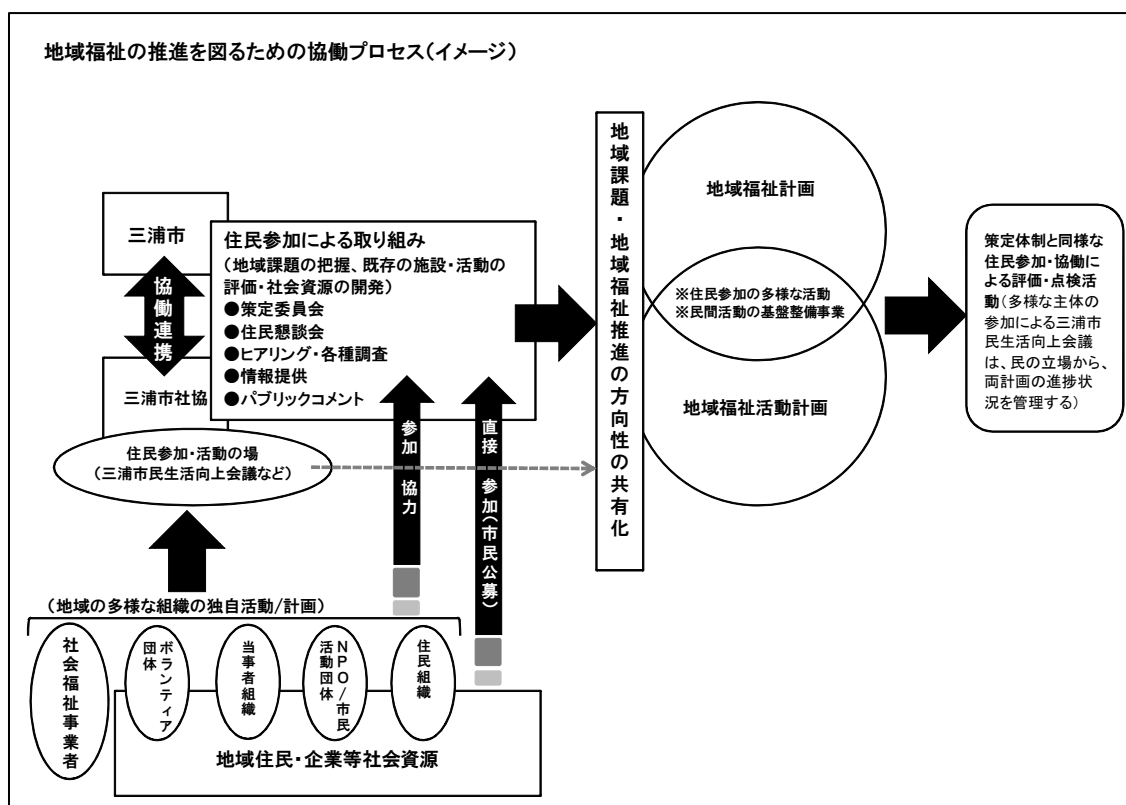
ともに悩み、学びあえるような住民の主體的な活動を必要とする。

本会では、この街に暮らす全ての人達の願いを尊重し、地域社会の“小さな声”や“届きにくい声”そして“埋もれてしまった声”を大きく響かせるような“まちづくり”を実現するために、本計画を策定する。

2 計画の基本方針と基本計画

(1) 生活支援の充実強化
基本方針 (2) 住民活動の推進支援
(3) 社協事業の総合的推進

前項の基本理念にある「住民参加」を基礎として、本計画の基本方針と基本理念を次のように設定した。なお、計画（地域福祉の推進）を実現するためのプロセスを下図のとおりイメージした。



地域住民を活動の主体として据えながらも行政を始め、地域社会に存在するあらゆる社会資源が、これに何らかの関与をしながら、計画事業を実現させていくというイメージである。

また、基本理念と基本方針を踏まえて次のように5つの基本計画を置く。

生活支援の充実強化	
1	権利擁護システムの整備
2	誰一人として社会から孤立させないための支援の強化
住民活動の推進支援	
3	住民活動の推進と行政との協働関係の確立
計画の進行管理	
4	計画の進行管理
5	企画・調整・調査・研究機能の強化

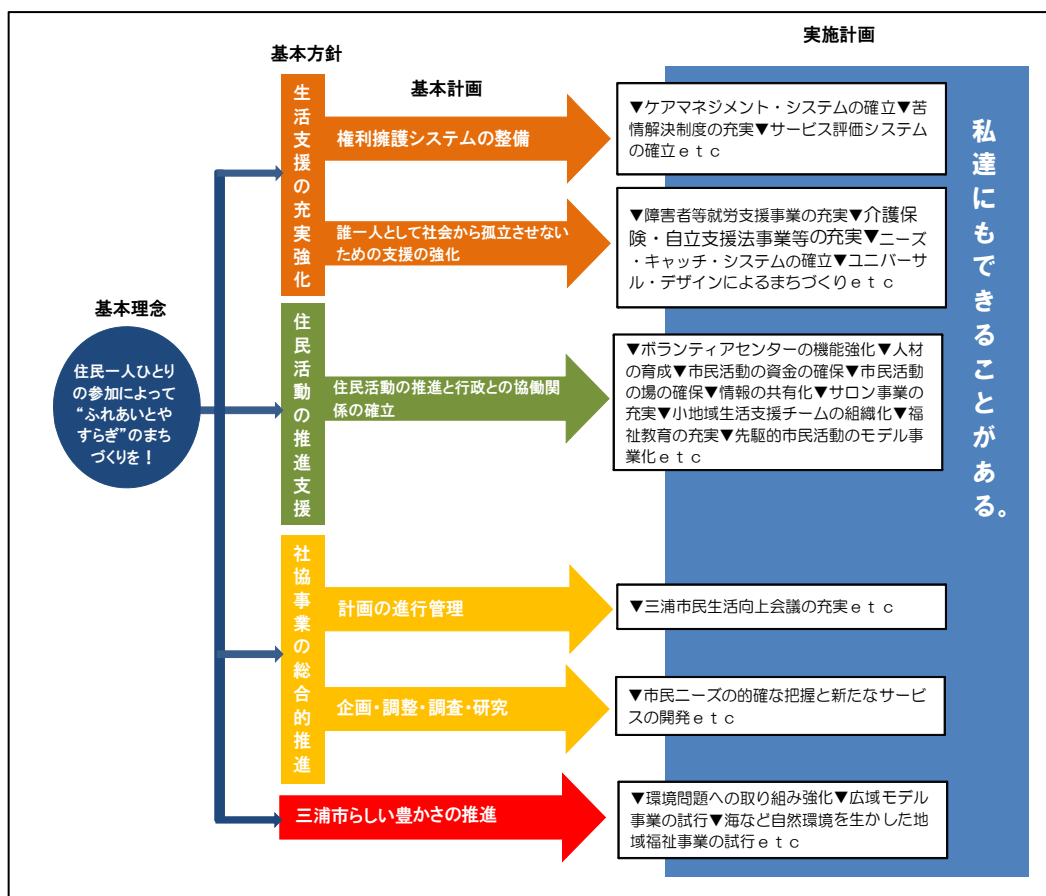
基本計画毎の目的や到達目標については、第5章の「実施計画」において整理する。

3 計画の期間

本計画の期間を平成21年度から25年度までの5箇年とする。また、中間年次にあたる平成23年度に見直しを開始し、次期計画への反映をめざす。その際には、三浦市が策定する「地域福祉計画」の動向にも十分に配慮する。

年 度										
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
三浦市地域福祉活動計画										
第2次計画						第2次改訂計画				

5 計画の体系図



第4章 計画の重点的取組

緊急かつ横断的に取り組む必要がある課題を計画期間中に具体化するために、次のように重点課題を設定する。

1 ニーズ把握機能の強化と相談からサービス提供までの一貫した生活支援体制の確立

(1) 各種福祉サービスの利用支援の充実と質の向上の推進

高齢者、障害者、子育て世帯など、あらゆる住民層が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、介護サービスの充実とケアマネジメント機能の強化を図る。

また、日常生活自立支援事業の充実、成年後見制度の普及、苦情解決制度の周知徹底など当該サービス評価に繋がるような事業の展開を図る。



(2) ニーズ把握機能の強化と相談体制の整備

ライフパートナー等の巡回相談によるニーズキャッチングシステムの強化に併せて、高度な処遇を要するニーズにも的確に対応できるよう各種専門相談の拡充と一元化を図る。また、自立支援法に規定する自立支援協議会の早期設置と予防の観点から地域包括支援センターの機能強化をめざす。

2 就労困難者に対する支援

障害者自立支援法の施行（平成18年）



によって、従来の障害者福祉施策は大きな転換期を迎え

るに至った。とりわけ、就労意欲を持つ障害者への支援強化を法は強く打ち出し、「福祉的就労から一般就労」へと転換を図ろうとしている。このことを受け、また、低迷する地域経済の中にあって本計画では、地域に存在するあらゆる社会資源を包含して、就労困難者に対する支援を実践する。

3 広域事業の展開

当該行政区（三浦市域）では、解決できない課題（災害対策や就労困難者に対する支援、虐待（DV）など生命にかかわる問題 e t c）の解決を図るため、社会福祉協議会の持つネットワークを最大限に活かし、これに取り組むとともにモデル事業を試行する。

4 住民活動の推進支援

(1) ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターの機能強化と第3次ボランティア活動推進計画の策定に取り組む。

(2) 小地域活動の組織化

小地域活動の組織化を推進するため、サロン活動や小地域生活支援チーム活動を奨励し、コアエリア（あいさつ圏）を基礎とした地域の組織化、活性化をめざす。

（３）官民情報の共有化に向けた取り組みの強化

住民協働による「まちづくり」を進めるため、官民の情報の共有化を積極的に推進するとともに、これらの情報を一括管理し、住民各層に提供できるような仕組みをつくる。

（５）住民活動の拠点の確保

小地域活動・ボランティア活動を推進するため、住民活動の拠点を整備する。



（６）先駆的地域福祉活動の支援

住民自らが主体的に取り組む先駆的地域福祉活動を積極的に支援する。

第5章 実施計画

本章に掲げる各種実施事業は、第3章で示した計画の体系図に沿うものであり、便宜的に各種課題をレベル化した。また、これらの課題に積極的に取り組むべき主

体を明確化し、計画の裏付けとなる法律や財源も可能な限り明示することとした。併せて各実施計画の成果指標についても付記してある。

【実施計画の見方】

レベルA…地域（住民）自らすぐに解決できる。
レベルB…少し工夫すれば地域（住民）自らが、あるいは、公的機関との協働で解決できる。
レベルC…地域（住民）では、解決できない。

具体的な住民ニーズ（生活問題）

対応事業に取り組む主体

対応事業の根拠となる法律

対応事業の財源を負担割合も含めて記載

対応事業の財源を負担割合も含めて記載

事業名				財源	
実施主体					
関連法					
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
成果指標					
エリア					

各事業毎に成果指標を記載

各事業の対象エリアを記載

年度毎に見た実施計画の進捗予想を計画化したもの。
記号の見方＝◎…開始 ●…廃止 ☆…継続 ★…見直し

1 生活支援の充実強化

(1) 権利擁護システムの整備

事業名	日常生活自立支援事業の充実			財源	【財源内訳】
実施主体	三浦市社会福祉協議会				神奈川県社協委託料
関連法	社会福祉法				三浦市補助金／利用者負担
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
判断能力が鈍ってきた。将来に不安を抱えている。生活費の支払いや福祉サービスの利用支援をしてほしい。			●	日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。 本市の高齢化率や障害者の現出状況を鑑みて、日常生活自立支援事業の充実を図るべく、専門員の専門性の確保とスーパービジョン機能の確立を図る。また、弁護士（三浦市社協顧問弁護士）との連携体制を拡充し、コンプライアンスの徹底に努める。さらに、生活支援員の研修体制を確立し、訪問サービスの充実を具現化する。 サービスの流れ 相談 ↓ 訪問 ↓ 支援計画策定 ↓ 契約 ↓ サービス開始 サービス内容 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等預かりサービス	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門員研修	◎	☆	☆	★	☆▶
支援員研修	◎	☆	☆	★	☆▶
成果指標	本事業が訪問販売や悪徳商法等への一定の抑止力となっていることやボランティア等インフォーマルな社会資源を生かした社協らしい支援が行われていることを明らかにする一方で、他に連携できる社会資源が乏しい場合があることや権利侵害を解決しようとする本人の意思確認ができないといった課題を明らかにする。さらに、本事業における権利侵害対応の課題を整理するとともに、早期発見・早期対応の重要性、本人のエンパワメントの支援、行政や法律家等の専門家、関係機関との連携、発生予防、再発予防の重要性等を柱に対応の方向性を見出し、年度毎に詳細なレポートを残し、傾向と対策をまとめ事業の充実に活かすことができたか。				
エリア	コアエリアにおいて、利用者をサポート。市内全域で事業を実施する。				

事業名	ケアマネジャーの資質の向上			財源	三浦市介護保険特別会計
実施主体	三浦市				
関連法	介護保険法				
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
1 低額な報酬単価 2 業務量の増大と高まる離職率 3 未整備な研修制度 ※居宅におけるケアマネジメントについては(1)アセスメント、モニタリング、ケアカンファレンスといった重要なプロセスが十分に実施されていないこと(2)自立支援に即したケアプランが作成されておらず、特に軽度の要介護者等は、1種類のサービス供給に留まるプランが多く、また、要介護度の変化も悪化傾向にあることなどから、初期の目的を達していないという意見も聞かれる。また、インフォーマルなサービスが組み込まれることも少ない。ケアマネジャーが共通して掲げるこれらの実践を困難とする理由は「多忙」だという。また「多忙」たらしめる要因として「援助困難事例の存在」も多く挙げられている。これらの事例は、介護以外の要因によるものも多く、ケアマネジャー以外の他の専門職からの関与・支援が必要だと考えられる。				●	当該者が「住み慣れた地域社会の中で社会の一員」としての生活が継続できるよう、適切な介護サービスを供給すべく、そのスキルを高めることを目途とした研修機会の提供・充実を図る。また、多様化する利用者のニーズに対応し、質の高い介護サービスを供給するためには、一人ひとりのケアマネジャーの資質を高めるとともに、関連団体や多職種が連携・協力していくことが重要であることから、ケアマネジャー間のネットワークの形成に努める。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ケアマネ連絡会の支援	◎	★	☆	☆	★▶
研修事業	任意団体「ケアマネ連絡会」の支援（行政担当職員の参画など）と事業者連絡会の拡充からスタート。ケアマネ連絡会はよりオフィシャルな形態に、また、事業者連絡会も回数を増やして定期開催化する。				
ケアマネリーダー養成		◎	☆	★	☆▶
三浦市の相談体制の整備	◎	★	☆	☆	☆▶
保険者たる三浦市にも高度処遇を可能とする相談体制を敷き、ケアマネの負担を軽減するため包括的支援を実施する。					
成果指標	1 ケアプランの内容に差異が生じないよう、ケアマネジャーに対する三浦市の指導をいかにして徹底したか。また、保険者たる三浦市の相談体制をいかにして整備したか。 2 利用者の「満足度」を測定できるような仕組みを確立できたか。 3 ケアマネジャーの負担感を軽減できたか（アンケート・ヒアリングの実施）。 4 ケアマネジャーの離職率は抑制できたか。 5 ケアマネジャーが主宰する「サービス担当者会議」の実行化と個々のケアマネジャーが抱える悩みを解消すべく専門相談機能（スーパービジョン）を確立できたか。				
エリア	市内全域の事業者を対象としながらも、県下の水準を高めるべくアプローチを展開する。				

事業名	障害者ケアマネジメントシステムの確立			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市				
関連法	障害者自立支援法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
自分がどのようなサービスを受けられるのかわからない。			●	神奈川県では、平成 12 年から、「障害者ケアマネジメント従事者養成・現任研修」を開催し、相談支援の要となるケアマネジメント従事者を養成してきた。三浦市でも、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が、平成 14 年 3 月 31 日に示した「障害者ケアガイドライン」に基づくケアマネジメント技法を用い、障害のある市民が、地域で自立した生活を送ることができるようめざす。また、官民が協働して互いのノウハウ等を提供していくことを基本としながら、ケアマネジメント・相談支援に従事するものの等の専門性の向上を図り、地域力を高めるため活動を積極的に行う。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
研修事業		◎	☆	★	☆→
	県研修のフォローアップ研修を実施し、従事者のスキルアップに寄与する。				
情報の提供	◎	☆	☆	☆	★→
	早期に自立支援協議会を設置し、ケアマネジメント従事者に適正に有用な情報を提供できるような仕組みを構築する。				
相談体制整備	◎	☆	☆	☆	★→
	三浦市の相談窓口に従事者を配置し、当該職員のスキルを向上させることによって、ケアマネジメント従事者が抱える悩みに的確に応えられるような体制を敷く。				
成果指標	1 ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと様々な社会資源を仲介し、複数のサービスを適切に結び付けたか。 2 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善・開発を推進したか。 3 前項 1～3 を実践し、かつ一連の行為を検証するためのシートを独自開発し、また、それを適正に使用したか。 4 行政の窓口以外にも「ケアマネジメント従事者」を配置（障害者のケアマネジメントの手法の普及に留まらず、障害者自立支援法で新たに相談支援（ケアマネジメント）が位置付けられたことに鑑み、相談支援従事者の資格や研修の規定に沿って相談支援従事者の養成に努めたか。）できたか。また、市内にある関連事業者が適切に「ケアマネジメント」の技法を用いたか。				
エリア	市内全域				

事業名		自立支援協議会の設置			財源	三浦市一般会計		
実施主体		三浦市						
関連法		障害者自立支援法						
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み			
		A	B	C				
処遇困難事例の処遇など地域の障害者等を包括的に支援する仕組みがほしい。				●	自立支援協議会は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)」により、各自治体に設置が義務付けられた機関である。この協議会は、相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場となる。しかしながら、三浦市においてはいまだ未設置であり、早期に協議会を立ち上げる必要がある。			
年度別計画管理表								
対応事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
協議会設置	◎	☆	☆	☆	☆			
成果指標	1 協議会設立にあたって、その構成員に保健医療福祉職のみならず、教育、産業、司法といった様々な人材の参画を図ったか。 2 中立・公正性を確保する観点から、今後委託による相談支援事業を実施した場合、当該事業者の運営評価等を実施し、困難事例への対応（障害種別、重症度区分、年齢、収入など制度の狭間に陥ったケースに対して事例に則した調整をおこなうこと）のあり方に関する協議、調整を図り、関係機関等によるネットワーク構築に向けた社会資源の開発、改善をおこなうことができたか。							
							自立支援協議会の機能	
							情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報の共有と情報発信
							調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
							開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
							教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
							権利擁護機能	・権利擁護に関する取組を展開する
							評価機能	・委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用 「自立支援協議会の運営マニュアル」より
エリア	市内全域							

※43ページのイメージ図も併せて参照

事業名	成年後見制度の普及			財源	三浦市一般会計 三浦市社会福祉協議会一般会計
実施主体	三浦市 三浦市社協				
関連法	制度は民法に基づく。実際の手続は家事審判法および家事審判規則に基づき、家庭裁判所が行う。後見登記は、後見登記等に関する法律による。市区町村長申立の根拠は老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）。				
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
地域生活への移行促進を背景に、地域社会で暮らす障害者、高齢者が増え、それに伴う諸々のトラブル（多重債務、消費トラブル、施設利用契約等）に対し、法的解決を要する困難事例が増加傾向にある。 ※制度利用の申し立てには、20～40万円程度の費用が必要とされ、また月々後見人に対しての報酬も支払わなければならない。例えば、年金額の少ない高齢者等は、このことなどがネックとなり、実際の申し立てには至らないケース。また、横三地区では、後見人候補者少ないという。				●	成年後見制度とは判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年者を保護するため一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。この制度を利用するには、本人または4等親以内の親族または、首長による申し立てが必要。 本計画では、成年後見制度の普及とともに、成年後見制度費用支援事業の創設・拡充をめざす。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
費用支援制度		◎	☆	★	☆▶
	判断能力が不十分な当該者に対し、成年後見制度の利用を促進する。また、経済的・家族状況等により申し立てが困難な当該者に対し、三浦市長が裁判所に後見開始の申し立てをおこない、これにかかる費用を負担する。				
法人後見		◎	☆	☆	☆▶
	三浦市社協による法人後見も検討し、その実現を図る。				
普及事業	◎	☆	☆	☆	☆▶
	「三浦市民」「社協みうら」といった全戸配布広報誌を活用し、制度の啓発を実践する。また、当該者の関連する各種委員会においても、制度の重要性を考慮し、専門部会を設置するよう促進する。				
成果指標	1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の関係性や課題の整理をおこなうとともに、連携の強化を図れたか。 2 自立支援協議会（未設置）、高齢者虐待防止ネットワーク等において、困難事例や制度の普及に関する専門部会を設けるなどしたか。また、専門家（弁護士、司法書士等）の後見候補者を確保できたか。 3 制度の利用率は向上したか。その前提条件として、成年後見制度費用支援事業を拡充できたか。				
エリア	市内全域				

事業名	苦情解決システムの確立			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市				三浦市介護保険法特別会計
関連法	社会福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
現在受けているサービスに不満を抱いている。しかし、世話になっていることも事実なので不満を言えない。			●	社会福祉法の制定に伴い、すべての社会福祉法人において「社会福祉事業者の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」が必要となった（社会福祉法 第 82 条）。市内の関連事業者においても、日々「利用者の人権が擁護され、利用者の自己実現が図られるようなサービスを提供すること」をめざすとともに、苦情解決システムのさらなる充実を実現させる。上図は、そのイメージ図。 利用者(保護者) 苦情・要望・意見 受付担当者 (意見・要望等の受付担当者) 報告 受付したご要望・ご意見・苦情等を記録して 苦情解決責任者に書面で報告いたします。 苦情解決責任者 (意見・要望等の相談解決責任者) 立会い助言等の要請 解決責任者より利用者(保護者)あてに 解決方法や改善方法をご報告いたします。 第三者委員 報告 要否を確認して 第三者委員へ直接苦情の申出	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護保険苦情解決システム	◎	★	★	★	★
福祉サービスに関する苦情解決システム		◎	★	☆	★
成果指標	1 第一義的に三浦市として「利用者本位のサービス選択を保障するシステム」を構築すべく、高齢者や障害者など福祉サービスの利用者に対し、その生活全体を見渡しつつ、苦情解決に関する適切な情報提供と併せて、相談、手続き代行などの総合的な支援を実践できたか。 2 第三者委員会の設置率は向上したか。 3 第三者委員の有効活用は図れたか。 4 運営適正化委員会の周知を徹底できたか。 5 利用者が福祉サービスを選択する前提として、サービス供給基盤の整備やサービスの担い手となるマンパワーの量的な確保と質的充実を図るとともに、三浦市、事業者、各種団体、NPO等との連携の中で利用者本位のサービス選択を保障するシステムを構築できたか。				
エリア	市内全域				

事業名	行政不服審査制度の普及			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市				
関連法	行政不服審査法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
現行の簡易迅速な権利利益の救済制度という制度目的に対して、不服申し立ての処理期間が長期化している。また、制度そのものに対する形骸化も懸念されている。			●	行政不服審査とは、行政庁の違法な、もしくは不当な処分（およびそのほかの公権力の行使に当たる行為）に不服のあるものが、行政機関に対し不服を申し立てる手続きのことである。不服申し立ての種類として次の三つがある。①処分庁以外の行政庁に不服を申し立てて処分庁を審査してもらう「審査請求」②処分庁そのものに不服を申し立てる「異議申し立て」③審査請求の裁決に不服のある者が、さらに不服を申し立てる「再審査請求」。しかしながらその事務手続きは複雑でわかりにくく、長期化することも少なくない。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
制度の充実	★	◎	☆	☆	☆▶
制度の周知	◎	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 不服審査制度の信頼性は向上したか。 2 簡易迅速な制度であるために必要な審査手続き、審査体制を構築できたか。 3 申立人に対する十分な情報提供と説明を実施できたか。 4 申立人の一定の審査過程への参画を実現できたか。 5 市民オンブズマン制度を確立できたか（95 頁参照）。				
エリア	市内全域				

【参考】特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスHP

事業名	サービス評価システムの整備		財源	三浦市一般会計	
実施主体	三浦市を中心に関係機関協働				
関連法	社会福祉法				

課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
	A	B	C	
・自分に最も適したサービスを利用したい。 ・安心してサービスを利用できるようにしてほしい。サービスの質を向上させてほしい。 ・利用者本位のサービスがほしい。			●	規制緩和が急速に進展していくにつれて、消費者が自己責任においてサービスを選択することが求められる。しかしながら、消費者が適切にサービスを選択するために必要な情報を自分で収集・選択し、またそれを判断することは、現実には難しいことが多い。また、サービスは無形物であることから、事前に内容の確認が困難であり、一度享受してみないと詳細なサービス内容がわかりづらいという性質を持つ。そのため、消費者が自己責任においてサービスを選択することのできる情報を提供するための評価システムの確立が重要になってきている。本計画では、福祉サービスの質の向上等を目的に、その評価システムの確立を急ぐ。

年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
福祉サービス評価委員会の設置	★	◎	☆	☆	☆
	事業者自身による事業者評価、第三者評価、利用者評価の3種の評価システムが有機的に連携し、相互に補完しながらサービスの質の向上をめざすべく「（仮称）福祉サービス評価委員会」を設置する。障害分野につき設置予定の自立支援協議会の活用も念頭に置く。				

成果指標	1	厚生労働省が示す各種サービス評価基準やガイドラインに準じて事業者自らがサービスの点検をし、課題を見つけ出し、改善に努められたか。 ①サービス評価基準につき、事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、「（仮称）福祉サービス推進委員会」において定期的にこれを検証・改善したか。 ②事業者は、既定のサービス評価基準に加えて、評価項目を独自に加えるなどして、さらに質の高いサービスの提供をめざしたか。 ③事業者は、自らのサービス評価の際に、利用者の「声」をこれに反映すべく、

成果指標	当該利用者の参画ないし、これに準ずる仕組みを構築できたか。 2 事業者自身による事業者評価、第三者評価、利用者評価の3種の評価システムが有機的に連携し、相互に補完しながらサービスの質の向上をめざすシステムが構築できたか。
エリア	市内全域（サービスによっては、市外施設も対象）

【参考】滋賀県HP

評価システムの対象となる事業一覧

分野	施設・サービス
高齢者分野	【養護老人ホーム】 ・養護老人ホーム 【軽費老人ホーム等】 ・軽費老人ホーム ・ケアハウス
介護保険分野	【介護保険サービス】 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・特定施設入所者生活介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・訪問介護 ・訪問看護ステーション ・訪問入浴 ・地域密着型介護老人福祉施設 【地域密着型サービス】 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
障害者分野	【障害者（児）施設】 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者入所施設 ・知的障害児通園施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・知的障害者入所授産施設 ・知的障害者入所更生施設 ・身体障害者通所療護施設 ・身体障害者通所授産施設 ・知的障害者通所更生施設 ・知的障害者通所療護施設 ・知的障害者小規模通所授産施設 ・知的障害者小規模通所授産施設 ・身体障害者福祉工場 ・身体障害者福祉センター A型・B型 ・障害者地域作業所 ・障害者生活ホーム ・障害福祉サービス事業（通所系・グループホーム・ケアハウス） ・障害者支援施設 【障害者（児）在宅福祉】 ・居宅介護等 ・児童デイサービス ・短期入所 ・重症心身障害児（者）通園事業 ・相談支援事業 ・生活訓練会 【精神障害者施設】 ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者通所授産施設 ・精神障害者小規模通所授産施設 ・精神障害者福祉ホーム ・精神障害者地域作業所
児童分野	【保育所】 ・児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設

※太ゴシック体文字は、市内に存在する施設・サービス

事業名	市民によるサービス（施策）評価システムの確立	財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市／三浦市民		
関連法	三浦市では、平成 18 年度に総合計画の第 2 次実施計画がスタートしたことを契機として、行政評価の仕組みを取り入れることとし、三浦市の行改革の指針と具体的計画である「行政革命戦略 5 つの宣言～改訂第 1 版～」にもその取り組みを位置づけている。		

課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み					
	A	B	C						
市民協働が声高に叫ばれているが（また、三浦市は市民協働をスローガンに掲げているが）、行政の説明責任や情報公開の利便性が向上したとは言えない。 他市町村では、各施策に対し様々な合意形成の手法を取り入れているようだが（下図参照）、三浦市でもこれに倣う取り組みが求められている。		●		長引く景気の低迷による税収不足、住民の価値観の多様化から、自治体の業務をとりまく財政は逼迫している。そのなかで、現在見直しを求められているのは、一過性の事務事業点検ではなく、自治体の戦略である施策体系（総合計画）に示されている自治体ビジョン実現への有効な資源配分（事業費、人件費）の抜本的な改革にある。そのためには、施策体系（総合計画）を「絵に描いた餅」にせず、政策・施策の目的を明確にし、その目的の達成度を把握し、評価し、次年度以降の取り組みに活かす仕組みづくりや再構築が必要となる。そしてその施策を実現するために、どのような事務事業が必要かをデザインするとともに、その事務事業が施策の目的達成に貢献しているか、有効な手段で遂行されているかを評価し、それも自治体のみがおこなうのではなく、そこに行政サービスの享受者である市民が参画することによって、次年度以降の取り組みに活かしていく必要がある。施策体系に基づき、施策・基本事業・事務事業の各階層で、「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルをまわすこと、つまり企画、実行し、その成果を把握して、評価をおこない、次年度に活かす仕組みを全庁的に、継続的におこなうことが「行政評価システム」の本質だからだ。本計画では、サービス（施策）評価に市民が参画し、これを実践するためのシステムの構築をめざす。					
	システムの構築は、三浦市がおこない。全三浦市民の参画をめざす。								
<table><tr><td>パブリック・アンダースタンディング (PU)</td><td>人々に広く理解してもらうために、情報提供の仕組みを整備して人々の社会的学習の場を広げようとする試み。</td></tr><tr><td>パブリック・インボルブメント (PI)</td><td>政策形成の段階で人々の意見を吸い上げようとするために、人々に意思表明の場を提供する試み。</td></tr><tr><td>パブリック・コンセンサス (PC)</td><td>人々に技術評価や政策形成過程に参加しているという意識や責任を持たせるために、技術評価から政策形成までの広い段階で一般国民を交えた合意形成を進めようとする試み。</td></tr></table> （出典：三井情報開発株式会社）	パブリック・アンダースタンディング (PU)	人々に広く理解してもらうために、情報提供の仕組みを整備して人々の社会的学習の場を広げようとする試み。	パブリック・インボルブメント (PI)	政策形成の段階で人々の意見を吸い上げようとするために、人々に意思表明の場を提供する試み。	パブリック・コンセンサス (PC)	人々に技術評価や政策形成過程に参加しているという意識や責任を持たせるために、技術評価から政策形成までの広い段階で一般国民を交えた合意形成を進めようとする試み。			
パブリック・アンダースタンディング (PU)	人々に広く理解してもらうために、情報提供の仕組みを整備して人々の社会的学習の場を広げようとする試み。								
パブリック・インボルブメント (PI)	政策形成の段階で人々の意見を吸い上げようとするために、人々に意思表明の場を提供する試み。								
パブリック・コンセンサス (PC)	人々に技術評価や政策形成過程に参加しているという意識や責任を持たせるために、技術評価から政策形成までの広い段階で一般国民を交えた合意形成を進めようとする試み。								

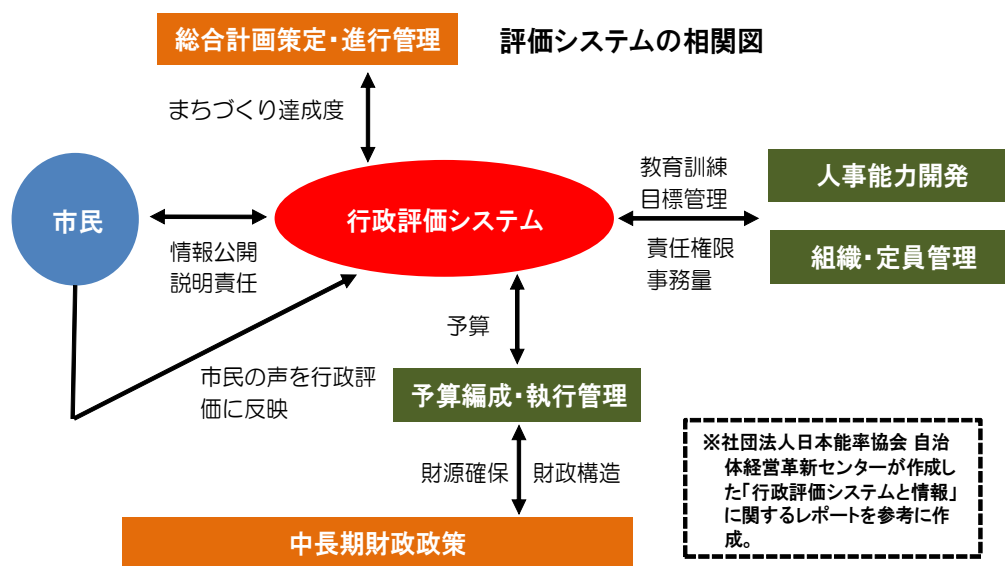
年度別計画管理表

対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民評価システムの整備	★	◎	☆	★	☆
情報公開化	★	◎	☆	☆	☆
	行政評価システム情報化し、評価結果を住民への公開・報告に活用する、とともに、住民からの意見を蓄積する機能構築する。 ①インターネット等による評価結果の住民への情報公開機能（評価データ加工機能）を構築する②住民からの施策、事業等への意見の蓄積および担当部門、広報部門へのフィードバック、蓄積機能を構築する③住民の知りたい情報を適さず検索機能（地区、施策別等）を構築する。				

（次頁へ）

成果指標	1 施策の体系化をおこない、施策と事務事業を目的・手段の関係で整理し、施策を実現するために事務事業があるという考え方に転換するとともに、これを市民に情報公開できたか。 2 市民にわかりやすいよう、施策や事業の目的を曖昧な表現ではなく、達成度を評価できるように、明確にできたか。目的を対象（誰を）、意図（どんな状態にしたいか）で表現できたか。 3 市民にわかりやすいよう、施策や事業の目的達成度を評価し、目的をより鮮明化するために、「成果指標（アウトカム指標）」を設定できたか（例：道路を何 m 延長できたかを成果指標とするのではなく、道路の開通によってどれだけ渋滞が緩和されたかーなどといった具体的な市民の利便をもって成果指標とする）。 4 職員自らが市民の目線にたって、自分の仕事を振り返り、住民視点での施策・事業運営に向けて、改善をおこない、政策形成能力や説明責任能力を高められたか。
エリア	市内全域

【参考】社団法人日本能率協会自治体経営革新センターHP



(2) 誰一人として社会から孤立させないための支援

事業名	地域包括支援センターの充実			財源	三浦市一般会計		
実施主体	三浦市社会福祉協議会				三浦市社会福祉協議会介護報酬		
関連法	介護保険法に基づく地域支援事業						
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み			
	A	B	C				
・ 予防給付のケアプランにつき、報酬単価の問題などから居宅介護支援事業者への委託が困難。また、委託先が見つからなかった場合、センター職員が自らケアプランを作成しなければならない。 ・ 介護予防事業を実施するにおいて、特定高齢者施策事業（特定高齢者とは、65歳以上の高齢者から市民健康診査の生活機能評価健診などをもとに、地域包括支援センターが決定する要支援・要介護状態になる可能性が他の高齢者に比べ高いと考えられる高齢者）と一般高齢者施策事業の実施に向けての調整や既存事業（老人保健事業や市民によるインフォーマルな活動）の見直し、再編、あるいは地域毎の社会資源を活用した事業の調整に時間がかかる。 ・ 三浦市においては、老人福祉法に基づく「在宅介護支援センター」を2箇所残しているが、当該センターとのビジョンの共有化や特定高齢者に対する対応、連携にあり方においても、少なからず課題を持つ。						●	「地域包括支援センター」とは、高齢者が地域で生活していくために介護だけではなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関である。基本機能として①地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」②「予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」③介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」を担う。また、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3専門職のチームアプローチを特徴とする。 本計画では、この重要な役割を担う地域包括支援センターのさらなる充実をめざす。 とりわけ日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは、同一主体がこれを担っていることなどを鑑み、より密接な関係性をもってこれを推進する体制を構築する。

日常生活自立支援事業

在支

地域包括支援センター

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、日常生活自立支援事業の有機的な連携体制を構築する。

年度別計画管理表					
事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
研修事業		◎	☆	★	☆
データベース化	◎	☆	☆	☆	☆
運営協議会の強化	◎	☆	☆	☆	☆
成果指標	1 個別事例の蓄積によるデータベース化をおこない、画一的でない利用者本位のサービス提供をおこなったか（利用者の満足度を高めるためのサービス供給体制の整備）。 2 要介護状態にならないよう介護予防サービスを適切に確保するための予防体制の充実と要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できたか。 3 加齢や身体状況に応じたサービスを提供し、地域での生活を可能な限り継続させることができたか。 4 医療、保健、福祉分野におけるフォーマル、インフォーマルなサービスを 3 専門職のチームアプローチによって提供できたか。 地域包括支援センター概念図 5 在宅介護支援センターと地域包括支援センターとの関係性（例：地域包括支援センターの身近な相談窓口としての機能等）を明確にするとともに、連携の強化は図れたか。また、日常生活自立支援事業との関係性の深め、一体的な相談体制を構築できたか。				
エリア	市内全域				

障害者の支援を計画化するにあたって、ポイントとして押さえておかなければならないのは「日常生活」あるいは「日常生活を営む行為」に対する深い認識である。人が生き暮らすために必要な「こと」とは一体なんなのかということだ。生活のベースとなる衣食住とそれを支えるための経済的な保障—これは「就労機会の拡大」として捉えることもできる—は、全てが関連し、かつ連続した行為によって形成されている。つまり、一つのパーツとして、その部分だけを取り出して「支援」することなど土台無理なのである。

日常生活とは「意志決定及び日常活動における他人への依存を最小限にするための方策を選択することによって、自己の生活を管理することである。これには自分のことを処理すること、地域の日々の生活に参加すること、一連の社会的役割を果たすこと及び自己決定と他人への心理的・物理的依存を最小限に抑えることにつながる意思決定が含まれる。自立は相対的な概念であり、各人がそれぞれに定義することが可能である。(出所: Issues in Independent living/Owen Dailey, M.S. Denise G. Tate, Ph.D. William D. Frey, Ph.D./中島和: 訳)」である。この定義におけるキーワードは「意志決定」と「日常活動」だ。我が国においても昭和40年代半ばからの「福祉のまちづくり」は幾多の変遷を経て、今新たな時代を迎えた。平成6年に「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定されたことを皮切りに建設省と厚生省（当時）と協議のうえ「生活福祉空間づくり大綱」を策定し、高齢者や障害者にやさしい空間づくりを推進するための指針や目標を定めた。さらに「自立支援法」の制定、近年では「福祉のまちづくり条例」の制定を積極的に進める自治体も多く現われている。これも偏に障害者らを地域で暮らす「生活者」として捉えているからに他ならない。

重視されるべきは個人の「尊厳」であり「人間性の尊重」なのである。それを保障するための基礎的な環境整備や権利擁護を目途とした各種相談事業の強化はとりわけ重要な仕組みとなってくる。健やかに生れ、育ち、働き、健やかに老いる。生涯にわたって健康で文化的な生活を保障することは憲法の定めるところである。

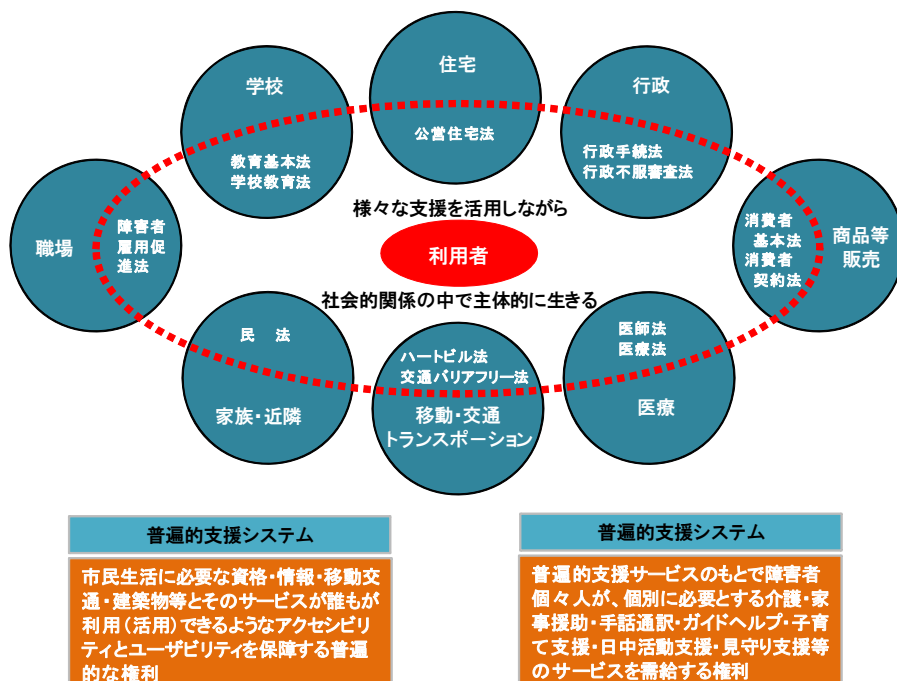
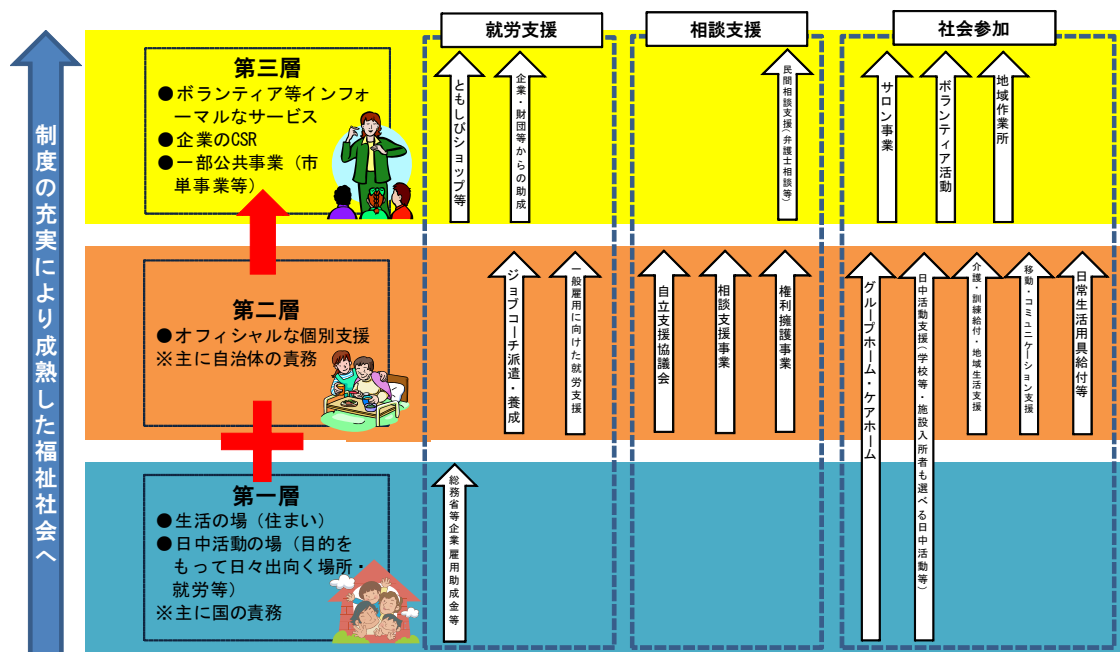
ここに、大橋謙策（日本社会事業大学学長）氏が唱える個人の尊厳と人間性の尊重を「地域福祉との関連性」において列挙する。

- 1 自らの力で、自らの意思にもとに、自らの生活を成り立たせることを尊重し、本人の「求めと必要に応じて」サービスが選択でき、かつ必要な援助が総合的に提供されること。
- 2 子供も含めて、本人の意思表明権を保障することであり、かかわりの深い政策決定過程への参加権を保障することである。何らかの事由により、自らの意思を表明できない場合には、社会的に本人の意思を代弁、確認する機構を設置し、その判断を尊重することである。
- 3 家族と共に、友人と共に、自らが長らく住んでいた地域において生活できるよう環境醸成することである。そのことを可能ならしめる住宅環境、在宅福祉サービスの目標と水準は、入所施設で提供しているサービス、条件整備を下回るものであってはならない。
- 4 社会福祉サービスを利用している人も含めて、あらゆる人が生きがいを持ち、自己実現できるような機会をつくることである。人間は、豊かに発達する可能性を秘めており、生涯にわたって発達、自己実現できる機会が保障されるべきである。そのためには、障害者や高齢者

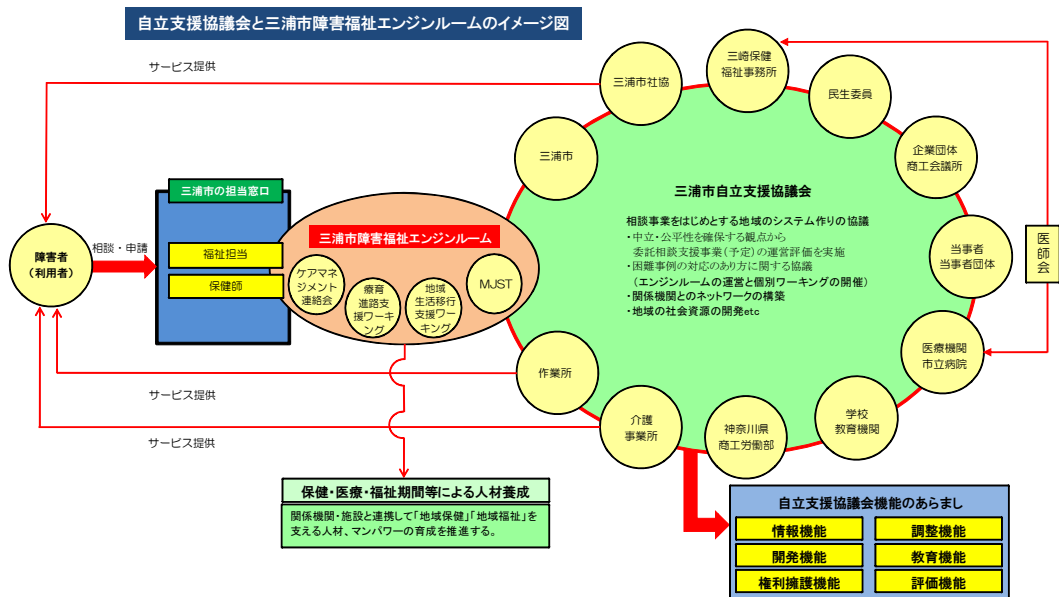
等社会福祉サービスを利用している人が、社会・経済・文化活動等に参加できる条件整備をおこなうことであり、それらの活動に参加できる意欲を喚起することである。

- 5 老いも若きも、男も女も、障害を持つ人も持たない人も、共に交流し、社会関係を豊かに持ち、お互いの存在と人格が尊重できる社会・地域を構築することである。

これを基に地域生活支援サービス（社会福祉サービス）が、より生きる社会を「三層構造からなる社会」として捉え、図式化したのが下図である。



さらに左図は、三層構造社会における社会環境と根拠法を障害者（本人）中心の自立支援という視点から、図式化したものである。以上を踏まえた上で障害者の支援について計画化する。



上図は、今後設置が予定されている「自立支援協議会」のイメージ図である。先にも述べたとおり、自立支援協議会は、それぞれ特徴的な歴史と風土を持つ地域の中で、具体的な対象者を想定しながら、相談支援活動をマネジメントする立場と機能が付与されている。これによって、サービス利用対象者または、支援を要する障害者に関する情報と、サービスを提供する機関や人材の情報、そして、行政の施策や制度に関する情報を一か所に集積しようというわけだ。はたして現状は、制度の縦割り、資源の散逸、情報の混乱といった具合に、当該対象者やその家族は孤立感を深めるばかりである。自立支援協議会は、こうした現状を打破すべく、保健医療福祉という境界を越え、障害種別を越え、公民が共に参画し、それも、保健医療福祉領域の人材ばかりでなく、教育、産業、時には司法といった様々な人材がこれに加わることによって、柔軟で課題解決力を持った総合的に障害福祉施策を展開しようというわけだ。

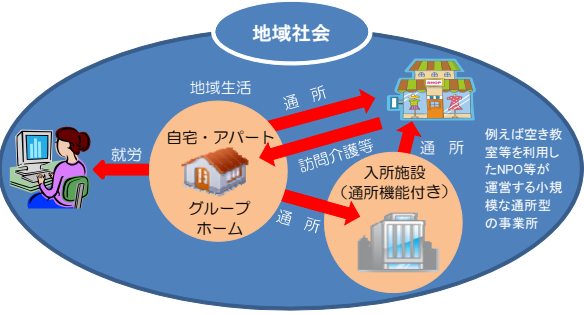
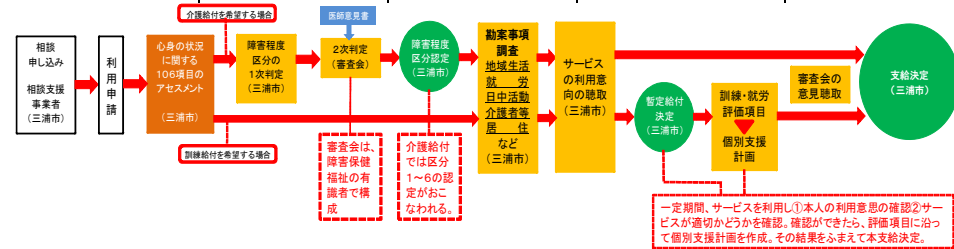
そこで本計画では、三浦市らしい「自立支援協議会」を設置すべく、上図にあるような「自立支援協議会」をイメージした。

「三浦市障害福祉エンジンルーム」が自立支援協議会の事務局的機能を果たすことになるわけだが、このエンジンルーム内に個別のワーキンググループを設け、そこに機動力のある実務者を配置することによって、自立支援協議会が宿命的に背負うオーソリティ（制度や施策の持つ権威性）と支援活動に必須となるフレキシビリティ（柔軟性）を矛盾なく融合させたい考えである。個々の機能や役割については、順次個別計画の中で詳述する。

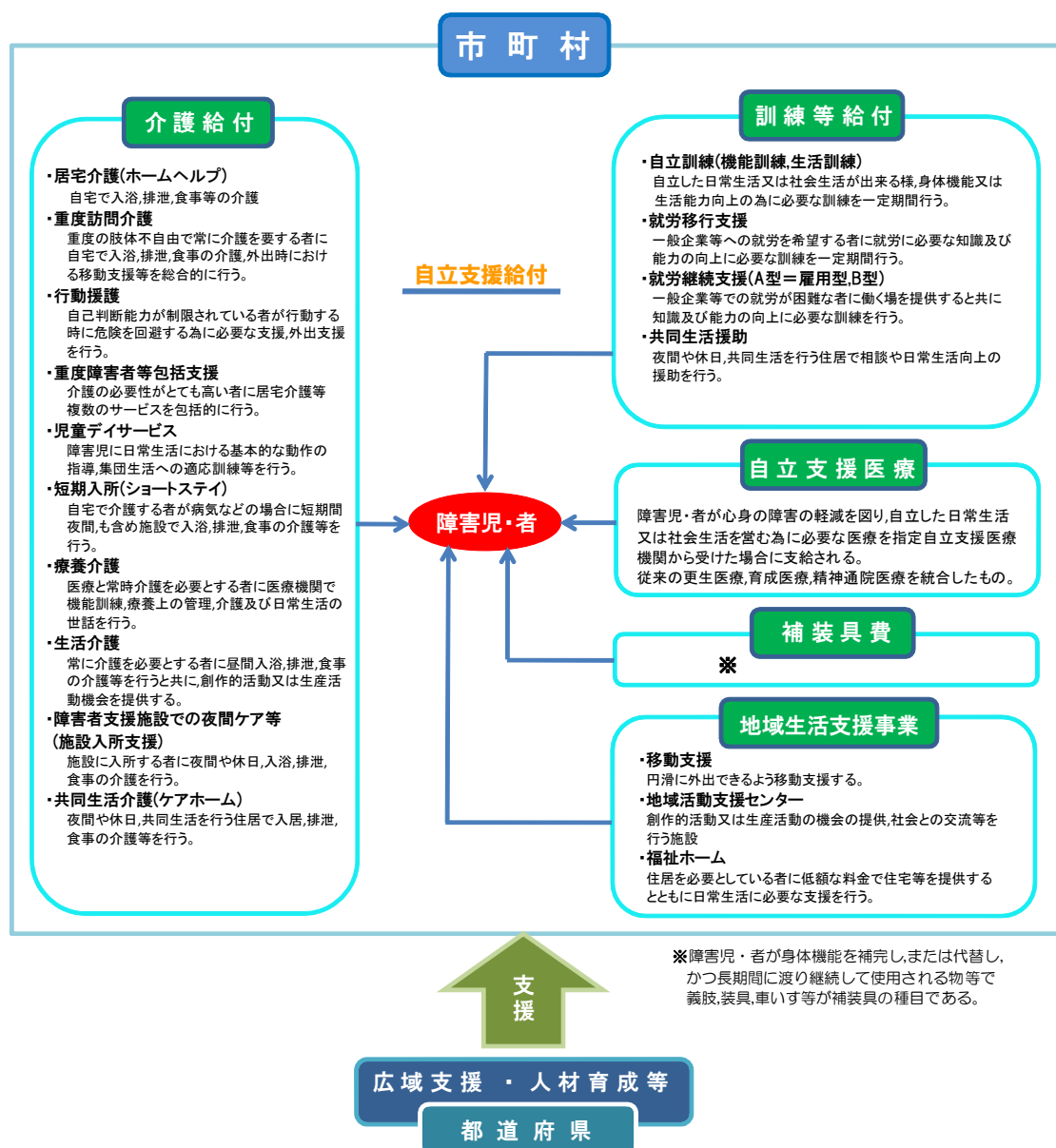
事業名	障害者の就労支援事業の充実			財源	企業 CSR 共同募金配分金
実施主体	三浦市 三浦市社協 NPO 等				三浦市一般会計 三浦市社協会費
関連法	障害者雇用促進法				総務省・財団等の助成金
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
三浦市では「三浦市障害者福祉計画」において、就労問題に関する施策を打ち出している。しかしながら、その内容は（１）雇用促進のための啓発活動や、（２）相談体制の整備、（３）よこすか就労支援センターを活用しての環境整備に終始するといった具合で具体性に欠け、数値目標をみても「福祉施設から一般就労への移行」は、計画期間中１名と非常に消極的な目標を掲げるに止まっている。同計画において実施したアンケート調査によると、有効回答者数５５４人中、１９０人、１７．５％の当該者（精神・知的・身体障害者）が就労を希望していることが明らかになっており、これら就労希望者の願いをいかにして叶えるかは、大きな課題となっている。			●	●	三浦市では、障害者の就労に関する潜在ニーズとは裏腹に、具体的に就労支援をおこなうための体制が整っているとは言い難く、また、三浦市の地域事情や福祉サービスの整備状況を鑑みた検討もなされていないのが現状。そこで、就労希望者のニーズ、就労に関する能力の度合い、就労に必要な訓練の有無について、再度調査をおこなう。 また、(仮称) 三浦市障害者就労支援チーム (MJST) を設置（設置予定の自立支援協議会の下部組織として設置する）し、総合的に市内障害者の就労に関し、関係機関が協議し、またそのネットワークを活かし、具体的な事業・活動にこれを昇華させせる。 なお、本会のアプローチによって、NPO 法人が開店するに至った「多機能型としびショップ」で得たデータやノウハウの蓄積から、2号店や空き店舗による就労支援施設の開設を「まちづくり」の視点から実践する。
					 オープニングセレモニーには、松沢知事や吉田市長も駆けつけた。 県内初の多機能型としびショップ「Café BLUE SEAS」は、三浦市社協の強い後押しによって開店した。目玉メニューの「マグロかつぱーガー」も三浦市社協の開発による。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
アンケートの実施		◎			▶
	当該就労困難者（障害者のみならずニートなど就労困難者を含む）の就労希望アンケートを実施する。				
MJST の設置	◎	☆	☆	☆	▶
	設置予定の自立支援協議会のワーキンググループとして、（仮称）三浦市障害者就労支援チームを設置（MJST）する。				
就労支援施設の拡充	◎	☆	☆	☆	▶
	海業公社が管理する「うちり」に多機能型としびショップ「Café BLUE SEAS」の2号店を開所するとともに、三崎下町等の空き店舗対策の一環として、就労支援施設ないし、就労支援協力店を募るなど、地域福祉の推進を媒介に地域経済の活性化を図るとともに、障害者の就労に関するランドマーク的施設を設ける。				
その他事業の推進		◎	☆	☆	▶
	ジョブコーチの活用や障害者や高齢者の雇用セミナーの開催。また、広域による就労支援事業も模索する。				

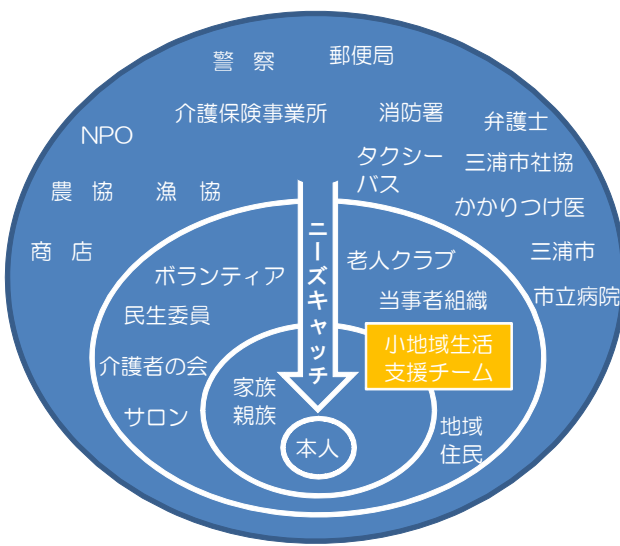
(次頁へ)

成果指標	1 福祉領域だけでなく、地域社会に存在するあらゆる社会資源を招き入れて「まちづくりの（空き店舗の活用など）」の視点をもって、そのシステムを構築できたか。MJST は、TMO（Town Management Organization）の（様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースするのが役割とされる）役割を担うことができたか。 2 一般就労が困難な身体障害者、知的障害者に就労や技能の習得に必要な訓練の場や機会を提供し、当該者の自立の促進が図れたか。 3 Café BLUE SEAS に続く民主導の就労支援施設を確保できたか（Café BLUE SEAS の運営で得たデータやノウハウの蓄積を地域に還元するとともに、これに続く就労支援施設の設置に寄与できたか）。また、Café BLUE SEAS（当初から想定していたとおり、運営母体のメンバーだけでなく、知的障害者やニートも対象として就労訓練の機会を提供できたか）のさらなる充実を図ることができたか。 4 既存の地域作業所に関しては、他団体との交流事業を増やすなどして当該者の社会参加の機会をより多く提供できたか。 5 三浦市障害者福祉計画に掲げる目標数値を超えて「一般就労者」を輩出できたか。 6 自治体・社会福祉協議会が持つ固有のネットワークを活かして、三浦市という自治区を超えて広域による「就労支援モデル事業」を提示できたか。 7 相談支援事業における「就労相談」件数は向上したか。また、それに対しどのような支援をおこない、解決に結びつけたかをデータベース化できたか。 8 企業等の法定雇用率は向上したか。 9 当該対象者の就労支援施策の展開による満足度は向上したか。
エリア	市内全域/一部広域

事業名	障害者自立支援法事業の充実			財源	三浦市一般会計	
実施主体	三浦市					
関連法	障害者自立支援法					
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
		A	B	C		
1 身近な地域に必要なとするサービスがない（身近な地域社会にサービス拠点を！）。障害者が地域社会の中で普通に暮らしていくための基盤整備。				●	障害者自立支援法とは、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ようにすることを目的とした法律。従来の制度と比較して、障害に対する継続的な医療費の自己負担比率が、5%から10%に倍増した。狙いは、少子高齢化社会に向け、従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援にある。	
2 まちづくりの視点（地域社会での生活という）にたって NPO、空き店舗、空き教室、地域作業所（充実）などの社会資源を生かしきれない。					本計画では、この法律の本来の趣旨を汲み取って、本市における各種サービスの拡充をめざすとともに、重度の障害者も地域で暮らせる基盤を整備する。	
3 応能負担から応益負担への制度改変によって、経費を抑えるためにサービスを利用できない（制限している）。						
年度別計画管理表						
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
自立支援法事業の充実	◎	★	★	★	★▶	
	1 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある者が必要なサービスを利用するためのシステムを一元化。 2 障害のある者が、身近な地域（三浦市が責任をもって）で一元的にサービスを受けられるように基盤を整備する。 3 サービスを利用する者が、サービスの利用量と所得に応じた負担をおこなう（その前提条件として、前項2を着実に整備し（需要を満たすだけのサービスの確保を計画化する）、かつ、当該サービスの質を高める必要がある）ことをルール化し、国と地方自治体は、適正に財源を確保するとともに、サービスを受受する者が、納得（満足と透明性を高める）できるように受益者負担の仕組みを構築する。 4 障害者の一般就労に向けた支援体制を構築すべく、MJST などの活用により、早期に「まちぐるみ」でこれを実現する体制を整備する。 5 コミュニケーション支援事業の充実、ホームヘルパーの増員と資質向上、住環境の整備（グループホーム・ケアホーム）を図る。 6 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。					
						

成果指標	1 障害区分認定を受ける者が増加したか（これはすなわち支援を受ける者が増えたことを意味する）。 2 身近な地域における各種法定サービスの供給体制は確保できたか（ヘルパーの増員等）。また、これを補完するインフォーマルなサービスの充足度を高めることはできたか。 3 当該対象者の自立支援施策の展開による満足度は向上したか。 4 年々増加する各種福祉サービスやニーズに対応するため、広域的な視点についても検討し、また具現化できたか（地域格差の是正）。 5 当該対象者の住環境（グループホームの設置など）は整備されたか。 6 三浦市の責務としてコミュニケーション支援事業は推進（手話通訳士の配置、養成・確保等）できたか。
エリア	市内全域/広域



事業名	相談事業とニーズキャッチシステムの充実			財源 三浦市一般会計 三浦市社会福祉協議会一般会計 その他
実施主体	三浦市/三浦市社協/事業者			
関連法	障害者自立支援法/介護保険法等			
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
	A	B	C	
【当該対象者からの声】 1 どこに相談したらいいかわからない。 2 相談したところで何の解決にもならない（家族間で解決することに慣れてしまった）。 3 市役所にいっても盟回しにされるだけ。 【制度上の現状と課題】 自立支援法の整備から 1 相談を担う人材の確保が困難。 2 相談支援体制が不十分で必要な情報と支援が届いていない。 3 入所入院から地域生活に移行する取り組みが不十分。 4 事業の具体的な実施方法が不透明。 5 自立支援協議会が未設置。 6 単一サービスに偏った支給決定が見受けられる。 7 ケアマネジメントがほとんど実施されていない。 8 制度が複雑で理解しにくい。 9 支給決定者が少ない等の問題により、サービス利用計画作成費の活用が不十分。 10 虐待防止・権利侵害防止の支援体制が不十分。			● 障害者自立支援法の施行により三浦市は、障害（三障害一元化）のある者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助をおこなうこととなった。また、自立支援協議会の設置によって、地域の相談支援体制やネットワークの整備をおこなわなければならない。なお、発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害については、神奈川県が相談に応じ、必要な情報提供などをおこなうことに（介護保険法においては、保険者に加え、指定事業者がこの役割を担う。かつ、市場原理に基づいて事業展開にするにおいて、相談事業は顧客獲得の重要なツールとなることが仕組みとして確立している）。 本計画では、あらゆる要援護者に対する相談支援事業の包括的な仕組みづくりを推進するとともに、潜在するニーズを発掘し、それを各種制度につなぐためのキャッチシステムの整備・拡充をめざす。 ニーズキャッチシステム図 	

（次頁へ）

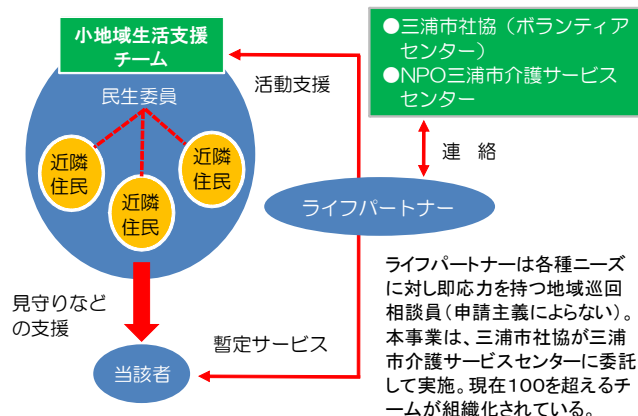
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小地域生活支援チーム	◎	☆	☆	☆	☆▶
相談支援体制の整備	◎	☆	☆	☆	☆▶
サービス利用計画作成	◎	☆	☆	☆	☆▶
権利擁護	◎	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 小地域生活支援チームの組織化は進んだか（現行組織化数の 15% 増をめざす）。 2 自治体の責務として相談体制を整備できたか（職員のスキルアップと研修制度の確立）。また、地域の相談体制を整備（一元化）し、総合的な相談体制を整備することができたか。 2 相談内容をデータベース化し、そこでのノウハウの蓄積を関係機関間で共有できたか（具体的な解決につながったケースと解決に至らなかったケースの実践的検証をおこなえたか）。 3 市内に相談支援事業者（委託事業者）の件数は増えたか。 4 サービス利用計画作成費の受給者が増えたか。 5 広域による相談（専門性を有する相談）につなげた件数は向上したか。 6 相談支援事業の充実により各種サービスの受給者が増えたか。 7 相談支援事業に関する広報など周知徹底が図れたか。 8 設置予定の自立支援協議会を中核組織としてネットワークを強め、各相談支援事業者（委託予定事業者）がそれぞれの特性を活かした支援を実践したか。				
エリア	市内全域/一部広域				

ライフパートナー活動の充実によって小地域生活支援チームの組織化を促進する。これによって身近地域における「見守り活動」を組織的に促進し、各種ニーズの早期発見システムを構築する。

①人材養成とスキルアップ②自宅訪問などきめ細かな相談支援の実施③居住サポート等の強化④相談支援マニュアルの作成と普及⑤自立支援協議会の設置と充実⑥法律（弁護士）相談のさらなる充実をめざす。

サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化と拡大をめざす。

利用者主権のための制度的整備をめざす。



事業名	介護保険事業の充実			財源	三浦市一般会計他
実施主体	三浦市（保険者）/介護保険事業者				
関連法	介護保険法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
介護保険制度は、制度の持続可能性を視野に入れるとともに、予防を重視したシステムへの変換、並びに住み慣れた地域で住み続けられるサービスの内容の確立などを通じて、明るく活力ある高齢社会の構築を目指すものであるが、依然として施設系サービスの需要は高く、在宅重視のローガンは現実と乖離している。			●	改正介護保険法の目玉事業となる地域密着型サービス（三浦市社協では逸早く「小規模多機能型居宅介護事業」に取り組んでいる）がスタートした。地域密着型サービスは、三浦市が事業の認可者となるため、同市の判断で地域の実情に応じたサービスの供給が可能となった。引き続き、個々のサービス毎に適正な評価を加え、需要と供給のバランスを鑑みた環境の整備に努める。 また、従来の居宅サービス及び施設サービスについてもサービス供給基盤の整備に加え、個々のサービスの質を高める。とりわけ、人材不足が叫ばれるホームヘルパーの確保に傾注し、介護保険制度の理念である在宅（当該高齢者が介護を必要とする状態になっても、継続的に住み慣れた地域社会の中で生活できるよう支援すること）に重点を置いた介護サービスの供給基盤を整備する。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ヘルパーの養成	◎	☆	☆	☆	☆▶
介護サービス基盤整備	◎	☆	☆	☆	☆▶
介護予防の充実	◎	☆	☆	☆	☆▶
高齢・介護者を支える制度の充実	◎	☆	☆	☆	☆▶
関連施策との連携強化	◎	☆	☆	☆	☆▶

成果指標	1 ホームヘルパーの実働人員は向上したか。デイサービスの利用率は向上したか。 2 公正な市場競争原理のもとに介護保険事業者の質は向上したか（保険者として、各事業所のサービス評価がおこなえるような仕組みを構築できたか～高齢者等が住み慣れた地域で安心していきいきとした暮らしを続けていくためには、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障される必要があります。そのためには、サービス供給量が確保されていることはもとより、サービスの質の確保、向上を図ることが不可欠。三浦市は、介護サービスを含むすべての保健福祉サービスの利用者やその家族からの相談・苦情を適切かつ迅速に解決し、サービス提供時に起こった事故に対する適切な対応を図るため、独自の苦情解決システムを整備・運営できたか。また、地域密着型サービス事業者の指定及び地域包括支援センターの運営その他介護サービスの質の確保等について、第三者の視点から意見を述べ、評価を行う「専門員」などを設置し、介護サービスの評価・検証の機能を担う仕組みを整備できたか）。 3 急速に進む高齢化にあつて、介護認定を受ける当該者とこれに伴う介護保険給付費の上昇が懸念されるが、介護予防事業等の充実によってこれを抑制できたか。 4 後期高齢者が増加する中で、必要なサービスを的確に受けられるよう、介護保険制度の適正かつ効果的な運営に努め、制度の周知や相談窓口の充実を図ることができたか。 5 特定高齢者に対する「介護予防事業」は充実したか（例：転倒予防教室などへの参加者は上昇したか）。また、特定高齢者施策（「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防・支援」「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」などの新規事業を創設できたか）。 6 介護保険事業とインフォーマルなサービスが有機的連携したケアマネジメントがおこなわれているか。 7 被保険者の意見を十分に参酌したうえで、介護保険計画の改定をおこなうことができたか。 8 介護職従事者の質は向上したか（しかるべき研修制度の確立や各種研修への参加支援を促進できたか）。 9 介護保険事業と一般高齢者施策（「介護予防に関する情報の提供」「地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施」「介護予防に資する活動をおこなおうとする地域住民に対する場の提供等の支援」）の連携によって当該サービス利用者の満足度は向上したか（利用者意向調査などをきめ細かく実施できたか。また、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、日常生活自立支援事業の有機的な連携によって当該高齢者の権利が守られ、在宅生活は安心できるものになったか）。
エリア	市内全域/一部広域

誰一人として社会から孤立させないための支援

事業名	高齢者保健福祉施策の推進			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市/住民活動				三浦市社会福祉協議会一般会計
関連法	老人福祉法/高齢者医療確保法				その他
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
国や地方自治体が推進しようとする当該者の「在宅生活の継続」とは裏腹に、障害を負った高齢者の地域社会での生活の継続は困難を極める。高齢化の進行は「老老介護」という新たな問題を生み出し、支えあうというよりは、もたれあうことによって、どうにか在宅生活を継続しているケースも散見されるからだ。			●	●	国は、市町村における在宅福祉対策の緊急実施、施設の緊急整備を図るべく、在宅福祉の推進を柱としたゴールドプランを掲げた。ところが、高齢化が当初の予想を超えて急速に進んだため 1994 年にこれを改定した新ゴールドプラン（高齢者保健福祉 5 ヶ年計画）を策定する。そして、2000 年 4 月の介護保険制度の導入で生じる新たな需要に対応すべく、改めて新ゴールドプランを策定（在宅介護の充実に重点を置き、ヘルパー17 万人確保、訪問看護ステーション5,000 箇所設置などを目標に掲げた）。この新ゴールドプランは 1999 年度で終了し、新たに策定された高齢者保健福祉 5 ヶ年計画が「ゴールドプラン 21」である。ゴールドプラン 21 は、“いかに活力ある社会を作っていくか”を目標としている。「いつでもどこでも介護サービス」「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」「ヤング・オールド（若々しい高齢者）作戦」の推進、「支えあうあたたかな地域づくり」「保健福祉を支える基盤づくり」のように、介護サービスの基盤整備と生活支援対策などが位置付けられ、新ゴールドプランには盛り込まれていなかったグループホームの整備を具体的な施策として掲げている。本計画では、この「在宅重視」の理念を尊重し、高齢者の保健福祉施策のさらなる推進をめざす。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ネットワークの形成	◎ 誰もが住み慣れた地域で、健康やかに安心して在宅生活を継続できるよう、地域の社会資源を最大限に活用した地域活動拠点のネットワークづくりや仕組みを構築する（①地域包括支援センターの充実や情報提供機能の強化を図る②地域におけるネットワークの構築（三浦市民生活向上会議等の充実）③ボランティアの育成支援）。	☆	☆	☆	☆▶
健康づくり	◎ 高齢者がいつまでも健康で過ごすために、一人ひとりの住民が主体性をもって健康づくりができるよう、地域ぐるみでおこなう住民参加型の健康づくり（「ふれあいサロン」等）や自主的な健康づくり活動を支援する（①健康教育・相談の実施②健康診査の実施③訪問指導の実施④ライフスタイルに応じた健康づくり情報の提供等⑤高齢者の知識・技能を生かしたボランティア活動の促進⑥交流の場の整備）。	☆	☆	☆	☆▶
介護予防	◎ 介護が必要な状態となる前から自分にあった予防が持続的に受けられるよう、介護保険法に規定する地域支援事業等との連携を深めながら、介護予防事業を拡充する（①食生活改善事業（食の自立支援事業）②生きがい活動通所支援事業③外出支援サービス④軽度生活支援事業）。	☆	☆	☆	☆▶
介護保険事業の充実	◎ 介護保険事業のさらなる推進をめざす。	☆	☆	☆	☆▶

（次頁へ）

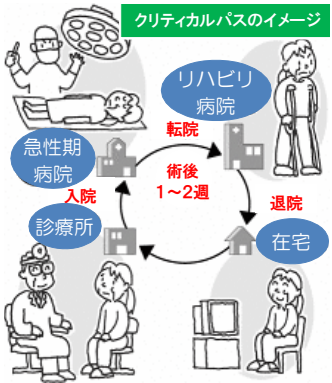
基盤整備	◎	☆	☆	☆	☆
	高齢者が尊厳をもって豊かに生活していけるよう、当該者の権利尊重と住環境などの整備をおこなう。また、当該家族の介護負担の軽減を図り、要介護高齢者と家族の双方が精神的にも肉体的にも良好な関係を継続できるように支援する（①日常生活自立支援事業の充実②高齢者向け住宅の整備③在宅介護教室の開催④介護者の健康管理と健康づくりの推進等）。				
成果指標	1 住民が主体的におこなう事業に適正なる支援（助成金の交付や人的支援等）ができたか。 2 当該情報につき、三浦市や三浦市社協等が実施する、認知症や介護に関する講演会、高齢者の相互交流や地域住民との交流を進める「高齢者ふれあいセンター」、「ふれあいサロン」や「高齢者のつどい」そして「小地域生活支援チーム」など身近な地域での情報提供の機会を継続的に実施できたか。 3 「ふれあいサロン」の設置数は増えたか。 4 ボランティアセンター等の充実によって、これに関わる住民が増えたか。 5 介護予防事業の充実によって介護給付費は抑制できたか。 6 高齢者が地域社会で安心して暮らしていくための住環境は整備できたか。 7 高齢者の「いきがいの場」づくりを推進し、これを提供できたか。 8 シルバー人材センターの充実などにより、高齢者の就労がかなったか。 9 法による縦割りの制約を打破し、介護保険事業、地域医療といった分野と有機的に連携する仕組みを構築できたか。 保健福祉 施策 介護保険 事業 地域 医療 高齢者を支える施策の連携図				
エリア	市内全域				

事業名	地域保健医療の充実			財源	三浦市市立病院特別会計 その他
実施主体	市立病院/医師会/保健所				
関連法	医療法等				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
少子高齢化社会の進展、ライフスタイルの変化などにより、疾病構造も癌や糖尿病などの生活習慣病へと変わってきた。これを受けて、予防・早期発見・治療・リハビリ・介護といった各領域が連携した地域保健医療サービスが求められるように。他方、医師や看護師などの医療人材不足が地域保健医療に暗い影をおとしており、とりわけ小児科・産科を中心としたマンパワーの確保が急務の課題となっている。			●	地域の保健医療を総合的に推進するため保健所、市立病院（三浦市）、医師会等が住民参加を促進しながら役割分担に応じた連携と協働を図る（地域住民の日常生活を支える健康相談・健康管理・疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など住民に密着した保健医療サービスを福祉サービスと一体となって総合的かつ継続的に提供する体制を三浦市内において整備することを目的）。 また、本市における中核的医療施設である三浦市立病院には、高い高齢化率を示しているにも関わらず、脳神経外科、心臓外科がないことなどから近隣総合病院とのさらなる連携の強化を図るとともに、病棟を閉鎖している産科の開科をめざす。 なお、三浦市は保健所、医師会の支援を得ながら一層の連携強化によって、健康づくりの推進、地域保健医療体制の基盤強化をめざす。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医療人材の確保	◎ 神奈川県立大学等との連携の強化によって、看護師・保健師実習生の受け入れや未就業者への復職支援などをおこなう。	☆	☆	☆	☆▶
地域保健医療体制整備	◎ ① 地域連携クリティカルパス（急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる医療計画。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにすることを目的とする。これによって、回復期病院では、患者がどのような状態で転院してくるかをあらかじめ把握できるようにするため、重複した検査をせずに済むなど転院早々から効果的なリハビリを開始できる）の導入によって、地域保健医療の基盤整備を促進する。② 医師会や近隣総合病院との連携の強化によって救急医療体制を整備する。③ 初期小児医療体制（夜間・休日）の整備を図る。	☆	☆	☆	☆▶
健康づくりの推進	◎ 保健所等との連携によって食育の推進、糖尿病、メタボリックシンドローム、脳卒中、癌の予防、こころの健康づくり、自殺対策を推進する。	☆	★	☆	★▶
高齢・障害者・母子保健・感染症対策の推進	◎ ① 訪問看護の充実、高齢者虐待防止事業の推進、健康診査、口腔ケアの充実を図るとともに認知症に対する啓発活動を促進する② 障害者歯科医療保険の推進、レスパイトケアの普及、退院促進支援事業に参加する医療機関の支援。③ 児童虐待発生防止、発達障害児の療育推進、口腔機能発達支援④ インフルエンザを始めとする感染症対策を関係機関の協力のもとに推進する。	☆	☆	☆	☆▶
学校保健対策	◎ 児童生徒の心と体の健康づくりを推進するとともに、食育・児童虐待防止に取り組む。	☆	☆	☆	☆▶

成果指標	- 三浦市立病院における医療人材の確保策は、ニーズを満たすだけのものとなったか。また三浦市・保健所は、関係機関との連携を深めることによって当該実習生を積極的に受け入れ、未就業者の復職支援を実践できたか（目標数値を具体的定め、それをなし得たか）。 - 地域連携クリティカルパスの導入によって、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現できたか。 - 住民を含む関係機関の役割分担は明確化したか （①保健所の役割は、三浦市や保健医療サービス提供者の調整・支援をおこなうとともに、地域における総合的な取り組みを推進することにある。そこで「医療機関や保険者などの医療サービス提供者や住民に対し、技術面の支援や新たな仕組みづくりなど直接・間接的な支援を実践できたか」。「医療分野においては、専門的・広域的な視点で施策を展開し、効率的で効果的な施策を展開できたか」②利用者に最も身近な三浦市の役割は、地域特有のニーズを的確に捉え、各々の実情に応じた施策を展開することにある。それは、従来の保健医療サービスを支えてきた根幹的サービスに加え、保健医療ニーズを根拠とする新たな施策を創意工夫によって先駆的に展開することにある。その基盤整備として「市立病院の地域の中核医療機関としての機能を充実できたか（また、赤字経営であることなどを鑑みアウトソーシングの手法も真摯に検討することはできたか）」「保健所に併設した『健康ぷらっと』のさらなる充実によって予防事業の効果的な執行がなされたか」③医師会は、民間医療機関の立場から、住民に最も身近なところにあることを再認識し、地域医療の第一線を担い、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の拠点として医療連携体制を構築できたか。④住民は、単に保健医療サービスの享受者としてではなく、その主役であることを自覚し、各種保健医療サービスに主体的に関わることができたか（「三浦市や保健所が発信する情報を他人事としてではなく、的確に収集できたか」「住民が主体的に実践する健康活動に参加できたか」「かかりつけ医を持つことができたか」「積極的に健康診断を受けたか」）ーといったことが成果指標となる）。 - 特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率は向上したか。これによってメタボリックシンドロームやその予備軍は減少したか。 - 脳卒中年齢調整死亡率は減少したか。 - 癌検診の受診率は向上したか。これによって癌年齢調整死亡率は減少したか。 - ゲートキーパー（自殺危機にある人への初期介入スキルをもった地域の門番）を政策的に増やすことができたか。 - 子供の虐待防止策として「要支援家庭の早期発見支援事業」を市内で創設できたか。 - 医師会の学校医部会の充実によって児童生徒の健康づくりは促進したか（神奈川県学校保健会と連携の強化も併せて実施）。 65歳健康寿命は伸びたか。 - 退院促進（精神障害者）支援事例の実績数は伸びたか。
--------------------	---



抜本的な改革が求められる三浦市立病院



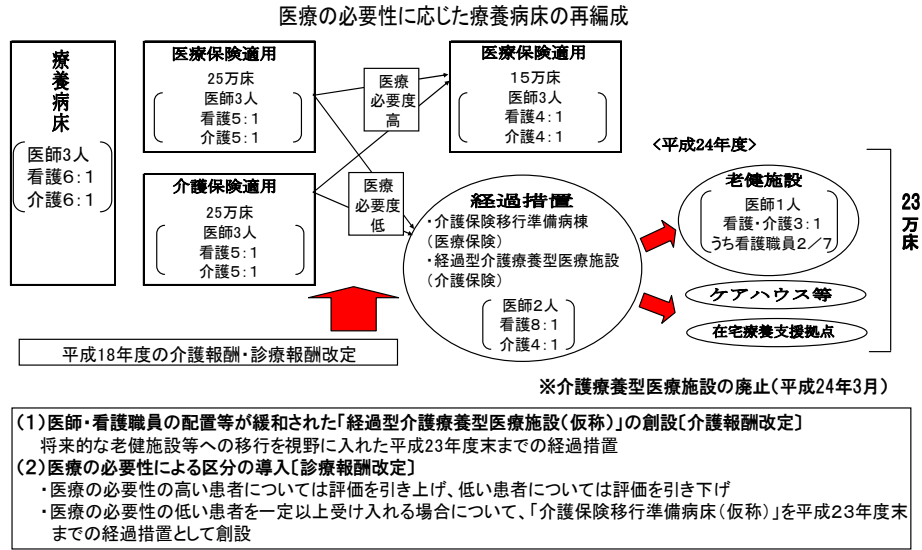
（次頁へ）

成果指標	12 口腔と全身の相互関係について、正しく普及できたか。在宅療養患者の口腔ケアの普及とこれに携わる人材の養成を実践できたか。
	13 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策を実践できたか。
	14 社会福祉施設等の室内衛生水準は向上したか。
エリア	市内全域/一部広域

【参考】東京都保健医療計画

※施設から在宅へ

(1) 在宅重視 (国の動向を踏まえて)



①平成18年の医療制度改革においては、療養病床について、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応するとともに、医療の必要性の低い患者については、老健施設や在宅・居宅系サービスで受け止めることで対応することとされた。これに伴い、療養病床計38万床(医療保険適用25万、介護保険適用13万)は、医療保険適用の15万床とし、残り23万床相当は、在宅・居宅系サービ

ス等に対応する方向が示されている(上図:医療の必要性に応じた療養病床の再編成一参照)。

②また、医療機関に長期入院している精神障害者についても、受入条件が整えば退院可能な者が約7万人いると推定されているが(平成14年患者調査)、これらを医療機関で抱えていくことは益々困難になっていることから、精神障害者の退院促進と地域

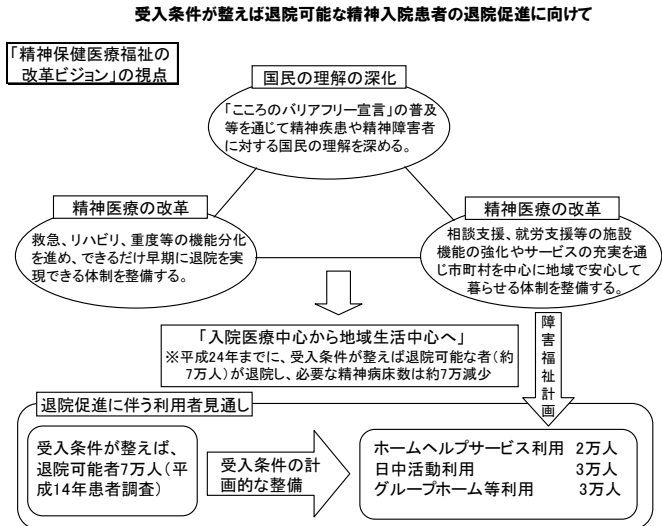
における支援体制が今後進められる見込みである(下図参照)。

③さらに、障害者自立支援法においても、平成18年10月より、入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動サービス)と夜のサービス(居住支援事業)に分けるとともに、都道府県・市町村が作成する障害者福祉計画に沿ってサービスの計画的整備が図られることとなっている。

④このように、施設に入所していた者など社会生活上のハンディキャップを有する者について、地域生活に移行させ、自立した生活を支援していくことが、財政的観点・あるべきケアの観点の両面から、これまでに増して大きな課題となっている。

(2) 多様な福祉ニーズ

①児童や高齢者等への虐待、若年層の引きこもり、自殺の増加、ホームレス問題が引き続き大きな問題であるほか、災害時等における高齢者・障



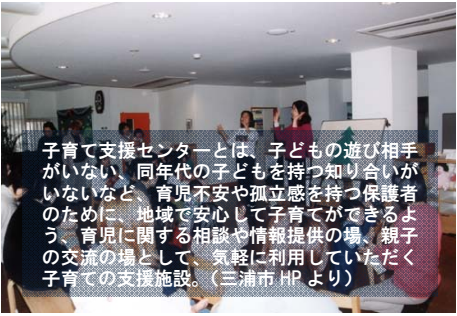
害者等のいわゆる「災害弱者」をどう支えるかという課題も重要となっている。なお近年、若年層における経済的・社会的格差の存在が示唆される調査分析が見られるようになってきていることにも留意が必要である。

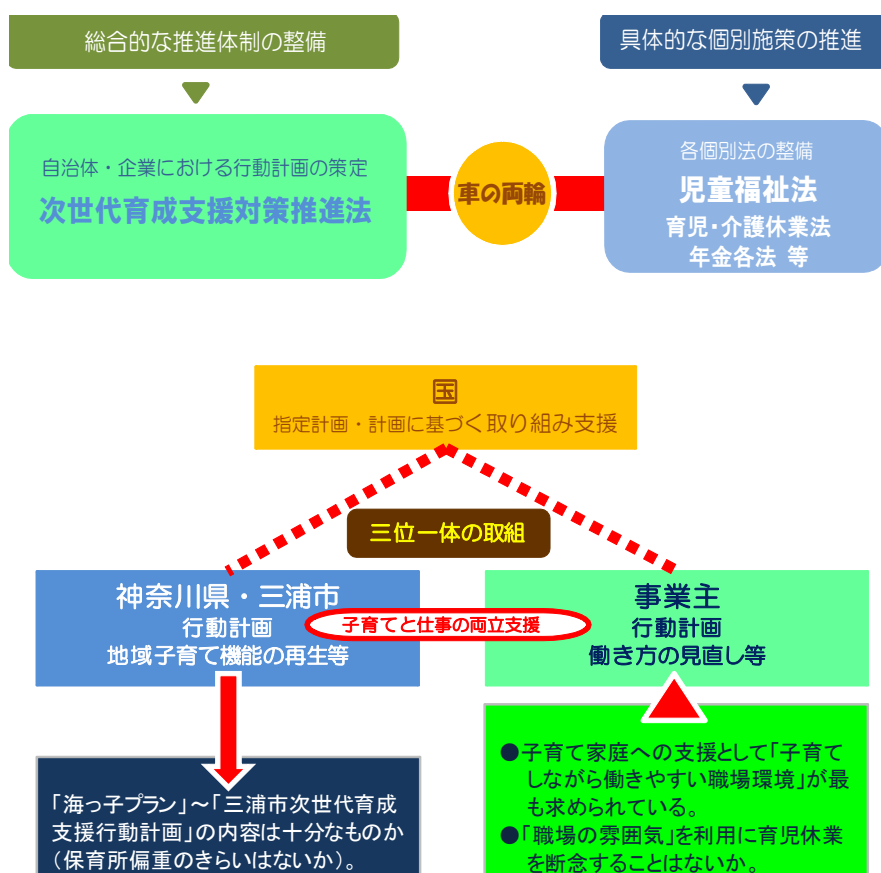
②これらの課題は、従来社会福祉事業が中心的な対象としてきた貧困問題とは質を異にするものであり、行政・医療・福祉・地域団体等の関係者が、適切な役割分担のもとに、連携・協力し、対応策を構築していくことが必要である。社会福祉法人としても、公益的取り組みの実施等を通じて、これからの課題に対応していくことが求められている。

誰一人として社会から孤立させないための支援

事業名	低所得者対策の充実			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市/三浦市協/民児事協				三浦市社会福祉協議会一般会計
関連法	生活保護法/社会福祉法/民生委員法				その他
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
1 経済的困窮から、社会参加の機会を奪われる（交際費に支出する余裕がないことから）。 2 各種福祉資金の貸し付け業務であるが、アフターフォローにまでは至っていない。				●	対象者が安定した生活を営むことができるように、関係機関等との連携を図り、適切な自立援護支援および就労の促進を図る（今後の高齢化の進展に伴い、社会保障の給付とそれに見合う負担の増大が避けられない中、負担能力のある者には適正な負担を求めていく一方、負担能力の低い者には必要な配慮を行っていく）。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
担当者のスキルアップ	◎ 生活保護のケースワーカー、生活福祉資金の貸し付け業務担当者の資質の向上を目的に、それぞれの事業主体は研修制度の確立をめざす。	☆	☆	☆	☆
生活福祉資金と生活保護の連携	◎ 対象者が安定した生活を営むことができるように、関係機関等との連携を図り、適切な自立援護支援および就労の促進を図る。そこでは、①生活保護のケースワーカーと生活福祉資金のケースワーカーの連携の強化を図る。②関係機関、民生委員児童委員と連携し、保護世帯や低所得世帯の経済的な自立や就労の促進など、適切な助言を行う。③低所得者への適切な助言、指導を行い生活相談を促進するために、民生児童委員活動の充実を図る一といった基盤整備をおこなう。	☆	☆	☆	☆
利用者負担・保険料等減免対策	◎ 低所得者が介護サービスを利用しやすいように利用者負担や保険料に減免措置を設け、その周知を徹底する。	☆	☆	☆	☆
成果指標	1 社会福祉関係法令に基づいて把握された対象者に対し基本的人権の保障としてなされる所得保障（公的扶助）は、社会福祉の根幹である。そこで貧困を個人的道徳観から捉え社会的経済的要因を隠蔽させぬよう、全ての市民が所得保障に関する認識を新たにせねばならない。そのための正確な福祉情報の提供や一例だが保護系のケースワーカーの資質の向上は欠かせない（当該者を地域から孤立させないよう支援することもケースワーカーの力量である。それは閉ざされた環境の中で業務を遂行することではなく、あらゆる社会資源とネットワークを構築し、包括的なサービスの提供に努めることである）。そこで、ケースワーカーの資質の向上を一つの成果指標とする（数値目標は、就労につながった件数等）。 2 また、低所得対策を一つの相談事業として位置づけ、保護費や福祉資金の給付が決定した段階で業務を完了とするのではなく、アフターフォローの徹底（生活指導）によって当該者を包括的に支援できたか。その手法として、当該者に最も身近な存在である民生委員との連携を強化（事例検討の機会の設けるなど）を図れたか。				
エリア	市内全域				

事業名	多様な子育て支援策の充実			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市/保健所/保育所/児童相談所/三浦市子育て支援センター				その他
関連法	児童福祉法等				
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
近年の核家族化の進行、近隣関係の希薄化、就労環境の変化などを背景として、育児不安や、虐待など、子育てをめぐる環境は厳しさを増している。			●	●	本計画では、安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的（住民参加）な子育て支援策を展開する。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域における子育て支援の充実	★	◎	☆	☆	☆▶
	子育て支援事業や放課後児童クラブの充実、保育士の資質向上や多様な保育ニーズに即した保育サービスの充実、さらには未就学児童の医療費軽減等経済的支援の推進など、地域における多様な子育て支援を一層充実させる。				
子どもと母親の健康の確保・増進	★	◎	☆	☆	☆▶
	母性と乳幼児等の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や相談・指導等を積極的に推進するとともに、小児医療体制の充実に努める。				
教育環境の整備	★	◎	☆	☆	☆▶
	次世代の親の育成に向けた施策の推進、生きる力を育てる学校教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供など、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備を積極的に進める。				
子育てを支援する生活環境の整備	★	◎	☆	☆	☆▶
	子育て家庭に配慮した住宅施策の推進や安全な道路交通環境の整備など、安全・安心な子育てのための生活環境の整備を進める。				
職業生活と家庭生活との両立支援	★	◎	☆	☆	☆▶
	働き方の見直しや仕事と子育ての両立、職場環境の整備（育児休業の取得促進等）に関する広報・啓発活動、情報提供等を通じ、職業生活と家庭生活との両立を支援する。				
子どもの安全確保	★	◎	☆	☆	☆▶
	子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動（自治会単位で行われているスクールガードなど）を関連部門、関係機関・団体が一体となって推進し、子どもの安全確保に努める。				
要保護児童等への対応	★	◎	☆	☆	☆▶
	児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等への支援施策の推進、障害児施策の充実など、保護を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを関係機関と連携して推進する。				
成果指標	1 保育所等児童施設の整備と運営をおこない、子育て支援事業をはじめとする多様な子育て支援サービスを充実させることはできたか（三浦市子育て支援センターの充実と周知徹底等）。 2 母子の健康づくりと教育環境・生活環境の整備を進めまることはできたか。				

成果指標	3 児童相談所との連携の強化により、児童虐待防止対策など要保護児童等への対応を進めることはできたか。 4 子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援をおこなう体制は整備できたか（自治会単位でおこなうスクールガード等の全市的取組）。 5 地域における子どもの事故防止、防犯等に努められたか（ゾーニングの推進、三浦市民生活向上会議が進める防犯マップの作成等）。 6 企業等は、従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくることはできたか。 7 出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境をつくることはできたか。 8 学童保育（放課後児童クラブの充実含む）、特別保育事業（休日保育・一時保育・病児保育等）の実施検討し、また具体化できたか。 9 三浦市社協がNPO 法人三浦市介護サービスセンターに委託して実施する「自由契約ヘルパー派遣」のうち、産前産後の支援に対する割合は向上したか。	 
エリア	市内全域	



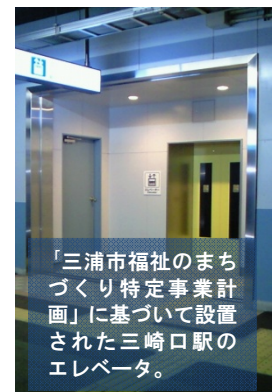
次世代育成行動支援計画の策定によって、仕事と子育ての両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援・社会保障における次世代支援など子どもの社会性の向上や自立を促進する。また、国が定める指針に即して、自治体、企業は行動計画を策定しなければならない。

誰一人として社会から孤立させないための支援

事業名	ユニバーサルデザインによるまちづくり			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市/神奈川県/国				その他
関連法	ハートビル法、交通バリアフリー法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する市民に認識はまちまちなので、一貫性のあるユニバーサルデザイン化が進んでいない。		●	●	ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。本計画では、三浦市の「福祉のまちづくり基本構想」の促進を支持し、ハード面などインフラの整備だけでなく、まちぐるみで「ユニバーサルサービス（子どもから大人・高齢者・病人・妊婦・障害者・外国人まで、あらゆる人に対して公平な情報やサービスを提供すること）」の普及をめざす。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
福祉のまちづくり基本構想の推進	◎ 三浦市福祉のまちづくり基本構想に基づき策定された「三浦市福祉のまちづくり特定事業計画」を推進する（三崎口のエレベータ設置に続き、三浦海岸駅周辺の改良も進んでいる）。また、ユニバーサルデザインに賛同する企業・交通機関を増進し、サービス業の理念にユニバーサルデザインの思想を付帯させる。	☆	☆	☆	☆▶
市民活動の促進	◎ みうら青年ボランティアビューローと三浦市が協働して作成した「三浦市バリアフリーマップ」の取り組みなどを優良なモデルとして、市民参加で取り組むユニバーサルデザイン活動促進する、また、そのツールとして三浦市民生活向上会議の下部組織「福祉のまちづくり推進部会」のさらなる充実を図る。	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 「三浦市福祉のまちづくり特定事業計画」は、着実に進捗したか。 2 ユニバーサルデザインを実践するための活動サイクルを確立し、地域におけるネットワークの形成を図ることができたか（例：三浦市民生活向上会議は、地域に密着した活動をおこない「人づくり」「ネットワークの形成」「情報発信」を目的に活動していることから、ユニバーサルデザインに賛同する人材の養成やユニバーサルデザインを意図した「まち」のチェック、ワークショップの開催、かつて実施した市内全公園の実態把握調査のようにユニバーサルデザイン活動を報告書にまとめ、それを市民に公表するなど情報の発信をすることができたか—といったことが成果指標となる）。				
エリア	市内全域				



「三浦市福祉のまちづくり特定事業計画」に基づいて設置された三崎口駅のエレベータ。



「三浦市福祉のまちづくり特定事業計画」に基づいて設置された三崎口駅のエレベータ。

2 住民活動の推進支援

(1) 住民活動の推進と行政との協働関係の確立

① ボランティアを取り巻く環境の変化

社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり「地域福祉の充実」がより一層求められるようになった。当事者同士の助け合いや地域住民による問題・課題の解決など、収益性や前例に囚われず、社会の問題解決に対して素早く先駆的に取り組む市民行為に対する期待が、これまで以上に高まってきたというわけだ。

どちらかという、これまでの「ボランティア」は奉仕・慈善活動をおこなう福祉的要素が強い活動として捉えられてきた。しかし、災害救護や環境問題、学校教育における総合的な学習に対する取り組みなど、その活動内容は多様化し、公共課題を担う自立した活動主体として自主性という特性は堅持しつつも、市民の視点から、行政や企業活動に対し、政策提言や評価活動に取り組むことが期待されるようになってきたことを特徴とする。一方で行政の、これらの活動を「安上がりな労働力」として施策の一部に取り込もうとする動きがあったことも事実。逆に企業では、社会的責任（CSR＝Corporate Social Responsibility）に対する関心が急速に高まり、社会の一員である企業が幅広い分野でその責務を果たしていきたいとする動きが散見されるようになった。併せて、企業を経済的側面だけでなく社会的側面からも判断して投資をする社会的責任投資（SRI＝Social Responsibility Investment）という従来の財務分析や企業のパフォーマンスによる投資基準に加え、社会・倫理・環境といった点などにおいて当該企業が社会的責任を果たしているかどうかを投資判断の基準にした投資行動も見受けられるようになった。



企業の社会的責任とは、企業メセナ（企業が資金を提供して文化・芸術活動を支援すること）が文化やスポーツ振興などの支援活動を指す狭義の概念であるのに対し、経済、環境、社会など多様な分野で業績に関係なく企業市民として積極的に社会的責任を全うするといった、より広義の概念として捉えられているようである。

翻って市民ボランティアの動向はというと、従来からの「無償・無報酬」を前提とするボランティア活動に加え「非営利」を前提とする市

民活動やNPO活動が活発化してきている。どちらの活動も「自主的・自発的」「利益を生まない」「民間であること」といった共通点を有する。双方ともに「安心して暮せる＝助け合い活動」に取り組んでいる点においては、大きく捉えて「市民活動」といえるのかも知れない。1995年、阪神・淡路大震災の被災地で見せたボランティア・パワーは、後に大きな注目を集め「ボランティア元年」と言わしめた。この年を機に、その活動の多様性と柔軟性、機動力（時として専門性）、そして、特定課題に対する確かな課題解決能力は、日本国民の知れるところとなり、2001年に国連で「ボランティア国際年」が定められたのも、日本の提案によるものだったという。

三浦市におけるボランティア活動の問題点

1 先にも述べたが、行政によるボランティア活動の促進・支援において「安上がりな行政の労働力となりはしないか」「行政からの財政支援によって、行政の管理下に置かれはしないか」という懸念は常につきまとう課題だろう。最近では、このような考え方が柔軟に変化し「ボランティア活動は、行政とは異なる独自の価値観を有するので支配されることはない」「行政は、ボランティア活動促進のための条件整備・基盤整備を担う役割がある」といった考え方が一般的になってきた。

このことは、個人の命や尊厳を守る活動など公益に貢献するボランティアの力量が社会的に認知されてきた証と言えよう。ボランティアが公的支配に属さない個の原理から市民主体の活動を開拓し、活動実践の継続から蓄積してきた自治力が評価されてきたことの表れだと考えられる。三浦市（市民協働室）でも、平成17年10月17日よりボランティア登録を開始するなど、「協働」をキーワードにこれとボランティアの連動を模索するようになったが、本会のボランティアセンターとの役割分担など多くの課題を抱えていることも事実である。



2 本来、ボランタリーな市民活動は「自主性の原則」に基づくものである。つまり、一人の人間が必要感と問題意識を持って行動する。その過程において、時として仲間を求め、「この指止まれ」と言わんばかりにネットワークを形成しながら、主体的・自律的に活動することがボランティアの原点といえはしないか。

しかし、一方では、ボランティア活動に関心があっても「きっかけがない」「仲間がいない」「活動の場がない」という、活動志向を有しながらも

活動に至っていない人達が多数存在するのも事実である。このような人材が何らかの動機づけによって地域社会の支え手となるためには、社会福祉協議会はもとより、市町村行政の体系的な支援は不可欠である。とりわけ、ボランティアセンターを有する社会福祉協議会には、公的な民間団体として、身近な地域でのボランティア活動の活性化をはかる機能が求められている。その背景にあるのは「民は民が育てる」という発想に他ならない。それは、社会の仕組みが、官や中央主導の構造から変革し、市民一人ひとりが考え、参加し、市民主体の地域社会づくりに向けられていることに加え、「行政とは異なる存在で独自性があるからこそ、存在意義がある」ボランティア活動が、官の支配下に置かれることによって、その独自性を薄めてしまうのではないかとする危惧である。行政の過度の支援が、ボランティアの独自性や存在意義を弱め「せっかく芽生えた自立意識を無自覚のうちに衰えさせる危険がある」ということだ。いずれにしても、生涯各期にわたるボランティア教育は急務といえる。また、実践を通じた人づくりの場として、在宅福祉事業等への参加・協力を促す支援策を構築するなど、ボランティア活動の場を開拓・拡大することが、ボランティア活動の促進をすすめる、引いては市民参画型社会の基盤整備に必要な条件になるものと考えられる。

3 ここ数年の傾向として、制度の隙間を埋めるためのマンパワーが強く求められるようになった（本会では、地域包括支援センター運営のみならず介護保険事業も実践している。このためニーズが容易に集約できる環境にあることから、そう感じるのかも知れないが…）。介護保険法に規定するサービスの補完に加え、目まぐるしく制度が変わる障害者自立支援法など、制度上の不備の補完をボランティアに求めようとする動きである。しかし、ボランティア活動が創り出すのは「価値」であり、「保障」ではないはずだ。とりわけ介護福祉ボランティアの可能性について考えるとき、念頭に置かなければならないのは、病や障害を有する人達、高齢で介護が必要な人達が地域でつつがなく暮らしていくためには、これに対する公的な保障を前提条件とするということ、つまり、新たな人間関係の構築や関係の再生を通じて、それぞれの人々が地域で生きる意味を感受するための実践なのだということである。故に、ボランティアとは「社会的価値」の一つを創出する実践として換言できるのではないだろうか。



先駆的なボランティア活動は「地域福祉推進モデル事業」に指定し、活動助成金を支出する仕組みを構築した。

4 また、多くのボランティア（個人・組織）が、それぞれの地域においては、具体的な活動の実践方法について苦悩していることが多いと聞く。このことは、本会が地域福祉活動計画（改定前の第2次計画）を策定する過程においておこなった各種「ヒアリング調査」からも明らかになっている。そうした意味において、人と活動、あるいは、ニーズと活動を結ぶ「媒介役」の必要性が確認されたといっても過言ではない。加えて、多くのボランティア（個人・組織）が「人なし」「場所なし」「金なし」「情報なし」といった「ないないづくし」の只中で、日々の活動を実践しているというのが実情である。よって、行政による地域基盤整備と資源創出が求められると同時に、人と人を結び付けたり、資源を有効活用するための情報提供をおこなったりする「媒介役＝コーディネーター」の存在が不可欠であると考え。とりわけ、社会福祉協議会におけるボランティア・コーディネーターの養成や専門性の獲得は、課せられた命題といえるのかも知れない。

5 ボランティア活動の推進に不可欠な「情報」の問題であるが、情報の活用に関しては「収集」と「提供」に大別できるものとする。「収集」に関しては、社会福祉協議会の持つ組織的ネットワークの活用が第一義的な課題となることはいうまでもないが、情報の収集が、事実や現象の収集であることはいうに及ばず、収集作業によって把握した「無添加な素の情報」を体系的に整理することも、収集作業に包含されるものとする。単なる収集に留まらず、事実や現象の分類、仕分け、法則性の発見といった行為もこれに含まれるのではないだろうか。

次に「提供」であるが、「素の情報」では、その情報を得ようという者が、利用しにくかったり、情報そのものに価値を見出せなかったりすることが考えられる。ボランティアにとって需要の高いであろう「場の情報」「制度の情報」「機会の情報」も、未加工な「お知らせ」では「情報の提供」行為に、その優位性を発揮できない可能性があるからだ。当該活動に併せてカスタマイズされた情報の発信が求められるということだ。また、

ボランティアセンターそのものが、インターネットという検索サイトとなることが求められている。そのための仕組みづくりが急務の課題となることは必至だろう。

- 6 前項2でも述べたとおり、「民は民が育てる」という発想に主軸を置くと、ボランティアなど市民活動者の人材育成は、市民の側が主体的におこなうことが望ましい。他方、ボランティア等の裾野の拡大を図るための措置や啓発といった事柄には、行政の直接的な関与が求められるのではないだろうか。このすみ分けを丁寧におこなうことが、これからの「ボランティア活動の促進」あるいは「支援」において、重要であることは言うに及ばず、ボランティア等市民活動の支援に向けた官民協働体制確立の重要なファクターとなろう。平成6年7月11日付の厚生省・社会援護局長通知「福祉活動への参加の促進について」においても、市町村において基本的留意すべき事項として①啓発・普及の促進②ボランティアセンターに対する支援強化③活動拠点の確保④関係者との連携⑤住民参加型福祉サービスの振興⑥地域福祉基金等の活用を掲げており、行政がなすべき望ましい「支援」のあり方が、当該活動の自立を目途とした支援であるということ、つまり、個々のボランティアや活動者の持つ特性が損なわれることのないよう、間接的に支援することが望ましいとする思想が窺える。ボランティア等への直接的な関与は、市町村が支援強化する社会福祉協議会が設置運営する「ボランティアセンター」としていることもそのことを裏付けるのではないだろうか。平成4年の社会福祉事業法の改正により、新たに社会福祉協議会がおこなうべき事業に「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」が追加されたこともあり、市民活動の促進・支援は、可能な限り「民間団体」に委ねるといった間接的手法を取り入れることが望まし



情報弱者に対する情報保障の問題は、自治体の責務である。市内の手話サークルは、それを下支えする重要な存在だ。



自治会単位でボランティア活動に取り組む地域もある。菊名区では、月に一度高齢者を児童会館に招き会食を実施している。

いと考えたのかも知れない。

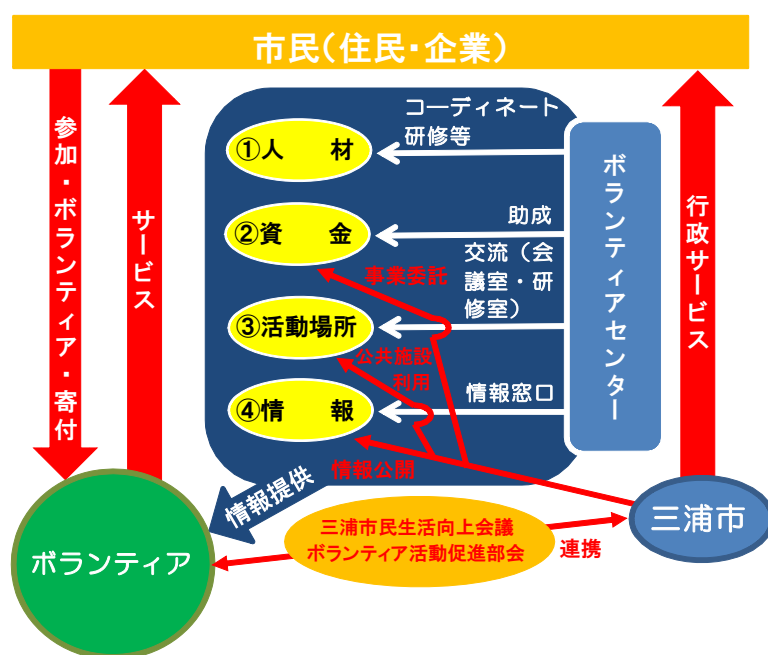
さて、人材育成における当面の課題であるが、従事者の高齢化、男性や若年層の参加の停滞といった表層的な事柄だけでなく、現行ボランティアの養成・啓発研修の体系化、各種研修事業の評価、研修戦略の確立、受講者の募集方法の改善、講師の選定、研修受講に対する動機づけ（インセンティブ）への配慮といった「今なすべきこと」を総点検すること、ややもすると本会の側に怠慢との謗りを免れない実態があったのではないか

ということを真摯に受け止め、大いなる反省のもと、根本的に人材育成策を見直すことが求められているとあって差し支えないだろう。

- 7 ボランティア等市民活動団体の運営資金に関しては、なんといっても資金源の多様化・拡大が求められている。また、当該団体が、自主財源の確保を容易に成せるよう環境整備を図ることも求められている。時として、企業等から事業を受託して収入を得る

といった措置を講じる必要があるかも知れない。その背景にあるのは、当該行政の逼迫した財政状況と本会の会費収入の減少である。限られた財源を有効に分配するためには、公正なルールに基づく補助システムを確立しなければならないであろうし、ボランティア等市民活動団体の側も積極的に自主財源の確保に努めるとともに、活動経費の節減・抑制などを徹底することが求められる。

- 8 三浦市でも様々な団体がボランティア等市民活動をおこなっているが、これらの団体が活動の拡大を図り、その裾野を広げていくためには、包括的な総合支援が求められることはいうまでもない。例えば、分野別の活動ネットワークを形成したり、活動のさらなる推進を図るためには、全市的な拠点の整備が求められるし、この問題は、これまでに述べてきた「課題」のどれとも密接に関連するとともに、これを包含する。また「活動の場」ということで考えると、全市の中心拠点だけでなく、日常の打ち合わせや作業を中心に、地域や活動に根差した「地域の拠点」も必要となる。福祉系ボランティアや市民活動に限定すると、平成 17 年度に本会が取得した自前の施設「三浦市総合福祉センター」を全市の中心拠点に据えることも考えられるが、ボランティア活動を広義（そもそもボランティア＝福祉という発想に無理がある）に捉えると、物理的容量に限界を感じずにはいられない。そういった意味において、三浦市が取得した「旧三崎高校の跡地」



の活用に関しては、おのずと注目が集まるし、現市政は、当該地を「市民交流拠点」として位置づけたい意向を持っているようなので、かかる機能の付帯と提供についても期待されるところである。ただし、本会のボランティアセンターとの役割分担は必定であるし、また、ボランティア等市民活動者の側から見て、双方の違いがわかりにくいなどということ

とがあってはならないと考える。

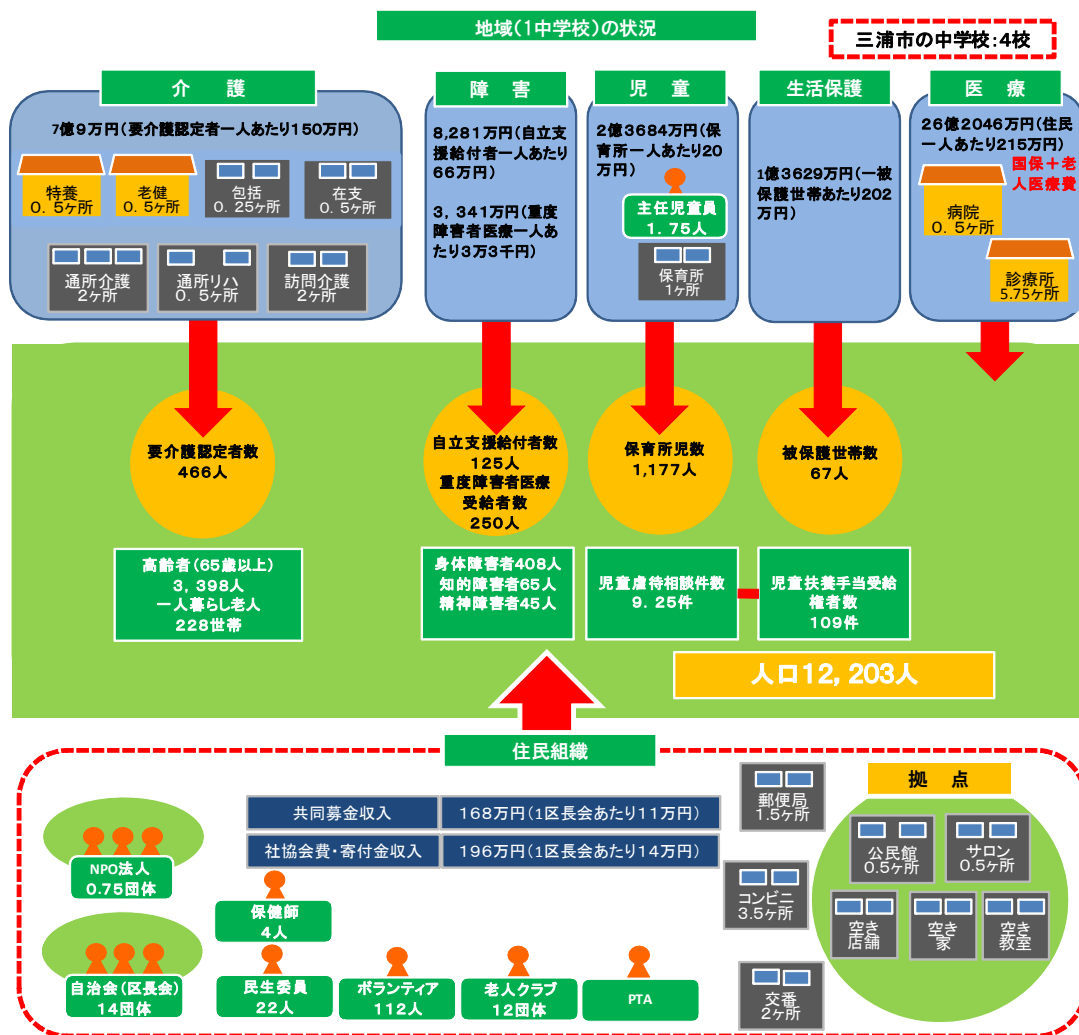
以上を踏まえたうえで「住民活動の推進支援」を計画化する。上図は、その概念図である。

事業名	ボランティアセンターの機能強化			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	三浦市社協				【内訳】
関連法	社会福祉法				会費・共同募金配分金・三浦市補助金
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
1 ボランティアセンターが何をするとおろかわからない。 2 ボランティアについてどこに相談したらいいかわからない。				●	ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動に関する様々な相談に応じ、人材の育成や需給調整といった業務を関係機関との連携や情報の共有化をツールとして地域社会との関係性において推進する機関である。それは時として「まちづくり」にも通じ、新たな価値観の創造にも繋がる。そういった意味において、ボランティアセンターは市民活動の「デパート」でなければならない。そこに行けば何かが得られる場所として…。そこで、誰もが気軽に利用でき、市民が想像力を育める場所となるよう、情報を収集・整理（時にはカスタマイズ）し、開設予定の HP や掲示板などを活用してわかりやすく当該者に提供する。また、ニーズと活動を結ぶコーディネーターの専門性（相談機能）を高め、社会資源の開発や新たなサービスの創造に寄与するとともに、ソーシャル・アクション機能（社会へのアドボカシー活動や政策提言力）を高める。 なお、地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切であることから、これに関連する課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）とつないでいる人材（神奈川県では、こうした人材を「地域福祉コーディネーター」と総称している）との連携を深め、その普及育成にも取り組む（こうした人材は、無意識のうちにそれを成し得ている場合も想定されるので、そうした人材を発掘することも重要）。
					
三浦市総合福祉センターには、活動者の念願だった「三浦市ボランティアセンター」が併設されている。自由に使える1Fフロアや無料で使える会議室、多目的ホールもあり、コピー機や印刷機も設置してある（有料）。センターの看板には、ボランティアセンターの文字も。					
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ボランティアコーディネーターの資質の向上	◎	☆	☆	☆	☆▶
①神奈川県社会福祉協議会が主催する横須賀三浦ブロックボランティアコーディネーター研修会等に参加して、他市町ボランティアセンターとの交流を深め、情報の共有化に努めると共に自己研鑽の機会とする。②ボランティアコーディネーターとしての資質を高めるために、研修の機会を計画的に設けると共に、外部研修にも積極的に参加する。③要請に応じて、地域包括支援センターや介護保険事業者らが主催するサービス担当者会議やモニタリング場面に積極的に参加し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの需給調整システムを確立する。					
ボランティアセンター運営委員会の充実	◎	★	☆	☆	☆▶
三浦市民生活向上会議の下部組織である「ボランティア活動促進部会（三浦市ボランティアセンター運営委員会と構成メンバーは同一）」の機能強化によって、透明性の高いセンター運営をめざすとともに、センターの機能強化を図る。					

(次頁へ)

備品等整備	◎ 地域福祉関連書籍の整備、新聞の切り抜きファイルの作成と閲覧、掲示板・HPによる情報提供、印刷機・コピー機の使用、拡声器・	☆ プロジェクターなどの貸し出しを円滑に実践するために関連備品などの整備に努める。	☆ の作成と閲覧、掲示板・HPによる情報提供、印刷機・コピー機の使用、拡声器・	☆ の作成と閲覧、掲示板・HPによる情報提供、印刷機・コピー機の使用、拡声器・	☆ の作成と閲覧、掲示板・HPによる情報提供、印刷機・コピー機の使用、拡声器・
成果指標	1 ボランティアコーディネーターの専門性は向上したか（①恒常的な社会資源の不足により、当該コーディネーターが供給するサービスは定型化してはいないか②需給調整によって業務が完結し、それが一過性のものに終始してはいないか（アフターフォローにまで業務が及んでいるか）③ニーズを解決するために地域に存在するあらゆる社会資源との連携を深めているか（場合によっては、社会資源の開発をおこなったか。あるいは、新たなサービスを創出できたか。また、そうした一連の行為を支えるための仕組みを組織内で構築できているか（スーパービジョン機能など）。④コーディネート業務によって顕在化された課題を社会に向けてアドボケイトしたか（行政に対し、政策提言をおこなったか）。コーディネート業務で把握した事例をデータベース化し、そのノウハウの蓄積を業務に生かしているか。）。 2 ボランティアの相談件数・需給調整数は向上したか。 3 定期的な利用者アンケートの実施（これは、新たな「ボランティア活動促進計画」においても必要となる）などにより、センター利用者の満足度を測定しているか。 4 各種人材育成メニューの開発によって、ボランティアの登録者数は向上したか。 5 三浦市総合福祉センターの利用者数は向上したか。 6 各種人材育成メニューを通じて、新たな活動団体を生み出すことができたか。 7 ボランティア活動推進計画の進捗状況を適正に管理しているか（三浦市民生活向上会議の活性化と実行力を伴った政策立案をそれだけおこなえたか。また、第3次ボランティア活動推進計画の改定にむけて取り組んだか）。				
エリア	市内全域				

ボランティアセンターの役割は、「人」「金」「活動の場」「情報」といった、いわゆる「社会資源」をボランティア（市民）に供給していくことにある。もちろんこれらの活動をセンターのみで完結させるのではなく、行政や企業、そして市民からも、前述の「社会資源」が提供されるよう促していかなければならない。とりわけ市民協働を掲げる「三浦市」とは、市民協働推進課という担当窓口を通じて連携を深めながら、市民参加型社会の形成という共通の目標に向けて歩調を合わせる必要がある。まず①人材だが、ボランティアセンターの中心的役割とも考えられているニーズとサービスを結び需給調整という役割の他に、専門技術の獲得や活動者の増化、後継の育成、外部専門機関とのネットワークの形成といった支援が求められている。次に②の資金では、補助・助成の公正なルールづくりに加え、自己資金の獲得に向けた支援という「持つものから持たざるものへ」という一方的な関係に止まらない、新しい支援の仕組みを構築する必要があると考える。③の活動場所では、意願のボランティアセンターを三浦市総合福祉センター内に整備し、全市的拠点の獲得を遂げたので、より地域に根ざした「地域拠点」の確保をどうするか、といったことが課題とし残される。最後に④情報だが、ヒト・カネ・モノに次ぐ新しい社会資源として、ボランティアの主体的な活動を促進できるような情報提供システムの確立を急がねばならない。



上図は、中学校区における社会資源の状況と民生関連予算の執行状況を図示したものである。オフィシャルなサービスとインフォーマルなサービスが相互に補完しながら地域の支援体制を構築していることがわかる。

高齢者福祉ないし児童福祉関連の予算執行状況をみると、ほぼ全国水準にあるといって差し支えないだろう。他方、障害福祉分野の予算執行状況は、やや停滞している。施設整備においても高齢者福祉、児童福祉分野とともに他市との比較において遜色はないが、しかし、障害福祉分野に関しては、地域作業所が整備されているだけで、グループホームやケアホームの整備は急務の課題となるかもしれない。

ともあれ、住民組織活動の胎動は確かなものであり、さらなる活動の進展に向けて、新たな支援システムの確立が求められている。

事業名	人材の育成			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	市民活動団体（側面支援：三浦市社協/三浦市）				三浦市一般会計　市民団体の財源
関連法	社会福祉法				神奈川県補助金等
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
		A	B	C	
1　市民活動団体がさらに活性化するよう、活動の場、資金、人材育成、情報の共有化に関する支援施策を有機的に連携させ、総合的に推進することが課題となってきた。			●		地方分権の進展などにより、市民と自治体の関係、自治の基本理念や自治運営の基本原則を明らかにし、市民の信託に基づく市政運営をおこなうことが求められてきた。また、社会の成熟化やライフスタイルの多様化が進む中で、地域課題の解決や新たな公共サービスの提供やあり方が問われるようになった。そこで、市民活動団体がさらに活性化するよう、活動の場、資金、人材育成、情報の共有化に関する支援施策を有機的に連携させ、これを総合的に推進する（65ページのイメージ図参照）。
2　とりわけ人材育成に関しては、当該団体が活動を持続させ、発展させるためには、各団体の組織体制が確立し、活動に必要な人材が揃っていることが重要となる。しかし、活動者の高齢化や日々の活動が精一杯で人材の育成の育成にまでは手が回らないというのが実情。					中でも市民活動における人材の育成に関しては、市民が主体的におこなうことを基本としつつも、財政上の問題などから行政の関与を必要とする場合に限り、三浦市ボランティアセンターや市民活動団体に委ねるといった手法を用いるなど間接的におこなうことを旨とする。また、そのためのシステムを構築する。
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談窓口の整備		◎	☆	☆	☆▶
人材育成メニュー開発		◎	☆	☆	☆▶
専門機関との連携等		◎	☆	☆	☆▶
成果指標	1　市民活動における人材育成に関しては、その主体は市民活動者ないし団体が相応しいと考える。三浦市あるいは三浦市社協は、側面的に支援することが望ましいし、そうしなければ当該活動に真の主体性は生まれないからだ。先にも述べたとおり、市民活動のあるべき姿は、権力者や権威の支配・統制下にあってはならない。市民活動とはある意味において社会活動への「参加行為」であり、住民に対して「目標を達成できる権限を付与する」ことに他な				

	らない。そのためにも「主体の明確化」は重要である。とはいっても、財政面や人材面からそれがかなわない団体もあるだろう。そうした団体には、三浦市ないし三浦市社協は支援の手を差し伸べなければならない。そこで、本計画では、市民活動団体が相互交流の機会を設けるべく、これを意図的に設けていくことが（あるいはそういう機会をいかにして創出したかが）成果指標となる。他の団体が有する人材の情報や人材の育成に関する方法など、人材の育成に関する情報交換を通じて、自らの活動を活性化させる術は、当該団体が主体性を堅持する上でこのうえなく重要だからだ。そこで、活動領域毎に、また、活動領域を超えて全分野的に、さらには広域的に当該団体が交流できるよう環境が整備できたかを（ニーズに応じたきめ細かな交流会の開催回数等）を一つの成果指標とする。 2 各種研修（講座）など、人材育成プログラムをニーズに応じて開催できたか（①活動初心者・希望者②現在、実際に活動している者③総務・経理等の実務者④代表・理事者など運営を担う者一といった具合に、対象の別に細かく人材育成メニューを用意できたか）。 3 人材育成ニーズを受け止める相談窓口を整備できたか。市民活動団体でないとわからない現場の実情やニーズに対応すべく三浦市ないし、三浦市社協の相談機能を強化できたか。また、こうしたニーズをデータ化し、その蓄積をノウハウにまで昇華できたか。また、三浦市の市民協働推進課と三浦市ボランティアセンターの役割分担の明確化は進んだか。 4 専門機関との連携は強化できたか（協働プロジェクトの試行とその回数）。
エリア	市内全域/一部広域



三浦市手をつなぐ育成会の求めに応じて開催した「ガイドヘルパー養成研修」。体験的要素を強めたこともあり、修了者でガイドヘルプボランティア団体が組織された。

事業名	市民活動の資金の確保	財源 基本は民間資本。但し、役務の対価として得られる委託事業費や補助金もこれに含まれる。なお、銀行などの金融機関を媒介にするかどうかで、次の2つのタイプの金融・出資がある。①間接金融（銀行などの金融機関が出資者から集めた資金を元に、企業や個人に融資する方法）と②直接金融（金融機関を通さず、資本市場などを通して、出資者から直接資金を調達する方法）がそれ。この他にも、例えば、日本財団の助成金や厚労省・総務省の活動助成金。さらに神奈川県の場合、ともしび基金の果実を運用した助成金の活用なども考えられる。もとより、三浦市社協の自主財源たる会費、寄付金、共同募金の配分金なども想定できる。		
実施主体	市民活動団体（側面支援：三浦市社協/三浦市）			
関連法	社会福祉法/出資法			
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
	A	B	C	
1 ここでいう市民活動は、非営利を原則とすることから、通常の営利事業とは異なり、需要が高まるほどに収益が上がるというものではなく、慢性的に資金不足に陥っている団体が増えている。 2 自主財源の確保に消極的で「行政サービスを補完をしているのだから助成金を得て当然」といった具合に自発性に乏しく行政依存型の団体が散見される。		●	●	市民活動団体の資金確保に向けて、多様な資金源の確保・拡大に努める。具体的には①市民活動団体が自主財源として、会費や寄付金を集めやすいように環境を整備するとともに②市民活動団体の事業収入の確保・拡大に向け、三浦市は、アウトソーシングを一層促進するとともに、企業においても委託の促進を図る。また、三浦市は、三浦市社協が実施している「地域福祉推進モデル事業」を後方支援する。さらには、関連情報の効率的な提供に努める。 資金の流れと種別 ●公益信託によるコミュニティファンド等 ●全国的な基金（財団） ●総務省等の助成金 ●神奈川県・神奈川県社協助成金etc... なお、当該団体の活動経費削減・抑制などの措置や制度・施策を検討するとともに、財政的な支援制度として基金の設置も併せて検討する。 これらの前提条件として、公正な補助・委託のルールづくりを始め、市民活動団体を適正に評価する仕組みや行政と市民活動のパートナーシップを明確化する。

(次頁へ)

年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助・委託 のルール化		◎	☆	☆	☆▶
資金確保の 拡大	◎	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 市民活動の評価基準を、公益性（社会全体に便益を及ぼす性格の活動か。具体的には①先駆であるか②革新性を有しているか（従来の因習に囚われない創意工夫に溢れた手法の開発）③ネットワークの構築などコミュニティを形成する力はあるか④当該活動が地域経済への波及効果（雇用促進等）を生み出しているか⑤健全なる社会批判機能（行政のチェック・世論形成能力）といった機能を意味する）、補完性（行政施策だけではフォローしきれない社会的ニーズにも対応するなど行政活動を補完・補充しているか）、非採算性（市場からの収入を前提としない非営利な取組か）の観点から構築できたか。 2 三浦市は、補助・委託金のルールづくりができたか（透明性・公平性の担保された支給ができたか。市民提案型委託事業を政策立案の初期段階から協働できたか）。 3 自己資金の確保に向けて、市民活動の社会的認知を高め、多くの市民や企業がこれに参加しやすくなるよう環境を整備することはできたか（資金確保に関する相談窓口の整備や三浦市の HP や紙媒体による広報誌の活用など）。また、自己資金の確保に努めている団体は増加したか。 4 市民活動の主体たる住民は、公共施設や空き店舗、地域の食材などの地域の経営資源と若者や女性、高齢者などの人材を活かして産・学・官・民の多様な支援・協力を得て、新しいビジネスに取り組むことができたか。また三浦市や三浦市社協は、資金調達の全体像を含め、市民ファンドや融資、会費収入といったコミュニティビジネスならではの資金調達手法（資金調達スキームの多様化）の組み立てやノウハウに関する実用的な研修を行なったか。 5 三浦市主導で、右図のような市民活動の財政支援を目途として基金を設置、ないし、設置に向けた検討ができたか（規模が小さくても企画・啓発型の活動は支援システムの対象となる。逆に規模の大きな事業型の活動も支援システムの対象となる。但し、補助システムは助成金を支給するタイプと融資型とに分かれる）。				
エリア	市内全域				

※市民活動団体のみならず、社協を含む社会福祉法人は、資金調達スキームの多様化をそろって検討すべき時代に入ったと。例えば、当該活動の理念や地域における事業に賛同した人々から資金を預かる感覚で集める資金調達スキームがあってもよいのではないかと。配当や金利を支払わないかわりに、一定期間が過ぎれば返却するといった具合に。

事業名	市民活動の場の確保			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	市民活動団体（側面支援：三浦市社協/三浦市）				三浦市一般会計
関連法	社会福祉法				市民団体の財源
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
市民活動団体にとって拠点の確保は大きな目標であるにもかかわらず、財政基盤が脆弱であるため、それがままならない。 また、市民活動団体が利用できる公共施設には限り（多くの場合は制約があり）があり、有料化などの問題も相俟って遅々として整備が進まない。		●	●	市民活動の拠点となる場の整備にあたっては、機能面と地域性から次の三つに大別して整備する。①三浦市総合福祉センターの機能強化と旧三崎高校跡地の活用検討（情報の共有化を中心に、分野を超えた団体等のネットワーク、人材育成や事業支援をおこなうためには「全市の中心拠点」が必要であることから、当面は三浦市総合福祉センターの機能強化を図るとともに、市民交流拠点として整備が計画化されている旧三崎高校跡地の有効活用について検討する）②地域情報提供を中心に、団体間交流や安住区（小学校区レベル）を単位としたまちづくりの推進を目途とした圏域の拠点の整備③日常の打ち合わせや作業を中心に、地域やコミュニティに根ざした活動の推進を図る「地域の拠点」整備—がそれである。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公共施設の活用		◎	☆	☆	☆
空き店舗の活用等	◎	☆	☆	☆	☆
地域サロンの活用	◎	☆	☆	☆	☆
全市的拠点の確保	★	★	◎	☆	☆
備品の整備と機能強化	◎	☆	★	☆	☆
成果指標	1 公共施設の使用に関する弾力的な運用は進んだか（学校施設の地域開放は進んだか。例：ボランティア団体「みどり会」では、旭小学校の厨房施設を活用して地域の高齢者に配食サービスをおこなっているが、こうした事例は増えたか。児童会館や自治会館が市民活動団体に開放される—といった事例は				

	増えたか)。 2 空き店舗を市民活動の拠点として活用する事例が増えたか。 3 地域サロンの数は増えたか。 4 三浦市総合福祉センターの機能強化や拠点の計画的な整備によって、情報の共有化を中心に、分野を超えた団体間のネットワーク、人材育成や活動支援をおこなうことができたか(①情報の収集・提供②会議室やフリースペースの確保③相談・研修の実施(専門性の高い研修を含む)④ネットワーク交流会⑤市民活動に関する調査研究⑥施策提言)。 5 旧三崎高校跡地の活用により市民参加でその活用を検討することができたか。
エリア	市内全域



●社会・経済情勢をどう捉えるか

「バブル経済が崩壊して右肩上がりには期待できない」、「生産機能が海外に流出して地域産業が空洞化していく」。こうした昨今の社会・経済情勢も、まちづくりの現場では共通認識となりつつある。「とはいってもいつかは景気も回復する」「人口や建物の需要も増えてくる」といった意識がどこかに残っているのではないかと。既に、団塊の世代がリタイアし、団塊ジュニアの出生率が低下しているという現状を踏まえると、本格的な人口減少、少子高齢化に伴い土地や建物需要が減少していくことは明白である。

●地域を経営する視点が必要

現在、多くの自治体が、多額の借入金残高、人口減少などによる税収の伸び悩み、地方交付税の減額などから、合併による効率化によって行政システムをスリム化していくことが一つのトレンドとなっている。企業再生でも明らかに、新しい社会ニーズや住民ニーズに対応した地域再生を目指すべく、組織改革による基盤づくりと並行して新しい視点でのまちづくり(資源・財源の確保)が必要となってきた。そのためには、これまでの経済一辺倒の視点から人や環境を含めた総合的な「生活の質の向上」を目標とした(薄利ではあるが、生活の質は豊かになる等)「地域を経営する」視点が重要となってきたのではないだろうか。

●中心市街地活性化はなぜ進まないのか

最近、地方都市での再開発が動かない、動けば赤字垂れ流し等との批判的な声を多く聞く。また、中心市街地活性化基本計画は策定したが、街が一向に変わっていく気配がないとの声も聞かれる。おそらくこれは三浦市に限ったことではないのだろう。

一方、活発に活動している地域を俯瞰すると「最近、地方都市が変わりつつある」「空き店舗が少しあるまちの方が面白い動きがある」「デフレ時代にあった動きが広がってきている」等といった具合に、まちなかの再生に向けた動きが各地区で始まりつつある。ここでは、これらの地区から、震災で焼け残った大阪市の密集市街地が長屋等を活用した「空堀商店街限界長屋再生」と岡山駅西口(駅裏側)の密集市街地にある近隣型商店街の再生事例として「奉還町商店街」、さらには、高齢者や障害者に配慮した小浜町で

の事例を紹介する。これらは「市民活動の場」とも密接に関連するばかりか、コミュニティビジネスの視点も付帯しているので、三浦市における市民活動支援施策の優良なモデルになるに違いない。

●空堀商店街界隈での長屋等再生

空堀商店街界隈は、大阪市内の上町台地にある戦災で焼け残った長屋等による密集市街地。東側にはおもちゃ屋街として有名な松屋町筋があるものの、大阪の梅田や難波等の繁華街や大阪城や中ノ島等の官庁・業務中心地区からは離れており、路地に面した長屋等が密集し①道路が整備されていないため建替えられない②空地等があっても建てられない③そのため高齢化が急激に進んでいるという悪循環に陥り、防災面の市街地整備での診断では、「劣悪な密集市街地」と診断されたという。

しかし、これらの悪条件が幸いしてか、バブル経済時に地上げは行われず、大阪市内にありながら上町台地特有の坂道や小さな崖を活かした街並み、路地沿いの長屋など、昭和初期にタイムスリップしたかのようなノスタルジックで情緒ある風景が残されている。「これらの歴史や文化的な街並みを単に保存するだけでなく、現代に継承、再利用しながら、住みやすい、また、イキイキとした営みがあるまちをどのように再生していけばよいのか」という、どのまちにもある課題に対して、地元の設計事務所が事務局となって、若いアーティストやショップオーナー、空き家の家主、商店街等とが連携し、着実に再生への道を歩んでいる。

長屋等を改修し、建築家や陶芸家、写真家等のアトリエとして活用していたケースは既に数件あったようだが、大きな活動として見えてきたのが「からほり倶楽部の空堀商店街界隈長屋再生プロジェクト」である。2001 年から、まずは、これら界隈で活動しているアーティストや今後、長屋に居住や出店を希望する若者やボランティアを含め、長屋や町家、商店街の一部、空地や路地、壁面等を借りたまちを舞台とした「からほりアート」展が開催された。初回が前夜祭のライブコンサートを含め約 2,500 人が、2002 年の第 2 回では、なんと 10,000 人以上が参加するという一大アートイベントに育っている。

イベントの熱気で、からほり倶楽部の活動に参加する人々が増え、2001 年の 7 月には、



長屋を再生した「窓」



長屋を再生した「練」

長屋を改装した集合店舗「惣（そう）」(約 5～7 坪のショップが 5 店舗)が、さらに反響を呼び、2003 年 2 月には、本来ならマンションに建替えられる運命にあった旧御屋敷をカフェ、雑貨、惣菜創作食堂、抹茶カフェ付きの着付け教室

等、個性的な 10 店があつまった御屋敷再生の集合店舗「練（れん）」へと展開が続いている。この 2 つの店舗を核に、周辺にも個性的な店舗が徐々に立地し始め、土日には若者が情報誌を片手に界隈を来遊しはじめているという。このような活動を通じて空堀を知ったアーティストや若者が長屋を改装して住み始めており、からほり倶楽部は、大家と若者等のニーズを結びつける「コミュニティ不動産案内機能」も持ち始めているとか。また、別組織の活動ではあるが、町屋住宅を改造してディサービスセンターを始めるという動きも。さらに、大阪市立住まい情報センターによるシンポジウム「大阪長屋サミット～長屋の魅力再発見～」の開催や HOPE 計画への展開など、行政の後押しも見られるようになってきた。このように、イベントから賑わいの拠点づくり、そして最終目標としての「まちに愛着がある様々な人々が住みつづけるまちづくり」というムーブメントが着実に地域主導で動き始めている。

●近隣型商店街の再生も「住む」視点が重要

次に、近隣型商店街の再生事例として、岡山駅西口（駅裏側）奉還町商店街を紹介する。周辺地域は古くからの既成市街地で住民も店主も高齢化で、一時は商店街の3割が空き店舗と低迷したが、ここ数年で歩行者を4割近く増やし、空き店舗が減少するまでに至った。カラー舗装やアーケード改修も行われているが、再生のポイントは①周辺の病院が移転計画を取りやめた②商店街直営のおかみさん会運営による桔安料金・夜間開設のコミュニティ施設「りぶら」③空き店舗を活用した新しい店（力、血）の流入など商店街振興組合がプロデューサーとなって様々なソフト事業を展開していることにある。一例だが、「りぶら」では、カルチャー教室の他、周辺医療機関による健康チェックや学生による写真展等の開催、商店街全体では市内の若手アーティストと連携したアートイベント「テンポテン」、毎年のイベントへのユネスコ協会と連携した外国人屋台7ヶ国の出店、「空き店舗対策」としては、岡山県加茂川町の直産店（ふるさと交流プラザ）、大学生が仕入れから販売まで運営するチャレンジショップ、そして、商店街の端の方では自社でデザインする



学生が運営するチャレンジショップ



ふるさと交流プラザと地域作業所

洋服店、映画のコレクターズグッズ店、ストーンギャラリー、ユネスコ協会、福祉作業所、中華系雑貨店、クラフトショップなど低廉な家賃を活かしたユニークな店の導入、各店舗も高齢者に

対応したサービス（品物や価格帯、声かけ、喫茶店の配食サービス等）をおこなっている。

●商店街空店舗を「ショップモビリティ情報センターぽかぽか」として再活用

小浜町は、島原半島の西部、橘湾に面し、「海の小浜、山の雲仙」と呼ばれる二つの温泉地と雲仙国立公園を抱える観光の町。しかしながら、雲仙普賢岳災害以降、客足の低下が目立ち、それに伴い商業などの活力の低下が見られるようになった。そこで、小浜中央商店街協同組合では試行錯誤の末、イギリスで高齢者と障害者が自立することにより商店街が活性化しているショップモビリティ（注8）というシステムの導入を調査・検討することに。同組合を中心に町の各団体の代表を委員とする委員会を発足させ、具体的な調査・検討を重ねたという。そして、平成12年7月に17台の電動四輪車を町が購入、10月から商店街の空店舗を利用し、現在の「ぽかぽか」の前身となるアンテナショップ的な店舗をオープンさせた。翌年には、商店街と旅館ホテルが一体となり、250人の高齢者・障害者を3回にわけてモニターツアーとして招待し調査をおこなっている。その結果、ショップモビリティを進めるには、バリアフリーの推進が重要で、そのためには商店街だけでなく旅館・ホテル・町全体が一体となって取り組みを進め



「ぽかぽか」の概観



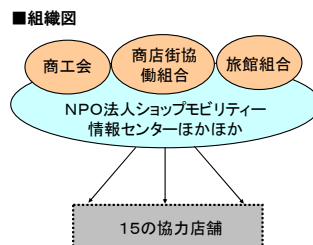
ショップモビリティ利用者



「ぽかぽか」の内部

ることが重要であるとの見解に至った。平成13年7月には、商店街の中心部の空店舗に本格的な活動をするために、「ショップモビリティ情報センターぽかぽか」をオープン、同12月にはNPO法人としての承認も受ける。

現在、NPO法人ショップモビリティ情報センターぽかぽかは、「ぽかぽか」を本部とし、電動四輪車を18台、格納庫を3ヶ所保有、15の協力店舗でも貸出事務を行なっている。貸出開始当初は、電動四輪車の観光利用に重点を置き、貸出規則を細かく決めていたため、貸出率も伸びなかったが、積極的な情報発信と貸出規則の緩和により、徐々に地元住民にも認知され、現在では約6割の利用者が地元民だという。また、本部は、喫茶店と授産所製品の展示販売所も兼ねており、地元のショップモビリティ利用者や観光客が集まり、コミュニティーの場としても賑わっている。同NPO法人では、ショップモビリティだけではなく、バリアフリーに関する取り組みにも力を入れており、ハード面については、商店街・旅館・ホテルのバリアフリーに調査などをおこない、現状を把握、関係機関に助言や提言をしている。ソフト面では、旅館・商店街の人を対象にホームヘルパー3級取得講座を開催し、55名ものホームヘルパーが誕生、小浜温泉の旅館・ホテルの7割で活躍している。その他の事業としては、ショップモビリティ研修をおこなっており、現在までに約1,000名を受け入れた。



小浜町では、ショップモビリティの導入をきっかけに、旅館における玄関・トイレ・風呂場などのバリアフリー化、個人商店玄関の段差解消のためのスロープ設置などの環境づくり、そして、ソフト面では住民のおもいやり意識の高まりなど、スローガンとして掲げている「すべての人に優しいところぽかぽか小浜温泉」を着実に推進している。この取り組みの参考としたイギリスでは、郊外からショッピングモールまで低床バスを整備し、モール内では電動四輪車でどこへでも行けるというように、バリアフリーを徹底的に行っているとか。小浜町にとっては、今後とも、商店街・NPO・TMO（注9）・商工会・観光協会・旅館組合・小浜町の協働により、ショップモビリティを通じた、更なるバリアフリーの取り組みが必要であるとの認識で一致しているという。

注8＝ショップモビリティとは、一時的にけがをした人、高齢者、障害者、妊産婦の方など移動に困難を感じる方々に電動四輪車を貸出し、自由に外出して、買い物などを楽しんでもらおうというシステム。

●地域を地域の人々が地域のためにマネージメントする

これらの地区に共通して言えることは、(1) 既存の使わなくなった建物を別用途として再利用して建設コストを抑える。(2) 建設コストを抑えることにより、投資リスクの軽減とテナント料を下げる。(3) テナント料を下げることで、地元の若いショップオーナーや経営者による魅力的・個性的なテナントを誘致する。(4) 若い経営者等は地主や家主に信頼されないのが、契約や信頼関係の窓口を商店街や地元の設計事務所等が行っている（地域に信頼されたTMO的機能）—という条件が整っていることだといえよう。

注9＝TMO（Town Management Organization）とは、中心市街地における商業まちづくりをマネージメント（運営・管理）する機関をいう。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースするのが役割である。具体的には、下記の法律によって定められたまちづくり機関を指す。1998年の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（略称：中心市街地活性化法）における中心市街地活性化策の目玉として導入された。TMO構想を作成し、この構想について適当である旨の市町村の認定を受けたものを認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネージメント機関としている。なお、この場合「マネージメント」と長音表記が正式な表記である。TMOになることが出来るのは、商工会議所、商工会、第三セクター機関等とされた。

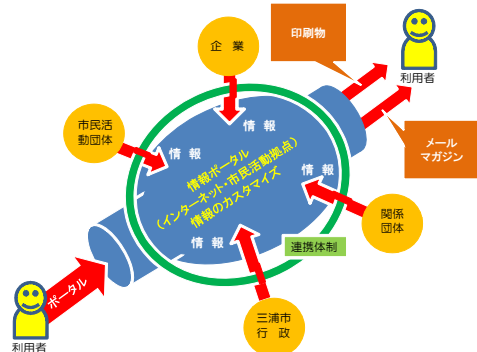
出典：アルバック 「これからの地域づくり」を考える研究会

事業名	情報の共有化	財源	三浦市社協一般会計
実施主体	三浦市/三浦市社協/市民団体		三浦市一般会計
関連法	社会福祉法		市民団体の財源

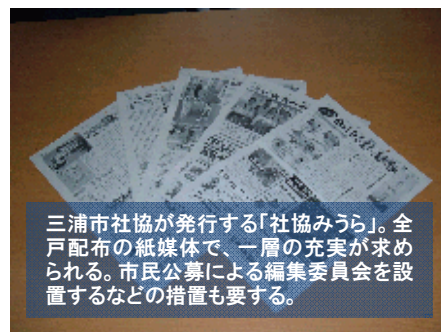
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
	A	B	C	
人材情報や活動の場、各種助成金に関する情報がほしい。関連情報が一元的に閲覧できる仕組みや各種情報をタイムリーに入手したい。		●	●	市民活動に関する情報の共有化を促進するため、インターネットや紙媒体を通じて、情報の共有化を促進する。また、前項で計画化した「市民活動の場の確保」を具現化し、市民活動団体間の交流を促進することによって、広く情報の共有化を可能とする環境を整備する。また、全戸配布の広報誌「三浦市民」に市民活動コーナーを設けるなどPCを苦手とする世代にも必要とされる情報が行き届くように配慮する。もとより、市民活動団体が自ら発信する情報の支援も強化し、関連情報の一元化をめざす。 なお、三浦市と三浦市社協は、単にお知らせ的な静的情報の提供にとどまることなく、問題意識や政策提案を喚起するような動的情報を市民に提供すべく、時として各種情報をカスタマイズし、世論形成に寄与するような「分かりやすい情報」を市民に供給する。

年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
インターネットの活用	◎ 三浦市社協はホームページを開設し、市民活動に関するコンテンツを設ける。双方関連ページはリンクし、行政情報はもとより、企業のCSR活動や市民活動団体自身の情報の流通・共有の場となるよう努める。	☆	☆	☆	☆
紙媒体の活用	◎ 市民活動拠点には、紙媒体の情報誌を閲覧できるようにするとともに、全戸配布の「三浦市民」「社協みうら」には、市民活動のコーナーを設ける。また、安住区拠点が整備できた場合には、地区独自の情報が提供できるように整備する。また、三浦市区長会などとの連携を深め、必要最低限の情報が各戸に届くように整備する。	◎	☆	☆	☆
市民活動の拠点の機能強化	◎ 三浦市社協はホームページを開設し、市民活動に関するコンテンツを設ける。双方関連ページはリンクし、行政情報はもとより、企業のCSR活動や市民活動団体自身の情報の流通・共有の場となる	◎	☆	☆	☆

成果指標	1 情報のポータル（情報を一元化し供給するために情報を集約する「場」）をインターネットなどを通じて整備することができたか。 2 市民活動を実践するにおいてニーズが高いと思われる『場』の情報」「機会の情報」「政策情報」をコンテンツ化し、市民に分かりやすく提供できたか。 3 提供する情報は、お知らせ的な「静的情報」に止まることなく、時にはカスタマイズし、問題提起や政策提言につながる
------	---



	ような「動的情報」も提供することができたか（これら情報の提供により、市民活動団体がどのようにソーシャルアクションをおこしたか）。 4 提供する情報は一方的なものではなく、各種情報が双方向性を持ち、市民活動団体同士が情報を共有化するとともに、CSRに関心を持つ企業やまだ市民活動に参加していない市民がこれを得ることによって市民活動を活性化させることができたか。 5 「三浦市民」「社協みうら」に「市民活動」のコーナーを設けることができたか。また、三浦市・三浦市社協の協働によって市民活動に関するフレッシュな情報を供給すべく、メールマガジンなどを発行することができたか。 6 プライバシー保護に留意した情報の発信を实践すべく、情報供給に関する新たな仕組みづくりをおこなったか。 7 市民活動相互間で、それぞれが蓄積してきたノウハウを共有化することによって、市民活動全体の質が向上し、活動の連携を深めることができたか。 8 例えば三浦藤沢信用金庫では長きに亘って「環境美化運動」に取り組んでいるが、こうした企業の社会貢献事業との連携を促進し、併せて企業が持つ市民活動支援制度について市民が知る機会を得られるように、活動の担い手である市民、行政、企業の各主体が連携し、情報を共有化することで、活動の質を向上させることができたか。 9 三浦市総合福祉センターは、物理的な情報のポータルとして、情報相談機能の充実やホームページの開設を果たすことができたか。
エリア	市内全域



【参考】川崎市市民活動推進委員会

事業名	サロン事業の充実			財源	三浦市社協一般会計 市民活動団体の財源
実施主体	三浦市社協／市民活動団体				
関連法	社会福祉法／健康増進法				

課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み
	A	B	C	
誰一人として地域社会から孤立（高齢者は、身体機能の低下や社会的役割の喪失から、自尊感情を低下させる傾向にある。この自尊感情の維持は、高齢者の生活の質を維持していくための重要な要素）することのないよう「制度」「制約」に囚われず、自由に目的をもって日々出向くことのできる場所がほしい。		●		高齢者の生活の質を維持するために市町村事業として展開されている介護予防活動は、制度上の制約や地域との関わりにおいて、少なからず課題を内包している。一方で小地域単位でのサロン活動は、高齢者が徒歩で行ける範囲にあること、顔見知りが多く、人との交流が生みやすいことなどの利点がある。こうしたことから、小地域単位で「地域サロン」を整備し、虚弱高齢者等を対象とした予防活動を推進する。

年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
既存サロン活動の支援	◎ 新たな支援の仕組みづくり（助成制度等）を構築して継続的（財政的にという意味ではなく）に支援する。	☆	☆	☆	☆
サロンのネットワーク化		◎ 三浦市総合福祉センターを活用して実施されている子育てサロンや障害児を対象としたミニ児童保育、多機能型としこりショップ「Cafe BlueSeas」でおこなわれているサロン活動、そしてボランティア団体「みどり会」が運営するサロン「みどりの家」など多様なサロンが交流を通して情報交換や運営ノウハウの蓄積を共有できるように環境を整備する。	☆	☆	☆
新規サロンの開設支援			◎ 地域サロンを安住区単位で整備すべく、新規開設の支援をおこなう。	☆	☆

成果指標	1 計画期間内に、どれだけ地域サロンを増やすことができたか。 2 その他詳細については、サロン事業の成果指標に関しては、20ページ参照のこと。 ※右図は地域サロンの概念図。まちづくりで「地域サロン」を設立し、運営する様は、まさに「地域福祉の学校」である。
------	--

商工会議所
青年会議所
サロン運営支援

三浦市社協
ボランティア育成・支援
サロン運営支援

三浦市健康づくり課
健康づくり支援

地域住民

【場所】
自治会館
空き店舗
児童会館
学校
公園など

【人】
ボランティア
地域住民
当事者

ボランティア

二丁発掘

ボランティア連絡協議会
サロン運営支援

民生委員児童委員協議会
サロン運営支援

地域包括支援センター
地域高齢者の総合相談窓口

地域福祉力アップ

地域サロン
（ふれあいの場）

利用者

空間の共有

地域住民

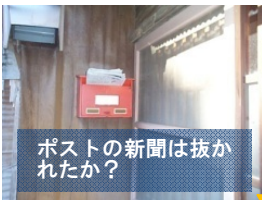
情報共有

【地域課題①】
○地域の中から誰も孤立させない
・身体が弱って、外出しにくくなった方。
・一人暮らしで話し相手がいなくて寂しく思っている方。
・いつも家にいて、あまり人と交流がない方。（子育て中の方含む）

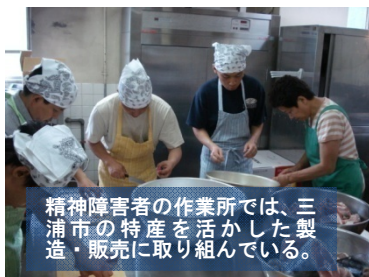
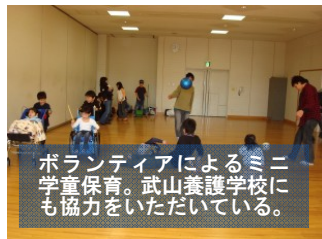
【地域課題②】
○地域サロン運営問題
・財源の問題。
・マンパワーの問題。

【効果】
○ハリのある生活
・楽しさ・生きがい・社会参加・体力づくり・居場所づくり・適度な精神刺激・健康意識向上・生活のメリハリ等
○安心して暮らせるまちづくり・自分らしく生きいきと暮らせるまち
・声をかけあって支えあえるまち
・心豊かにふれあいのまち

エリア	市内全域
-----	------

事業名	小地域生活支援チームの組織化			財源	三浦市社協一般会計 市民活動団体の財源
実施主体	三浦市社協/市民				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
住み慣れた我が家で暮らした続けたいが、足腰が弱ってきたので、施設への入所を考えている。	●		●	小地域生活支援チーム活動の促進・支援をすることにより、当事者の身近なところでの問題解決や近隣の助け合い・支え合いの体制を構築する「三浦ふれあいサービス事業（※）」のさらなる推進を図る。 ※ライフ・パートナーは①地域に潜在する福祉的ニーズ（生活問題）を巡回相談という方法を取りながら発掘し、介護保険事業など公的な（在宅福祉）サービスにつなげていく役割と②高齢者や障害者が、住み慣れた“我が家”での生活を継続できるように「小地域生活支援チーム」の組織化を図るという役割を担っている。また、ライフ・パートナーには、在宅介護に関する実践力（日頃は、ホームヘルパーとして活動）があり、“目に見える問題”は、その場で解決に向けて援助することができる。この即応性（申請主義によらず、困ったその時に福祉サービスを試用でき、介護サービスを利用することの優位性を体感できるという大きなメリットがある）これこそが従来の相談員と異なるところ。こうした活動を総称し、“三浦ふれあいサービス事業”という（49 図参照）。  ポストの新聞は抜かれたか？  雨戸は開いたか？  見守りは、小地域ネットワーク活動の第一歩。 個別ニーズを地域の課題として受け止め、解決方策を探る。住民連絡会議の様子。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支援チームの組織化	◎	☆	☆	☆	☆▶
	ライフパートナー活動の強化により、小地域生活支援チームの組織化を図る。またチーム間の交流機会を設け、新たなネットワークを構築する。				
成果指標	1 小地域生活支援チームの数は増えたか（区長会単位での取り組みにまで発展したか）。 2 チームの活動が単なる「見守り」から在宅介護や防災・災害対策などの市民活動へと発展したか。 3 小地域生活支援チーム間のネットワークを構築することができたか。 4 小地域生活支援チーム活動を通じて、公制度の需要を喚起することができたか（また、チームの活動によって三浦市の民生費は、どれだけ抑制できたか）。 5 民生委員児童委員協議会活動は活性化したか。				
エリア	あいさつ圏				

事業名	福祉教育の推進			財源	三浦市一般会計	
実施主体	三浦市/三浦市社協/市民活動団体				三浦市社協一般会計	
関連法	社会福祉法/学校教育法				市民活動団体の財源	
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み		
	A	B	C			
福祉のまちづくりを推進するには、学齢期から障害に亘って当該項目について学習する日強がある。		●		感受性豊かな子どもの頃から色々な体験を通して「思いやりの心」「ともに生きていく心」を育んでいくために、市内の小・中・高等学校と協働して、福祉教育の実践を推し進めるためのさまざまな事業を展開しています。また、学齢期のみならず、障害にわたって当該住民が地域福祉の主体であるよう性別・年齢を問わず種々の福祉教育事業を展開する。		
						
						
年度別計画管理表						
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
福祉教育の推進		◎	☆	☆	☆▶	
	①夏休みの期間を利用して、市内の小・中学・高等学校の生徒を対象に、福祉について事前に学習したうえで、社会福祉施設を1日訪問し、入所している方とともに時間を過ごしながらボランティア活動を実際に体験し、思いやりの心、たすけあいの心を育む②障害をもった方を学校に招くなどして講演会を開催したり、点字や手話、要約筆記、車イスの使用方法などを学習する福祉実践教室を開催③福祉学習や体験が円滑に進められるよう、「福祉ボランティアQ&Aガイド」「福祉教室ガイド」「福祉施設体験パンフレット」を作成し、活動に応じて配布する。また成年を対象とした「福祉教室」も併せて開催する。なお、福祉教育を推進する当該学校に対しては、従来どおり職員を派遣するなどして「福祉教育の推進」に努める。					
成果指標	1 ボランティア活動（市民活動）に参加する当該者は増えたか。 2 福祉教育の意義・内容・実践方法について理解を深め、教員の指導力を向上することはできたか。また、小・中・高校生の福祉教育の推進のリーダーを育成することはできたか。 3 福祉教育事業実施後のフォローを遂行できたか（福祉教育事業の体験者が自ら「福祉教育の実践者」として、当該行為の担い手となったか）。					
エリア	市内全域					

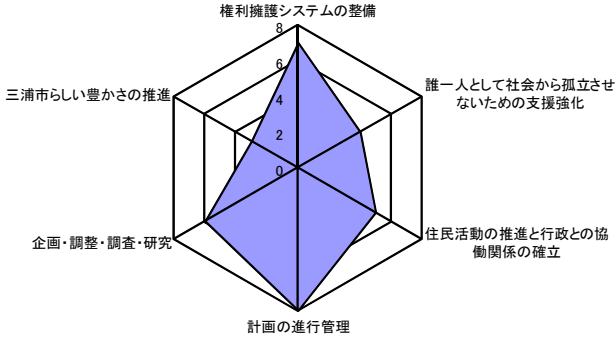
事業名	地域福祉推進モデル事業の推進			財源	三浦市社協一般会計 市民活動団体の財源
実施主体	三浦市社協/市民活動団体				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
自らが問題意識をもって活動に取り組みたいと考えているが、人材も活動の場も資金もない。アイデアはあるのだが…。		●		三浦市社協が創設した「地域福祉推進モデル事業」のさらなる充実によって、先駆的な活動に取り組む市民団体を支援する。 平成 18 年度は、三浦市手をつなぐ育成会との協働により、知的障害者の宿泊体験施設を、民家から借り上げるなどして設けた。これを足がかりに、市内に知的障害者のためのグループホームを整備したい考えであった。知的障害者支援「すわのいえ」は、地域福祉推進モデル事業の第1号指定事業で、運営は育成会の有志がボランティアでおこなっている。現在、指定は解除されたが、育成会が自ら自主財源を捻出し、場所を移して運営を続けている。他にも精神障害者の作業所が、三浦市の総合福祉センターを活用して「マグロ角煮」の製造・販売に取り組んだり、発達障害児の家族らで構成する団体が、同じく三浦市総合福祉センターの多目的ホールを活用して「ミニ学童保育」を運営するなど、その活動は着実に身を結んでいる。   	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域福祉推進モデル事業の指定	☆	☆	☆	☆	☆▶
	今後とも先駆的な市民活動をモデル事業に指定し、当該団体を支援する。また、恒常的な支援が当該団体の自立を損ねることのないよう計画的な支援を実践する（支援機関が終了した後も事後フォローに努め、新たな共同体としての関係性を構築する）。なお、モデル事業の指定にはプロポーサル方式を採用し、指定を求める団体自らにプレゼンをさせるなど透明性・公平性の確保に留意するとともに、当該事業の公共性を担保する。 ※地域福祉推進モデル事業の実績等については、社協発行の広報誌「社協みうら」や開設予定のホームページによって広く市民に周知し、市民活動への意識喚起に寄与する。				

(次頁へ)

成果指標	1 モデル事業の指定団体は増えたか。 2 モデル指定が終了した後も活動が続けるなど、当該団体が自律した市民活動団体として、地域の貴重な社会資源となっているか（また、その一翼を担っているか）。 3 モデル事業の指定を通じて、新たな地域課題が顕在化し、その解決方策を根拠として市民提案型の公共事業が施策化されたか。 4 モデル事業の指定を通じて、人材育成、新たな活動拠点の確保、情報の流通は活性化したか。 5 また、モデル事業の指定団体が、自ら前項 4 の活動に積極的に取り組んだか。
エリア	市内全域

3 社協事業の総合的推進

(1) 計画の進行管理

事業名	三浦市民生活向上会議の強化			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	三浦市社協				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
「計画をつくることが目的」となって、実行力のある市民主体の行動計画となっていない。			●	本計画の進行管理や、同計画とリンクする三浦市地域福祉計画の進行管理をおこなうとともに、市民活動に関する各種計画について、民意の集約をおこない、必要に応じて各種提言を行う。	
					
生活向上会議の様子					
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
向上会議の充実	☆ 地域福祉活動計画及び地域福祉計画の評価、計画の改定を中心に「まちづくり」の視点をもって、市民活動を実践的に支援する「三浦市民生活向上会議」活動の一層の充実を図る。	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 地域福祉活動計画等の進行管理を、自らの実践的活動を通じて検証できたか。 2 前項 1 の結果を市民に公表し、市民活動に関する意識を喚起できたか。 3 前項 1～2 の活動を通じて、政策提言やアドボカシー活動を実践するとともに、新たな市民サービスを創出することができたか。				
前計画事業の総括評価					
					
※上図は、第2次地域福祉活動計画の基本計画に基づいた総括評価表である。10点満点の評価で、最高位は「計画の進行管理」であった。三浦市民生活向上会議の活発な活動が評価された（三浦市地域福祉計画の進行管理には大きな課題を残すが…）。逆に低位に終わったのは「三浦市らしい豊かさの推進」で、インフラの整備やユニバーサルデザインによる「まちづくり」に大きな課題を残す結果となった。また「誰一人として孤立させないための支援の強化」では、高齢者福祉の充実に対し、障害福祉関連施策の遅滞が低評価を招いたと考えられる。なお「住民活動の推進支援」では、市民活動団体間相互のネットワークの構築や人材育成・情報提供システムの確立に課題を残す。顧問弁護士との協働により進めた「権利擁護システムの整備」は「日常生活自立支援事業」の充実と相俟って、三浦市初の成年後見制度市町村申し立てを実現するなど行政サイドの意識喚起も含め一定の成果を上げたと考えられる。					
エリア	市内全域				

(2) 企画・調整・調査・研究

事業名	新たなサービスの創出に向けて			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	三浦市社協				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
三浦市社会福祉協議会組織体制整備方針に基づく、組織体制強化を図ることができるか。具体的には、部会制の導入や各種委員会活動の強化が課題となっている。			●	これまでに三浦市社協が果たしてきた歴史的役割から、調査研究・開発機能を強化し、先駆的・開拓的福祉サービスの創出や援助活動を実践する。またこれら一連の活動に社会性を持たせる試みを実行し、当該サービスをオフィシャルなものに移行していく。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企画・調整 調査・研究 機能の強化	☆ 三浦市社協の企画・調整機能強化することによって、新たな福祉サービスの創出に努める。また福祉サービスのみならず、三浦市民の多様な健康サービス、循環型社会の形成に対応した環境サービス、地域の情報化に不可欠な情報サービスの創出にも取り組む。なお、地域の社会資源を活用して、地域の様々な課題解決のためのサービス提供に取り組む。コミュニティビジネスの発掘や創業支援にも取り組む。	☆	☆	☆	☆▶
成果指標	1 地域福祉推進モデル事業などを通じて新たな公的サービスを創出することができたか。 2 健康サービスについては、メディカルサポート体制の充実等によって、新たな産業創出に寄与するような環境整備を果たすことができたか。また、モニターなどを通じて、その結果を得ることができたか。 3 コミュニティビジネスについては、事業の発掘や創業支援の取り組みにより、新たな雇用の創出及び当該事業への参画をきっかけとして、新たなサービスを創出する機運が高まったか。 4 1～3 を実行すべく、三浦市社協の組織体制を「組織体制整備方針」に基づいて整備できたか。				
エリア	市内全域				

事業名	コミュニティワーク機能の強化			財源	三浦市社協一般会計	
実施主体	三浦市社協					
関連法	社会福祉法					
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み		
	A	B	C			
社協職員の日々の業務を適正に評価するための基準づくりが求められている（現場では、ワーカーの地域福祉活動に対する評価が言語化されておらず、これを組織が共有していないため、担当者ごとに支援の有様が異なっている。そこで、平成 21 年度に導入予定の人事考課制度とは異なるコミュニティワークの評価手法の確立が求められている）。			●	三浦市社協のコミュニティワーク機能を強化するため、コミュニティワークの評価項目づくりを推進する。 とりわけ記録の整備に傾注し、これをデータベース化することによってカンファレンスの質を高め、もってより良い処遇（標準化された質の高いコミュニティワーク）の遂行に努める。		
年度別計画管理表						
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
コミュニティワークの評価手法の確立	★ ①コミュニティワークの評価項目を作成する（まずは職員間で評価項目を作成し、それを共有化。徐々に最善のものとしていく。） ②次の段階として、それを住民とともにこなえるような仕組みを構築する（評価項目づくりや診断を住民とともにこなう。）③PDCA サイクルのチェックにこれを活用するため、記録の整備を徹底する。	◎	☆	☆	☆▶	
成果指標	1 コミュニティワークの記録であるが①記録を業務管理の視点だけでなく、業務の質を高める視点で整備できたか②記録の継続性を確保すべく、短時間で記録できる様式になっているか③記録化業務がカンファレンスなどの O J T やスーパービジョンに活用される業務構造の一環として位置づけられているか。 2 前項 1 をシステム化することによって、当該コミュニティワークの評価項目づくりをおこなえたか。 3 コミュニティワークの評価基準を設けることによって、社会ニーズを社会化し、市民活動団体が生み出す活動や事業を評価（活動や事業、ネットワーク化の視点から）し、当該活動を活性化することができたか。 4 コミュニティワークの推進によって、「地域特性」「社会資源」「生活問題」を顕在化し、当該課題を解決するために市民参加を促進できたか。					
エリア	市内全域					

【参考】社協情報NORMA「コミュニティワーク（神戸学院大学准教授／藤井博志）

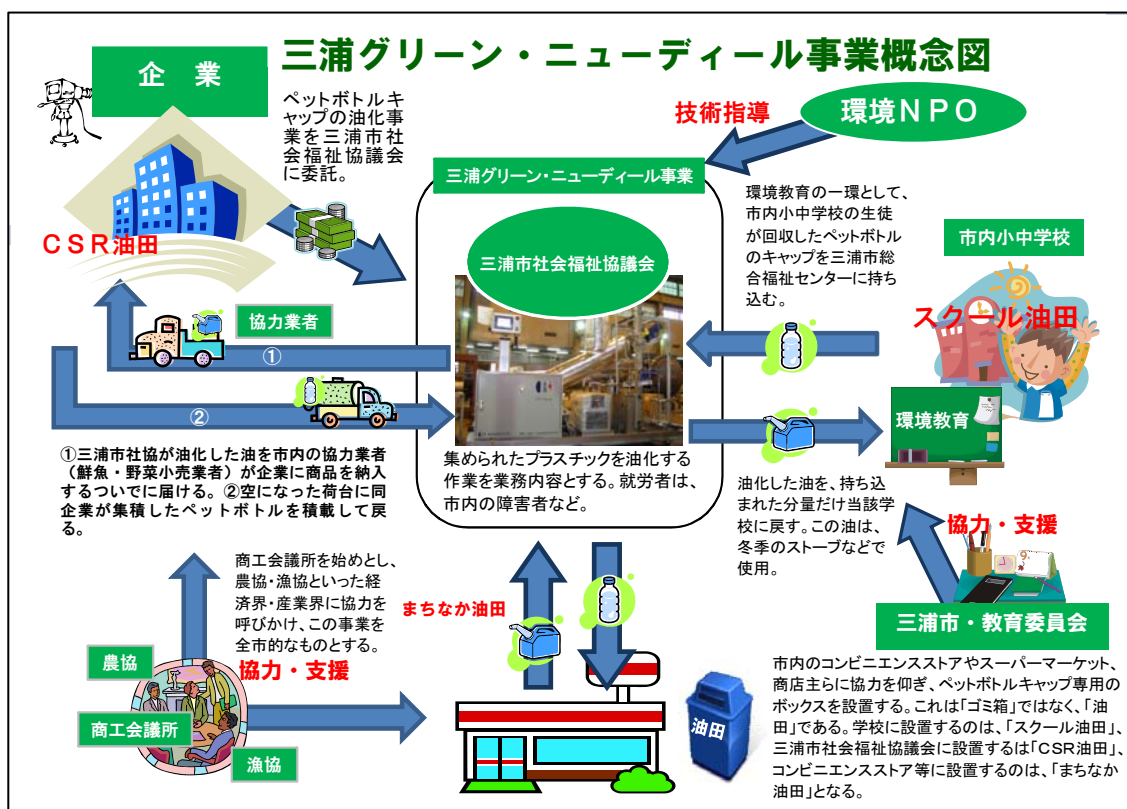
4 三浦市らしい豊かさの推進

(1) 環境問題への取り組み強化

事業名	環境問題への取り組み			財源	三浦市一般会計
実施主体	三浦市社協／三浦市／市民				三浦市社協一般会計
関連法	環境基本法／自然環境保全法／社会福祉法／環境影響評価法等				市民活動の財源
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
三浦市の豊かな自然やCO2の削減を目途とした市民運動の高まりが求められている。		●		三浦市が進めるスカベンジ運動を促進し、世界的規模で問題視されているCO2の削減を実現するとともに、環境教育の充実や循環型社会の形成をめざす。 併せて、環境政策と福祉政策の融合を試みる。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
スカベンジ運動の推進	☆ 三浦市が主導的に進めるスカベンジ活動や三浦市信用金庫が先駆的に実施している「環境美化運動（海岸清掃）」を今後とも推進し、豊かな自然を保護するための取り組みを全市的なものにする。	☆	☆	☆	☆
環境問題と福祉事業の融合		◎ （仮称）三浦グリーンニューディール事業実現の可能性を模索する（後述）。	☆	☆	☆
成果指標	1 現在、世界が直面している様々な環境問題は消費者だけではなく、企業の経営戦略、国の制度設計にも大きな影響を与えている。そこで、自然共生都市を標榜する三浦市としても①環境問題と環境政策に関する理解②環境政策の原則、手法に関する理解③地球温暖化問題に関する理解④環境政策の評価能力の涵養が市民的に図られたかを一つの成果指標とする。 2 環境問題を福祉政策と絡めて事業化するとともに、その行為そのものが「環境教育」「福祉教育」に繋がるような活動を実践化できたか。 三浦藤沢信用金庫が企業のCSRとして実施する海岸清掃運動には、多くの市民が参加している。 				
エリア	市内全域				

「（仮称）三浦グリーン・ニューディール事業」は、CO₂削減を目途としたプラスチックの油化事業（具体的事業内容については、後述）を業務内容とした障害者の就労支援事業であるが、そこに環境教育を付帯させたり、市内企業に協力を呼びかけ、三浦市民

一丸となって、事業を展開することを特徴とする。
仕組みは、下図のとおりである。



①プラスチック（ペットボトルキャップ）を投入②油化装置をボタンで運転③油を抽出

三浦市社会福祉協議会が所有する「三浦市総合福祉センター」の地階倉庫（左写真参照）を作業場に改装し、「廃プラスチック油化装置」を設置する。作業内容はいたって簡易で、収集されたペットボトルのキャップを油化装置に投入し、装置を運転するだけ（左下写真参照）。指導員1名が常駐することによって、軽度・中度の知的障害者でも簡単に操作をすることができる。

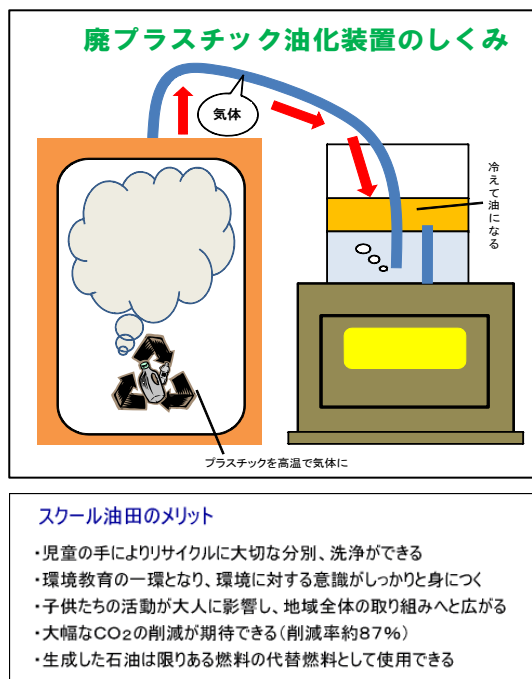
プラスチックを高温で溶解し、蒸気にする。それを冷却することによって石油を取り出しているわけだ。もちろん高度な技術を要するわけだが、原理はそう難しくない。この装置を開発した業者によると、この装置を活か

すのは、やはり「人」だという。いかにして、プラスチックを集めるかがキーポイント

となるのだ。

業者曰く「ゴミの中から目的のプラスチックを集めるのは容易なことではない。しかし、石油を抽出するためだというハッキリとした目的があれば、きちんと洗浄・分別もできるはずだ。」とのこと。

これに障害者の就労と環境教育を結びつけるのだ。いわずもがな環境教育とは「環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること」である。学校の「ゴミ箱」を「スクール油田」と命名し、ゴミも分別することによって、資源となることを学童に体感させる。もって環境問題に対する関心を喚起しようというわけだ。前述のとおり、装置の操作は、知的障害者でも十分に可能だ。しかも「廃プラスチック油化装置」を使用した場合、1キログラムあたりのプラスチックで、1リットルの油を抽出



することができる。それによって約87%ものCO₂の削減を可能とするわけだが、この明快さこそが、本機の最大の特徴であり、自分達の行為が数字に表れる「わかりやすさ」が、達成感の体得と目標の設定を容易にする。また「CSR(注9)油田」として、協賛企業から排出されるペットボトルキャップの油化を三浦市社会福祉協議会が請け負う。

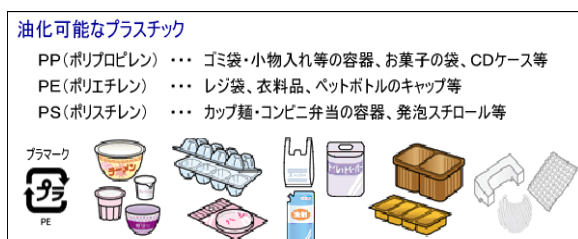
三浦市社会福祉協議会としては、油化装置を固定資産として購入するのではなく、これをリースして、事業費に計上したい意向がある。投機的なリスクを避け、堅実に事業を推進するためだ。従って、油化装置のリース代金及び作業に従事する当該者の工賃を委託料として、契約を締結する必要がある。それも単年度契約ではなく、リースの償還期間が終了するまでの期間をもってこれに臨まなければならない。目指すは、市内作業所平均工賃の倍増である。

それでは、油化した油とペットボトルキャップの搬送はどのようにするのか。三浦市社会福祉協議会では、ここで経済界、産業界の協力を仰ぎたいと考えている。協賛企業においては、本事業を機に三浦市の特産品である野菜やマグロを関連会社が経営する社員食堂や売店で使用・販売していただく。これを納入する際に三浦市社会福祉協議会が油化した油を協賛企業に届けてもらう。そして空になった荷室にペットボトルキャップを積載し、作業場まで届けてもらおうというわけだ。本会が油化した油は、協賛企業が

所有する公用車の燃料として活用される。それはまさに CSR であり、環境にも配慮した先駆的な取り組みだと言って差し支えないだろう。第一次産業を基幹産業とする三浦市

原料は家庭から	油にすることで…	生成した油は…
・原料は家庭から持参 ・目の前でリサイクルを体験 ・いつも捨てていたゴミが油に！	・廃プラの埋立や焼却の減少 ・CO2の大幅な減少 ・限りある資源の有効活用	・アルコールランプ等の燃料に！ ・ボイラーや焼却炉の燃料に！ ・発電機等の燃料に！

としても、販路の拡大という以上の経済効果が期待できるだけでなく、全国に先駆けて「エコのまち」「障害者の就労支援」に積極的な先進市として、これを全国に発信すること



ができる。そして、こうした取り組みを通して「第三の油田」として市内のいたるところに「まちなか油田」を設置し、本事業を全市的な取り組みとしていきたいと考える。いずれにしても、本事業の主人公は市民である。何故ならプラスチック

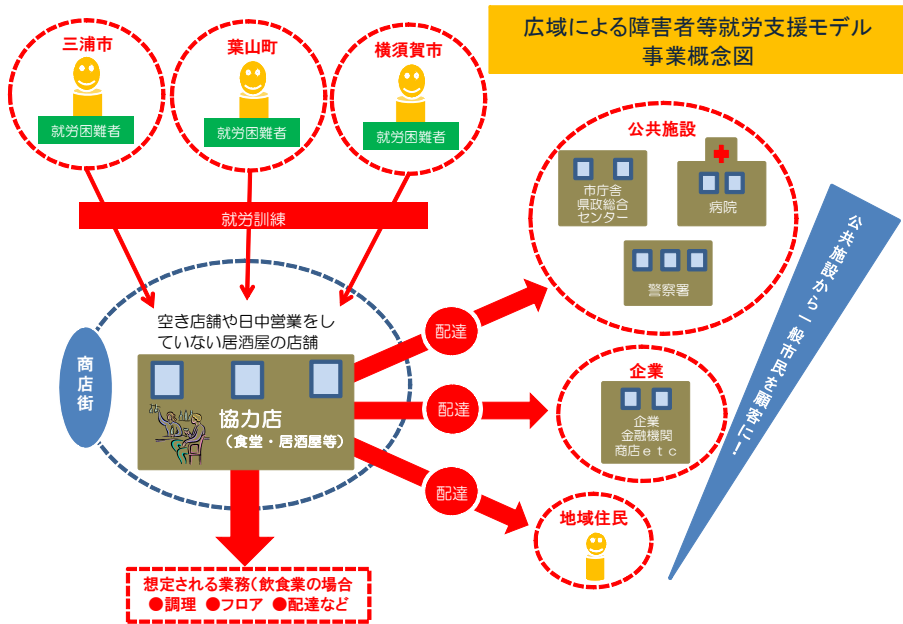
なら何でも油化できるというわけではないからだ。油化できるのは、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリスチレンの三種。ペット本体や塩化ビニール、ナイロンなどは油化することができない。それと残渣、CO2の排出量を最小限に抑えるためには油化するプラスチックを洗浄しなければならない。「毎一個のゴミ減らし」というが、行政も三浦市社会福祉協議会も個々人の台所にまでは入り込むことがはきない。

そこは三浦市民各位の良識に委ねるしかないからだ。だからこそ、学童期から環境問題に関する正しい知識と理解を醸成する必要があるわけだが…。本事業はまさに、三浦市民が一丸となって取り組む大いなる挑戦でもあるのだ。

注9＝企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）は、企業が利益を追求するのみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者）からの要求に対して、適切な意思決定したことを指すものである。企業の経済活動にはステークホルダーに対して説明責任が有り、説明出来なければ社会的容認が得られず、信頼のない企業は持続できないとされる。持続可能な社会を目指すためには、企業の意思決定を判断するステークホルダー側である消費者の社会的責任（CSR: Consumer Social Responsibility）、市民の社会的責任（CSR: Citizen Social Responsibility）が必要不可欠となる。

※本事業の実現に関しては、石油製造法や産業廃棄物処理法などの各法令、また各種税制の問題などクリアしなければならない課題が山積している。三浦市社協の顧問弁護士とも調整しているところだが、慎重な対応を要することを付言する。

(2) 広域モデル事業の試行

事業名	広域モデル事業の試行			財源	三浦市社協一般会計
実施主体	三浦市社協				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
三浦市には、障害児者に関する施設が少なく、広域で解決しなければならない問題が山積している。 また、災害時の対応など近隣市町との協働で進めなければならない事業もある。		●		災害時の対応に備えて、近隣市町とのネットワークを強化するとともに、市民ニーズを充足するための広域事業をモデル的に施行する。 	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
災害時ネットの強化	★ ①災害時に備え、横須賀市、逗子市、葉山町社協と有事の相互支援協定を締結する	◎	☆	☆	☆
広域モデル事業の試行	①空き店舗対策を通じて、障害者の就労支援事業を横須賀市・三浦市・近隣社協等との協働で進める。				
成果指標	1 災害時の備え、近隣市町社協と相互支援協定を締結することができたか。 2 障害者の就労支援事業を広域でモデル的に試行することができたか。				
 ※ 上図は、今般想定している「広域障害者等就労支援モデル事業」の概念図である。地域経済の低迷により、三浦市内で当該者の就労問題を解決することはもはや困難となりつつある。こうした状況に鑑み、その裾野を隣接市の横					

(次頁へ)

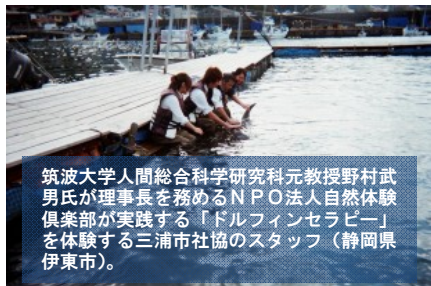
	須賀市や葉山町にまで広げ（店舗経営をおこなう商業地域が多いことなどの優位性を活かすべく）、広域のメリットを活かして就労支援事業に取り組もうというのが本事業である。まず、特定の商業地域を設定し協力店を募る。この場合、これまでの経緯（神奈川県では、長きに亘って「ともしび基金」による「ともしびショップ（喫茶）」を運営してきた歴史を持つことなど）から接客を有する飲食業が相応しいと考える。なお、京急横須賀中央駅周辺には、飲食店が立ち並んでおり有力な候補地となろう（三浦市や葉山町の当該者が通勤することを考えると京急沿線に立地していることは、必須条件となる）。但し、路地裏などあまり奥まった場所は相応しくない。協力店の形態は、現段階で2種。1種目は、空き店舗。2種目は、日中は営業をしていない居酒屋等の有効活用（いわゆる二部制である）である。就労者の選定には、三浦市や横須賀市、葉山町の「手をつなぐ育成会」など家族会や当事者団体に協力を仰がなければならない。また、顧客獲得までの期間、市役所や合同庁舎、病院、警察署といった公共施設に購買協力を依頼するとともに、販路を拡大すべく、地域の企業回りも必要となる。理想は、地域の住民が気軽に立ち寄れる「場所」とすることであり、地域住民に愛される「店舗」である。もとより利用者に供給する食材には、こだわらなければならない。「地産地消」を標榜し、三浦半島で生産された食材を使用して「食の安全」を確保することはもとより、味の面でも価格以上のものを供給しなければ顧客の満足度は向上しないからだ。そのためには、メニューの徹底したレシピ化と相当期間の訓練が必要であり、協力店自らの支援のみならず、関係機関・団体、ボランティアの協力も不可欠となる。したがって、本事業の成果指標は、数多くの社会資源がこれに関わり、最終的には「まちづくり」の視点をもって商店街の活性化につながったか否かとなろう。
エリア	市内全域

(3) 海など自然環境を生かした地域福祉事業の試行

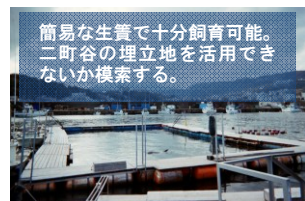
事業名	三浦の自然環境を生かした福祉事業の展開			財源	三浦市社協一般会計 市民活動団体の財源	
実施主体	三浦市社協／市民活動団体／NPO法人					
関連法	社会福祉法					
課題（ニーズ）		レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
		A	B	C		
豊かな自然に囲まれた「三浦」に居住しながらも、外出の機会の少ない当該者を対象に、自然とふれあえるような「社会福祉事業（場合によっては、公益事業）」を展開してほしい。			●		10 年以上にわたって継続実施している「障害児者」を対象としたイベント「皆で海に親しむ会」のさらなる充実に加え、同じく海を活用した「ドルフィンセラピー」事業にも挑戦する。	
年度別計画管理表						
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
既存事業の充実	★ 既に実施している「皆で海に親しむ会（海の家を貸し切り、バーベキューやクルージングを楽しむ）」の充実を図る。	◎	☆	☆	☆	
ドルフィンセラピー事業の模索	★ ドルフィンセラピー（ニールカ介在療法（Dolphin Assisted Therapy）は動物介在療法の一種であり、障害や疾病に対する治療を目的とするものでなく、発達支援、心身機能の改善、QOL（生活の質）の向上、あるいは健康の増進が目的。自閉症など発達障害の場合、障害そのものが完全に治癒するものではないことから、生涯にわたり支援を必要とする。こうした当該者の発達支援プログラムのひとつとしてドルフィンセラピーは考えられている。発達支援プログラムの中でも近年特に注目されている余暇支援プログラムとして位置づけられよう。もちろん発達障害児者の状況に応じて支援プログラムは異なるわけだが、主として、イルカと関わることでより「チャレンジする意欲」を喚起し、「達成感」を体感すること、学習やコミュニケーションの意欲を高めること等が目標となる。）の実現を模索する。	★	◎	☆	★	
成果指標	1 豊かな自然を生かした「福祉メニュー」を開発することができたか（現行の「皆で海に親しむ会」の参加者は増えたか）。 2 ドルフィンセラピーに先駆的に取り組んでいるNPO法人、三浦市（商工観光課等）、三浦市漁協、三浦海業公社、商工会議所、スポンサー企業等との協働で、ドルフィンセラピー事業を実現することができたか。 3 前項 2 の実現をツールとして、新たな社会資源を創出することができたか（クラブハウスの経営（宿泊施設及びレストランを含む）による「障害者の雇用創出」など）。					
エリア	市内全域					



漁協の建物を改築したNPO法人のクラブハウス。



筑波大学人間総合科学研究科元教授野村武男氏が理事長を務めるNPO法人自然体験倶楽部が実践する「ドルフィンセラピー」を体験する三浦市社協のスタッフ（静岡県伊東市）。



簡易な生簀で十分飼育可能。二町谷の埋立地を活用できないか模索する。

(4) 市民オンブズマン制度の確立

事業名	市民オンブズマン制度の確立			財源	市民活動団体の財源
実施主体	NPO法人				
関連法	社会福祉法				
課題（ニーズ）	レベル			事業の概要と解決に向けた取り組み	
	A	B	C		
市民一人ひとりが行政の問題に関心を持ち、これに関わることができるよう「市民オンブズマン制度」を確立してほしい。 ※本事業計画は、活動評価促進部会の特別オーダーによる。三浦市が、地域福祉計画の進行管理を怠った事実を看過した市民サイドの反省に立脚する。		●		「オンブズマン ombudsman」とは、スウェーデン語で「代理人」を意味する言葉。もともとは、国民の代理人として行政機関に対する苦情処理や行政活動の監視・告発などをおこなう職務につく人材を指す（オンブズマン制度）は、西欧を中心に普及）。いわば「オンブズマン制度」とは公的なものであり、「市民オンブズマン」とは別もの。本計画では、制度として確立していない「オンブズマン制度」を「市民オンブズマン（市民自ら「オンブズマン」として行政の不正・腐敗を追及していこうというのが市民オンブズマンの役割。市民一人ひとりが行政の問題に関心を持とうというのが「市民オンブズマン」の理念である）制度」として、市民主導で確立しようというもの。	
年度別計画管理表					
対応事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民オンブズマン制度の導入	★ 「市民オンブズマン設立委員会」の設置をとおして、市民オンブズマン制度の実現をめざす（第三者制を担保するため、NPO法人による事業化が相応しいと考える）。	★	◎	☆	☆▶
成果指標	1 弁護士等の専門職の参画を得るなどして、市民がもつ権利を最大限に活用し、「行政を市民の手に取り戻す」運動として「市民オンブズマン制度」を確立することができたか。 2 市民の市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言をおこなえたか。また、市民の権利・利益を擁護することができたか（オンブズマンの運動により改善されたサービス・職員対応・施策の件数）。 3 市民オンブズマン制度があることにより、当該職員（三浦市の職員のみならず三浦市社協の職員なども対象となる）に執務上の緊張感を与え、事務処理などの適正化を図ることができたか。 4 市民の行政施策に関する関心は高まった（モニター調査の実施）。 5 市民オンブズマン制度の確立を契機として「公的オンブズマン制度」が三浦市において制度化されたか。				
エリア	市内全域				

